

令和元年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和元(2019)年6月
サイバード大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	4
基準 1. 使命・目的等 ······	4
基準 2. 学生 ······	10
基準 3. 教育課程 ······	32
基準 4. 教員・職員 ······	61
基準 5. 経営・管理と財務 ······	77
基準 6. 内部質保証 ······	90
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 ······	95
基準 A. 社会貢献・教育連携 ······	95
V. 特記事項 ······	101
VI. 法令等の遵守状況一覧 ······	102
VII. エビデンス集一覧 ······	116
エビデンス集（データ編）一覧 ······	116
エビデンス集（資料編）一覧 ······	116

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

「～情報革命で人々を幸せに～」（ソフトバンクグループの経営理念）

サイバー大学（以下「本学」という）は、ソフトバンクグループ創業以来の志が凝縮されたこの経営理念に立ち、ソフトバンクグループを親会社として設置された株式会社立のインターネット制大学（平成19（2007）年4月開学）である。インターネットを利用し、昼夜を問わず学べるオンデマンドの学修環境を整備している高等教育機関は、欧米や韓国等には数多くの前例があるが、スクーリング（面接授業）を一切課すことなく、卒業要件単位のすべてをインターネット経由の「高度メディア授業」のみで履修させ、通学制大学の4年間の教育課程と同等の教育を行って学士の学位（IT総合学）を与える大学は、日本では本学が初めてである。

通学不要の「インターネット大学」であるが故、キャンパスに足を運ぶことの難しい社会人や、身体的な理由で通学が困難な者など、これまで高等教育を受ける機会を逸してきた者に対し、分け隔てなく学修の機会を提供することを目指しており、本学の根底を成す「建学の理念」としては、「場所や時間など個人の環境や条件を問わず、勉学に意欲のある多くの人に幅広く質の高い学修の機会を提供し、社会の形成者として有能な人材を育成する」と謳っている。

また、学則の第1条には、本学の目的並びに使命として、「学校教育法第83条に掲げる大学の理念を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、経済・科学技術・文化の発展に貢献することを使命とする」と社会に表明している。

そして、親会社が世界的なハイテク企業への投資事業を営むソフトバンクグループの事業資産を活かし、本学を運営する株式会社サイバー大学（平成31（2019）年1月よりサイバユニバーシティ株式会社から事業承継）では「情報革命で人々に学習の機会を」という経営理念を掲げ、PCだけでなく、スマートフォンやタブレットなど、受講者が所有する様々な端末での学習を可能としたクラウド型学習管理システム「Cloud Campus」を独自開発して、ICT活用教育の発展に注力している。このような新たな形の学修環境を確保することで、多忙な社会人学生であっても、通勤中や昼休憩等の隙間時間も無駄にせず、働きながら学修を継続することが可能となり、地理的・時間的な制約を受けずに幅広く大学教育の機会を提供している点が、本学の大きな個性・特色である。

また、本学IT総合学部では、学則第3条に掲げる「一般生活や事業活動において社会基盤となりつつある情報通信技術の基礎知識から利用技術を身に付け、技術革新に即したITの実践的価値観を養い、ビジネス原理に基づく経済価値の創造への適用を探求すること」とという教育研究目的の下、「高度IT人材」の育成に取組んでいる。産業界のニーズと大学教育とのギャップの解消を目指し、社会情勢の変化や技術革新にも絶えず対応しながら、IoT・ビッグデータ・AIといった最先端の知識や技能を修得させる実践的な教育課程の充実に努めており、それも本学の個性・特色の一つとなっている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 19(2007)年 4 月	サイバー大学 IT 総合学部 IT 総合学科及び世界遺産学部世界遺産学科開設
平成 22(2010)年 10 月～	世界遺産学部世界遺産学科の新規学生募集停止
平成 23(2011)年 4 月～	IT 総合学部 IT 総合学科 コース・プログラム制開始
平成 28(2016)年 4 月～	IT 総合学部 IT 総合学科 IT コミュニケーションプログラム開設
平成 30(2018)年 4 月～	IT 総合学部 IT 総合学科 AI テクノロジープログラム開設
平成 31(2019)年 1 月～	会社分割により、サイバーユニバーシティ株式会社から株式会社サイバー大学に設置者変更
平成 31(2019)年 3 月	世界遺産学部世界遺産学科廃止

2. 本学の現況

・大学名

サイバー大学（英文名：Cyber University）

・所在地

福岡県福岡市東区香椎照葉三丁目 2 番 1 号 シーマークビル 3 階（福岡キャンパス）
東京都港区芝公園一丁目 6 番 8 号 泉芝公園ビル 4 階（東京オフィス）

・学部構成

IT 総合学部（IT 総合学科）

・学生数（令和元（2019）年 5 月 1 日時点）

IT 総合学部正科生 2,669 人

・教員数（令和元（2019）年 5 月 1 日時点）

IT 総合学部専任教員 25 人

IT 総合学部客員教員 51 人

・職員数（令和元（2019）年 5 月 1 日時点）

事務職員 61 人（ティーチングアシスタントを含む）

平成 19(2007)年 4 月に開学したサイバー大学は、構造改革特別区域法の掲げる「学校設置会社による学校設置事業」（特例措置番号 816）と称する規制の特例措置の適用を受けた株式会社立大学であり、「福岡アジアビジネス特区」を活用し、当該地域の特性を生かした教育を行い、地域産業を担う人材の育成を行うため、福岡市にキャンパス（福岡キャンパス）を配置している。

また、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」(特例措置番号 832)と称する規制の特例措置の適用も受け開学し、「インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成する」、いわゆる通学不要の「インターネット大学」(「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」)として、日本の全都道府県、更には海外にまで広範囲に在住する学生を受入れている。

平成 22(2010)年 10 月からは、入学定員の重点化施策という位置付けの下、厳しい運営状況にあった世界遺産学部を募集停止したが、親会社であるソフトバンクグループとの緊密な連携により、IT 総合学部の潜在的な志願者層にターゲットを絞り、人的・資金的資源を集中させた結果、IT 総合学部の志願者数は毎年堅調に増加傾向が続いている。

更に近年では、本学が教育目的に掲げる「高度 IT 人材」の育成を基軸に、平成 28(2016)年 4 月には、IT リテラシーの総合的な向上を目指す「IT コミュニケーションコース」、平成 30(2018)年 4 月には、AI (人工知能) のアプリケーション開発や AI を用いた様々な課題解決について学ぶことができる「AI テクノロジープログラム」を新設し、内閣府が提唱する「Society 5.0」で実現する社会への適応を見据えた教育課程の充実に注力してきた。

そして、平成 30(2018)年度は、年間で 1,124 人という過去最高数の新入生を獲得し、令和元(2019)年 5 月 1 日時点で、IT 総合学部の在学生数は 2,669 人 (収容定員 2,500 人に対して 106.8%) に到達している。世界遺産学部世界遺産学科は、平成 31(2019)年 3 月にすべての学生が卒業したため、文部科学省に学部廃止の届出を行っている。

なお、本学の学校設置会社については、平成 31(2019)年 1 月 1 日をもって、会社分割方式でサイバーユニバーシティ株式会社より大学事業を承継した株式会社サイバー大学（代表取締役社長を学長が兼務）に設置者変更することを文部科学省から認可された。株式会社サイバー大学は、親会社の支援の下、資本金 1 億円及び資本準備金 7 億 5,000 万円で設立されている。大学事業単体での事業計画については、近年における収容定員充足率の改善に伴って、平成 27(2015)年度以降の黒字経営が今後も継続する見通しであり、中長期的に財務基盤は盤石な状態である。

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、I に記した「建学の理念」を踏まえて、大学の使命・目的及び教育目的を「サイバー大学学則」（以下「学則」という）のなかで、以下のとおり具体的に定め、社会に表明している【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】。

大学の目的・使命（学則第 1 条）

サイバー大学（以下「本学」という。）は、学校教育法第 83 条に掲げる大学の理念を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、経済・科学技術・文化の発展に貢献することを使命とする。

学部学科の教育研究上の目的（学則第 3 条の 3）

IT 総合学部 IT 総合学科は、一般生活や事業活動において社会基盤となりつつある情報通信技術の基礎知識から利用技術を身に付け、技術革新に即した IT の実践的価値観を養い、ビジネス原理に基づく経済価値の創造への適用を探求することを教育研究目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的を簡潔に表現し、本学の運営に関わるすべての構成員の共通ビジョンとして浸透させるために、本学を運営する株式会社サイバー大学（平成 31(2019)年 1 月よりサイバーユニバーシティ株式会社から事業承継）では、平成 27(2015)年 9 月に「建学の理念」の趣旨に立ち返りつつ、「情報革命で人々に学習の機会を」という経営理念を策定し、学内外に周知している【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】。

また、IT 総合学部の教育研究上の目的に関しては、アドミッショն・ポリシーにおいて、「ビジネスのわかる IT エンジニア」及び「IT のわかるビジネスパーソン」という簡潔な表現を用いて、「高度 IT 人材」の育成目標をわかりやすく示している【資料 1-1-6】。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、すべての授業をインターネット経由で行う通学不要の学修環境を

確保することにより、キャンパスに足を運ぶことの難しい社会人や、身体的な理由で通学が困難な者など、これまで大学への進学を逸してきた者に対し、地理的・時間的な制約を受けずに幅広く大学教育の機会を提供し、「高度 IT 人材」の育成を目指していることである【資料 1-1-7】。その趣旨は学則第 1 条の使命・目的や同第 3 条の教育目的に明文化しており、またその個性・特色を誰もがわかりやすく理解できるように、IT を活用して、「いつでも」「どこでも」受講することができるという本学の明確な特長を、わかりやすい表現で大学ホームページの「学長のあいさつ」に明示している【資料 1-1-8】。

1-1-④ 変化への対応

平成 30(2018)年度第 5 回教授会において、「建学の理念」、「使命・目的」、「教育目的」、「三つのポリシー」を一貫性のある内容に見直しをしており、「使命・目的」については、IT 総合学部の教育研究上の目的と合致するよう、「人類・文化の発展に貢献することを使命とする」から「経済・科学技術・文化の発展に貢献することを使命とする」に改めている【資料 1-1-9】。また、世界遺産学部世界遺産学科は、平成 31(2019)年 3 月にすべての学生が卒業したため、教育研究上の目的から削除し、文部科学省に変更の届出を行っている【資料 1-1-10】【資料 1-1-11】。

IT 総合学部では 20~40 代の有職社会人が主な学生層ではあるが、近年は 10 代から 20 代前半の若年層や、主婦層を含む女性の入学も増加傾向にあり、使命・目的に掲げた「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供」という趣旨にかなっている【資料 1-1-12】。急速な経済・社会の変化に応じて職業や働き方にも変化が生じているなかで、いわゆる「リカレント教育」を充実・拡大していくためにはオンライン教育の利活用が必要不可欠であり、通学不要で社会人も学びやすい環境を提供する本学の使命・目的は、今後も益々重要といえる。

また、平成 28(2016)年 6 月に実施された経済産業省の「国内 IT 人材の最新動向と将来推計による調査結果」によれば、今後人口減少に伴い IT 人材の不足が深刻化するという予測がされており、このような社会情勢からも最先端の情報技術とそれをビジネスで応用するための実践力を身に付けたいという需要が高いことがわかる。IT 総合学部の教育研究上の目的は、「情報通信技術の基礎知識から利用技術を身に付け、技術革新に即した IT の実践的価値観を養い、ビジネス原理に基づく経済価値の創造への適用を探求すること」と定めており、内閣府が提唱する「Society 5.0」で実現する社会を見据えた人材育成の取組みとして、昨今の社会的な要請に応えるものとなっている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

個性・特色を反映した大学の使命・目的及び教育目的は、「サイバー大学学則」のなかに明記されているが、今後も社会情勢の変化や技術革新に対応していくために、定期的に見直しの必要性がないか確認する。学則の改定が行われた際は、文部科学省に必要な届出を行うとともに、大学案内パンフレットやホームページ等の各種媒体においても、趣旨の一貫性が保たれるよう、表現の統一に努める。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

前述のとおり、本学の使命・目的及び教育目的は学則において明文化している。学則改定の際は、教授会の事前審議を行う会議体としての位置付けを持つ全学運営委員会で、予め協議検討を行っている【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】。

全学運営委員会は、委員長を務める学長以下、副学長、学部長、専門・語学・教養教務主任、学生主任等の教員管理職のほか、事業統制企画室長、学務部長、経営管理部長、入試・広報部長、システム部長等の職員管理職が構成員（平成 31(2019)年 4 月からは、実務担当である課長・センター長職も追加）となって審議を行うものである。また、構成員以外として、代表取締役社長及び監査役も「本会に参加し、意見を述べることができる。」と規程に定めており、幅広く意見を取り入れている。

平成 31(2019)年 1 月以降は、会社分割方式でサイバーユニバーシティ株式会社より大学事業を承継した株式会社サイバー大学へと設置者変更しているが、学長が学校設置会社の代表取締役社長を兼務し、取締役会の開催等を通じて社外取締役及び監査役と意見交換を行える体制にある。これまで本学の使命・目的、教育目的を反映した経営理念策定について取締役会で報告しており、学長兼社長のリーダーシップの下、使命・目的及び教育目的の策定等において、役員及び教職員の理解と支持を得ている【資料 1-2-3】。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的を記載した学則は、インターネット上のキャンパスである学習管理システム内に掲載し、教職員及び学生が常に閲覧できるようにしている【資料 1-2-4】。また、教授会を経て学則の改定が決議された場合には、文部科学省への届出を行った後に教職員及び学生に告知し、周知・徹底を図っている【資料 1-2-5】。

学外に対しては、本学ホームページ上に「教育情報の公表」のページを設け、そこで使命・目的及び教育目的を公表するとともに、大学案内パンフレットや募集要項にも、それらの趣旨を踏まえて掲載を行っている【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】。また、「大学ポートレート」においても本学の各種教育情報とともに掲載し、広く周知している【資料 1-2-9】。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、使命・目的及び教育目的を反映させる形で、表 1-2-1 の三つの事項を「ミッ

ション・ステートメント」として掲げている。

表 1-2-1 「サイバー大学中期目標」三つのミッション・ステートメント

「No. 1 インターネットオープンユニバーシティ」を目指して	
I	完全インターネットによる教育機会提供～「自己の価値向上」の為の「学び」を支援～
II	IT分野での社会人のリカレント教育～高度IT人材育成のための教育課程の充実と質保証～
III	「Cloud Campus」構想～最先端のeラーニングシステムによる产学教育連携～

「サイバー大学中期目標」は、三つのミッション・ステートメントを基に策定しており、「人材の確保と育成」、「大学の認知度/ブランド力向上」、「完全インターネット教育の充実」、「e ラーニング研究の推進」、「履修管理体制の強化及び学生支援の充実」、「社会貢献・産学間連携（産業界と大学教育との連携を主目的とし、意図的に「間」を用いる）」、「経営改善」の7領域について15の「基本目標」を設定し、それぞれに対応する計48項目の「行動目標」を定義している【資料 1-2-10】。

中期目標の事業計画に関する進捗状況や大学の将来展望については、半年に一度の頻度で開催される「全社キックオフミーティング」において学長及び代表取締役社長（平成31(2019)年1月から兼任）から教職員全体に周知されており、隨時PDCAサイクルを回しながら着実に計画を前進させている【資料 1-2-11】。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的に沿って三つのポリシー、すなわち「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」を策定し、大学ホームページの「教育情報の公表」に掲載している【資料 1-2-12】。三つのポリシーについては、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が策定した「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」を参考に、平成30(2018)年度第5回教授会において、一貫性のある内容に見直しを行っている【資料 1-2-13】。

IT総合学部では、高度IT人材育成の社会ニーズに資するため、平成28(2016)年4月よりITコミュニケーションコースと同プログラムを設置し、また、平成30(2018)年4月にはAIテクノロジープログラムを開設した。プログラム新設のプロセスでは、学則第3条に定める「教育研究上の目的」に合致する教育内容であるかどうかをIT総合学部運営委員会で審議検討した上で、全学運営委員会と教授会の議を経て、設置するプログラムで学生が身に付けるべき能力をディプロマ・ポリシーとして明文化している【資料 1-2-14】【資料 1-2-15】。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、令和元(2019)年5月1日時点、次に述べる教育研究組織を整備している【資料1-2-16】。

① 学部学科

「IT総合学部 IT総合学科」の1学部1学科を学士課程として設置している。世界遺産学部世界遺産学科は、平成31(2019)年3月にすべての学生が卒業したため、文部科学省に学部廃止の届出を行っている。

② 学務部

教育研究活動支援及び学生支援の中核を担う組織として学務部を設置しており、その傘下に教務課、授業サポートセンター、コンテンツ制作センター、学生サポートセンター、システムサポートセンター、研究推進課を置いている。組織図上は事務組織の範囲であるが、令和元(2019)年5月1日時点で学務部長、教務課長、授業サポートセンター長、コンテンツ制作センター長、研究推進課長を専任教員が兼務し、オンライン教育を円滑に推進するための教職協働体制を確保している【資料1-2-17】。

③ 会議体構成

教育研究組織の機動的な意思決定を確保するための主な会議体構成としては、教授会【資料1-2-1】及び全学運営委員会【資料1-2-2】の下に、学部運営委員会【資料1-2-18】、FD専門部会【資料1-2-19】、語学専門部会【資料1-2-20】、教養専門部会【資料1-2-21】、学生専門部会【資料1-2-22】等を配置し、それぞれが適切に運営されている(図1-2-1)。専門部会は、平成25(2013)年6月より、学長のリーダーシップの下、本学の教育研究に係る改善活動を迅速に推進する体制を構築する目的で発足している。全学運営委員会の構成員が部会長となり、教職員のなかから関係者を招集して集中討議を行う分科会の位置付けである。学部運営委員会と専門部会の違いとしては、前者は予め定期的な開催日(曜日・時間帯)を決めているが、後者は原則月1回の開催しながらも、柔軟に日程調整できるようにして、検討すべき議題があれば速やかに審議を行えるようにしている【資料1-2-23】。



図1-2-1 教育研究組織の主な会議体構成

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

平成30(2018)年度第5回教授会において、「建学の理念」、「使命・目的」、「教育目的」、「三つのポリシー」を一貫性のある内容に見直しを終えているが、今後も改定を行う際は、

然るべき会議体での審議を通じて役員及び教職員の理解と支持を得るとともに、それぞれの趣旨が合致するよう留意し、速やかに学内外への周知を行う。また、使命・目的及び教育目的を反映した「サイバー大学中期目標」は、大学運営の事業計画を表した重要な行動目標であることから、その進捗状況を事業統制企画室が行う点検・評価ヒアリング（基準項目 6-2-①に記載）と併せて定期的に確認し、教育研究組織の各部門において PDCA サイクルを回しながら着実に計画を前進させていく。

[基準1の自己評価]

基準1 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学は、構造改革特別区域法に基づき「インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成する」、いわゆる通学不要の「インターネット大学」として平成19(2007)年4月に開学した。

大学の使命・目的及び研究目的については、地理的・時間的な制約を受けずに学べる「インターネット大学」としての個性・特色を反映しつつ、具体的かつ明確に定め、学則にも明記している。また、社会情勢の変化や技術革新も見据えながら、平成30(2018)年度第5回教授会において、「建学の理念」、「使命・目的」、「教育目的」、「三つのポリシー」を一貫性のある内容に見直し、文部科学省へ学則変更の届出を行っている。

定められた使命・目的及び研究目的は、教職員及び学生に告知して周知・徹底を図り、大学ホームページなどの各種媒体を通じて公表している。それらの趣旨は、本学の学校設置会社が策定した経営理念「情報革命で人々に学習の機会を」に取り入れられるとともに、大学運営の重要な行動目標を示した「サイバー大学中期目標」の三つのミッション・メントにも強く反映されている。そして、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織として、学部・学科、学務部内の各課・センター及び会議体を整備し、適切に管理・運営を行っている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、「建学の理念」として、「場所や時間など個人の環境や条件を問わず、勉学に意欲のある多くの人に幅広く質の高い学修の機会を提供し、社会の形成者として有能な人材を育成する」と大学ホームページで公表している。また、IT 総合学部の教育研究上の目的として、「IT 総合学部 IT 総合学科は、一般生活や事業活動において社会基盤となりつつある情報通信技術の基礎知識から利用技術を身に付け、技術革新に即した IT の実践的価値観を養い、ビジネス原理に基づく経済価値の創造への適用を探求することを教育研究目的とする。」と掲げている【資料 2-1-1】。

これらの「建学の理念」や「教育目的」に則り、本学は IT とビジネスに関わる実践的知識や技能を身に付けたいと希望する者に広く門戸を開いており、入学に際しては、志望動機から学習意欲を確認するとともに、大学での学びに必要な思考力・判断力・表現力等を有しているか判定している。また、高校段階で習得しておくことが望まれる基礎学力や、日本語を母語としない学生の日本語能力もできるだけ具体的に示すことに配慮し、平成 30(2018)年度第 5 回教授会における改定で、表 2-1-1 のとおり、IT 総合学部のアドミッション・ポリシーを見直し、それを大学ホームページや募集要項で周知している【資料 2-1-2】
【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】。

表 2-1-1 IT 総合学部のアドミッション・ポリシー（令和元(2019)年 5 月 1 日時点）

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）
<p>IT 総合学部は、世界的にデジタル化が進む社会において「ビジネスのわかる IT エンジニア」および「IT のわかるビジネスパーソン」という、知識的にも技能的にも今後の社会に求められるバランスの取れた人材の育成を目指しています。学部カリキュラムでは、テクノロジーとビジネスの両分野を基礎から幅広く学んだ後、進路に応じて、プログラミングに始まり、IoT・ビッグデータから AI に至る利用技術の基礎を身に付け、起業・経営のために必要な実践的知識を修得します。</p> <p>建学の理念に基づき、社会に貢献できる人間でありたいと願う、すべての人間に門戸を開いています。入学に際しては、志望動機から学習意欲を確認するとともに、大学での学びに必要な思考力・判断力・表現力等を有しているか判定します。入学後には、IT とビジネスに関する基礎科目の学修が必要となり、そのためには高校卒業程度の基礎学力が求められます。仮に履修の不足分野がある場合や、復習が必要な場合には、入学者それぞれに合わせて補習授業を行い、弱点を補います。</p>

※サイバー大学の授業はすべて日本語で行われますので、母語が日本語ではない方は以下のいずれかの日本語能力を証明する書類を提出していただく必要があります。

- 1) 日本留学試験「日本語」の「読解・聴解・聽読解」の合計得点 200 点以上、「記述」の得点 25 点以上（2 年以内に受験したもの）
- 2) 日本語能力試験（N2）以上
- 3) 実用日本語検定（準B級）以上

また、身体的に障がいをお持ちの方は、障がいの種類や程度によって、受講できない科目がありますので、別途ご相談ください。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

働きながら学ぶ社会人の入学希望者が学生全体の 6 割以上を占めるため、正科生、科目等履修生、特修生の入学時期を年 2 回（4 月・10 月）としており、更に、社会人の学士編入学希望を考慮して、2 年次・3 年次から編入学生を受入れている【資料 2-1-5】。

入学者の受入れは、完全インターネット大学という特色に沿って、原本提出が必要な書類関係を除き、入学願書、志望動機書等を本学専用の「入学手続サイト」よりインターネット経由で直接提出できるようにしている【資料 2-1-6】。志望動機書では、「入学の目的」「サイバー大学を選んだ理由」「学びたい内容」「卒業までの期間」の 4 項目を回答した後、「サイバー大学で学んだことをどう活かしたいか」の記入を必須としている。その他、職務上の経験やボランティア活動、資格取得の状況など、学歴以外での多様な経験等を任意で記入してもらい、入学時の参考情報としている【資料 2-1-7】。

平成 30(2018) 年 4 月入学の学生募集からは、インターネット学修の必要条件として、パソコンやインターネットの利用状況に関する設問も追加した。体調・病気・障がい・精神疾患等も併せて記入され、入学審査の際、学生サポートセンターの担当者が電話やインターネット通話で面談を行い、受講に支障がないことを確認している。

志願者（学内資料では出願者と表記）の合否判定については、教授会審議を経て決定した「志望動機チェックリスト及び判定ルール」によって、「思考力・判断力」「表現力」「学習意欲」「大学に関する理解」の 4 項目についての評価基準を設け、入試判定委員会の委員による合議で「合格」「合格（指導）」「再審査（要面談）」「不合格」を判定し、その判定結果を教授会で審議した後、学長が合否を決定している【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】。

志望動機書の記入内容については、入試・広報部（平成 30(2018) 年度までは学務部入試課）がデータベースを作成し、年齢や性別、入学区分に応じて集計を行い、本学の教育目的やアドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れることができているかどうか毎期検証を行っている【資料 2-1-10】。近年の傾向としては、春募集の比較で 25 歳未満の若年層学生の割合が、平成 29(2017) 年度：38%、平成 30(2018) 年度：39% であったのに対し、令和元(2019) 年度：43% まで上昇している。在学生全体としては、社会人学生が大多数を占めることに変わりはないが、高校新卒及び 20 代前半の若年層への価値訴求も進みつつあるため、平成 31(2019) 年 4 月に行った大学案内パンフレットやホームページの更新では、若年層向けの就職支援体制や本学の運営実績についても内容を充実し公開している【資料 2-1-11】【資料 2-1-12】。

インターネット出願の効果検証においては、Web 広告や大学ホームページから出願までのユーザ動向分析と徹底した数値管理を行うとともに、平成 29(2017) 年 11 月に「入学手続サイト」をスマートフォン対応に最適化したことで、本学の関心層（見込み入学者）か

らの資料請求獲得数と説明会予約数を大幅に向上させることに成功している【資料 2-1-13】。また、近年の志願者動向として、平成 30(2018)年 4 月に開設した「AI テクノロジープログラム」を希望する人数が最も伸びているが、大学ホームページ内で、人工知能に関する知識・技能の修得を目指すためのカリキュラムの魅力を伝えるとともに、オンライン学修の教育効果と利点についても特集ページを開設するなど、本学の「強み」を引き出した戦略的な広報活動を展開してきたことの効果が表れているといえる【資料 2-1-14】。こうした改善努力を継続してきた結果、IT とビジネスの両面を兼ね備えた人材育成に対する社会的ニーズの高まりと相まって、本学への入学を希望する志願者数は年々堅調に増加している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

学部の正科生の入学定員に関しては、平成 30(2018)年度に 1 年次入学者数が想定以上に急増したことから、1 年次入学定員数と 2・3 年次編入学定員数のバランスについて再検討し、令和元(2019)年度の学生募集開始前に文部科学省に収容定員の内訳を変更する届出を行っている【資料 2-1-15】。その結果、1 年次入学定員 480 人（変更前 425 人）、2 年次編入学定員 30 人（変更前 50 人）、3 年次編入学定員 245 人（変更前 325 人）、収容定員 2,500 人という構成である【資料 2-1-5】。

4 年前の平成 27(2015)年度までの 1 年次入学者数は年間 300 人程度であり、入学定員充足率が 70% に満たないという大きな課題があったが、平成 28(2016)年度以降は大幅に状況が改善し、直近の平成 30(2018)年度は前年までの実績から予測された数値を遥かに超える 685 人（充足率 161.2%）が入学した。当時は収容定員未充足という状況にあり、オンライン授業による指導に支障がないとの判断で受け入れている。IT とビジネスに関わる実践的知識や技能を身に付けたいという志願者数が近年飛躍的に増加しており、平成 31(2019)年 4 月も春学期だけで 432 人が 1 年次に入学している（表 2-1-2）。

表 2-1-2 1 年次正科生の入学者数、入学定員充足率推移
(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R01 春*
志願者数	409	544	673	990	679
合格者数	319	435	501	756	485
入学者数	296	409	456	685	432
入学定員	425	425	425	425	480
入学定員 充足率	69.6%	96.2%	107.3%	161.2%	90.0%

(*) 令和元(2019)年度は春学期募集のみの数値（募集要項に記載のとおり、秋学期は定員充足状況により、教育上の支障がないことを判断した上で受け入れ実施）

編入学・転入学の受け入れも積極的に行っている。平成 29(2017)年度までは毎年 200 人前後が編入学という状況であったが、1 年次入学者の獲得状況と同様に、平成 30(2018)年度は編入学生も大幅に増加し、年間で 2 年次編入が 36 人、3 年次編入が 403 人、合計 439 人

が編入学している。そして、直近の平成 31(2019)年 4 月も前年度に続く良好な結果で、2・3 年次編入の合計で 272 人を獲得できている。全体の入学者数に占める編入学者数の割合は、近年では 40%弱といった状況である（表 2-1-3）。

表 2-1-3 編入学者を含む入学者数の推移と編入学者の割合 (単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R01 春**
入学者数 (編入含む)	484	597	694	1,124	704
編入学者数*	188 (21)((167))	188 (26)((162))	238 (36)((202))	439 (36)((403))	272 (25)((247))
編入割合	38.8%	31.5%	34.3%	39.1%	38.6%

(*) 編入学者数は、()に 2 年次編入学、(())に 3 年次編入学の内訳を表示

(**) 令和元(2019)年度は春学期募集のみの数値（募集要項に記載のとおり、秋学期は定員充足状況により、教育上の支障がないことを判断した上で受入れ実施）

これら入学者の獲得は授業料収入等による安定的な大学運営の基本であるため、本学は次に掲げる施策を継続的に実施することで学生確保に努めてきた。特に重要な指標として、平成 26(2014)年度以降の「資料請求者数」は、毎年 20,000 件以上を安定的に獲得できる状況が維持されており、広報活動の積み重ねによる社会的な認知度向上に呼応して、平成 28(2016)年度以降の「大学説明会予約数」では毎年 1,000 件を超える実績をあげ、その効果が志願者数の着実な増加に結びついているといえる。

<入学者獲得のための重要施策>

- ・学部教育目的と親和性の高いインターネット広告の展開による社会的認知度の向上
- ・大学ホームページ及び入学手続サイトのマルチデバイス対応
- ・資料請求者への入試関連資料の無償提供（表 2-1-4）
- ・主要都市での大学説明会開催（表 2-1-4）
- ・オンライン大学説明会の開催
- ・メールマガジン及び SNS 等を活用した大学情報の配信
- ・学校間連携による併修・編入生の確保（表 2-1-5）
- ・特修生を経た正科生への転籍制度（表 2-1-6・2-1-7）

表 2-1-4 資料請求者数、大学説明会予約数、志願者数の推移 (単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R01 春*
資料請求者数	23,316	23,081	26,689	37,656	25,373
大学説明会予約数	909	1,061	1,393	1,776	1,179
志願者数**	654	802	996	1,555	1,044

(*) 令和元(2019)年度は春学期募集のみの数値

(**) 2・3 年次編入学の志願者数も含む数値

近年の1年次入学者が増加傾向にある一因として、平成27(2015)年度より、本学と協定を締結した専門学校からの併修生の受入れを制度化し、専門学校に通いながら本学の正科生としても入学して、学士号取得を目指した受講ができるようしている【資料2-1-16】。本制度では、専門学校と本学の両校で修学するため、個々の学生が学習時間を十分に確保できるよう、年間の履修単位数を原則として最大20単位までに抑えている。また、併修による経済的負担を配慮するため、「サイバー大学併修に関する授業料減免規程」を定め、本学が定める成績や修得単位の基準を満たす者に対し、授業料等の減免を行うことにした【資料2-1-17】。平成30(2018)年4月時点の提携校は全部で11校あったが、年間で100人前後までに入学者数が増大し、1年次入学定員に占める併修生の割合が急激に高まったことで入学定員充足率の超過に影響を及ぼしている。定員管理の観点から、この状況を是正することを目的に、平成31(2019)年4月入学の受入れでは提携校を4校に絞り込み、併修生の1年次入学者数は66人まで縮減している（表2-1-5）【資料2-1-18】。

表2-1-5 併修生の1年次入学者数推移（表2-1-2の入学者の内数）(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R01
入学者数*	13	77	91	108	66

(*) 専門学校との併修生は毎年度4月のみ受入れを実施

その他、科目等履修生と特修生の入学者数は表2-1-6のとおりである。科目等履修生の入学者数は、毎年80～90人程度で安定的に推移しており、科目の受講人数に支障がない範囲で受入れを行っている。特修生に関しては、平成25(2013)年度秋学期より「特修生を経た正科生入学」を制度化し、高校卒業資格を持たず、大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験に合格していない者でも、特修生として1学期以上の期間本学に在籍し、本学の指定する科目を16単位以上修得した場合、入試選考を経た上で正科生として入学できるようしている【資料2-1-19】。本制度の適用により正科生に転籍する学生数は、毎年10数人という状況である（表2-1-7）。

表2-1-6 科目等履修生・特修生の入学者数推移(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R01春*
科目等履修生	44	87	82	94	59
特修生	40	26	44	36	30

(*) 令和元(2019)年度は春学期募集のみの数値

表2-1-7 特修生から正科生への転籍者数推移(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R01春*
特修生	12	14	18	11	8

(*) 令和元(2019)年度は春学期募集のみの数値

各種施策の効果による全体的な入学者数の増加に伴い、在籍学生数も毎年上昇傾向にあり、令和元(2019)年5月1日時点のIT総合学部学生数は2,669人、収容定員充足率は106.8%に到達した(表2-1-8)。IT・ビジネスに関わる実践的教育の充実を図るとともに、広報活動や大学説明会開催など、教職員一同が一体となって入学者の獲得に取組んだ結果として、正科生の収容定員充足率は着実に改善しているといえる。

表2-1-8 正科生の収容定員充足率推移

(単位:人)

年度	H27	H28	H29	H30	R01
在籍者数*	1,520	1,742	1,925	2,445	2,669
収容定員	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
収容定員 充足率	60.8%	69.7%	77.0%	97.8%	106.8%

(*) 毎年5月1日時点の学校基本調査の数値

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

収容定員充足率は、3年前の平成28(2016)年5月までは70%未満の状態であったが、学生募集活動の推進強化により、直近2ヶ年(平成30(2018)年度及び令和元(2019)年度)の入学者数が過去実績と比較して大幅に増加し、収容定員充足率は令和元(2019)年5月1日時点で106.8%まで急激に改善している。株式会社立大学である本学の場合、学校法人のように私学助成金や税制上の優遇措置を受けることができないものの、現状は収容定員1.1倍を超えることのないよう定員管理に努めている。しかしながら、直近の入学傾向が今後も継続するならば、1年次入学定員数の大幅超過に加えて、将来的に収容定員の1.3倍を超える可能性も予測される状況である。令和元(2019)年度においては、多人数の学生が不便なく受講できるオンライン学修環境の整備に注力するとともに、教職員を計画的に補充することで、受入れた学生に対する教育指導体制の充実強化に取組んでいく。そして、令和2(2020)年4月の入学者数が3年連続で大幅増という実績をあげられたときは、文部科学省に収容定員増加の認可申請を行う計画である。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、教員と連携して授業支援を行う指導補助者として、学務部傘下の授業サポートセンターにメンター(LA:ラーニングアドバイザーとTA:ティーチングアシスタント)を配置している【資料2-2-1】。LAは、学部の教育研究の円滑な実施に必要な職務を行い、入学から卒業までの履修計画の策定や大学での全般的な学修方法に関する指導を担当する。

TAは、学習管理システム内での学生への設問回答・添削指導・質疑応答等の教員の補助を職務とする。それぞれの具体的な業務内容は「メンター業務ガイドライン（TA/LA）」に定めて運用しており、メンター全体の勤務状況やシステム上の管理・運営の責任者として、専任教員が授業サポートセンター長を担当している【資料2-2-2】。

上記以外の学修支援体制として、インターネット学修のためのシステム利用方法に関する問合せに対応するシステムサポートセンターや、学生生活全般に関わる相談を受付ける学生サポートセンターを学務部傘下の組織として配備している【資料2-2-3】【資料2-2-4】。それぞれのセンターへの問合せ事項は、内容別にカテゴリ分けして管理を行っており【資料2-2-5】、受講時のトラブル対応や、障がいのある学生の授業考慮措置の検討、休・退学に関する相談等は、専任教員である学生主任とも連携しながら学生へのヒアリングを実施している【資料2-2-6】。また、こうしたヒアリングの内容は、学生主任及び副学長、学務部長、学生サポートセンター長とその他職員で運営される学生専門部会で随時報告されており、各種課題への対応策の検討や学修支援体制の改善に役立てられている（表2-2-1）。

表2-2-1 学生専門部会の審議事項

専門部会名称	主な構成員	主な審議事項
学生専門部会	副学長 学生主任（専門部会長） 学務部長 学生サポートセンター長 その他職員	・休学・退学・復学・除籍の件 ・奨学金の件 ・表彰・懲戒の件 ・就職・転職支援の件 ・その他学生に関する事項

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA（ティーチングアシスタント）は、原則的に担当教員と同じ分野を専攻する学士号取得者もしくは同等程度の者であって、学習者への指導を教員と相互に補完しあえる人物を採用する方針である。就任時及び授業運営期間中には定期的に集合研修を行い（基準項目4-3-①に記載）、TAによって指導の質に差が生じないよう努めている。開講科目にはTAを配置しており、学生からの質問に対して原則24時間以内（土日・祝日を除く）に回答するルールを基本的なガイドラインとした上で、科目の履修人数の多寡に応じて、学生指導に問題がないようTAの稼働時間を考慮した契約を結んでいる【資料2-2-7】。

LA（ラーニングアドバイザー）は、常勤の教職員で構成しており、大学での学修支援を通じて、専門的知識及び能力を養成するため、原則としてIT総合学関連分野を専攻する修士号取得者もしくは同等程度の者を任用している。LAの対応は、入学時に全国の会場で開催する対面オリエンテーションでの履修計画の作成指導にはじまり、基礎学力が不足する学生へのリメディアル教育の実施や、学年進行時のコース・プログラム選択の相談、卒業研究科目エントリー時の進路指導などを行う【資料2-2-8】【資料2-2-9】。LAによる学修支援は、電子メールでの応答に加えて、電話やインターネット通話も利用しており、更に予約制のオフィスアワー制度として、専任教員と連携を行いながら福岡キャンパスもしくは東京オフィスでの対面相談も受けている。その他、LAは学生の求めに応じ、受動的に相談に対応するだけでなく、学習管理システムから取得される受講状況データを分析・活

用し、受講が滞っている学生に対して定期的に励ましのメールを送信したり、メールにも応答がない学生には状況確認の電話連絡をしたりすることで、中途退学の防止に努めている【資料 2-2-10】。平成 30（2018）年度の 1 年間で、LA が対応した相談件数は、電話対応 385 件、メール対応 571 件、対面 454 件、合計 1,410 件であった【資料 2-2-11】。

退学・除籍理由に関しては、学生専門部会が集計・分析を行っている。直近 5 ヶ年分の調査結果では、退学理由は「時間的理由」が最も多く(41.3%)、次いで「経済的理由」(27.3%)、「修学意欲の低下」(15.6%)、「進路変更」(8.3%)、「心身に関する事情」(3.4%)、「在学年限での卒業不可」(1.4%)、「その他」(2.7%) という結果であった【資料 2-2-12】。職業別・年齢層別に分析した結果、就業者は「時間的理由」が最も多いが、24 歳以下の未就業者では「修学意欲の低下」や「進路変更」が比較的多い傾向にある。

同様に、除籍理由は「学籍管理料未納」が最も多く(55.3%)、次いで「3 学期連続未履修」(31.5%)、「授業料未納」(6.8%)、「本人確認不対応」(5.3%)、「死亡・行方不明」(0.8%)、「在学期間満期」(0.3%) であった。

働きながら学ぶ社会人学生が多い本学では、「時間的・経済的理由」が受講継続を妨げる二大要因であり、除籍理由で多い「学籍管理料未納」や「3 学期連続未履修」についても、仕事と勉学との両立が難しく、大学からの連絡に対して音信不通となってしまうケースが大半である。インターネット大学であるが故の課題ともいえるが、ドロップアウト予備軍を早期発見するための対応策として、情報工学や教育工学を専攻する専任教員が入学初学期の学修履歴データなどから詳細分析を行い、受講ペースに基づく学生の分類を試みており、教員及び TA・LA が連携して、個々の学生の特性や分類に応じた履修指導を行うようしている【資料 2-2-13】。その他、これまでのドロップアウト対策の取組みと実績は基準項目 2-6-①で補足する。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

上記のとおり、授業サポートセンター、学生サポートセンター、システムサポートセンターによる教職協働の学修支援体制は整備され、問題なく機能しているといえる。近年は情報工学系の専任教員が中心となって、RPA(Robotic Process Automation)による学生履修分析や履修指導業務の効率化にも取組んでいる。今後の学生数増大に対応するため、こうした取組みは益々重要であり、教員による研究成果を各センターの実務に活用していくことで、学修支援体制の充実強化を推進する。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立を図るための取組みとしては、次のような支援体制で指導を行っている。

1) 教育課程内の取組み（キャリア教育科目）

平成 24(2012)年度より、本学の教養科目群を四つの学問分野「1. 人文科学、2. 社会科学、3. 自然科学、4. キャリアデザイン」に定義し、社会的・職業的自立を支援する科目群としてのキャリアデザイン分野の増強に努めている【資料 2-3-1】。平成 24(2012)年度の当初、教養科目内のキャリア教育科目は全 7 科目であったところ、「プレゼンテーション入門」、「コミュニケーション論」、「ロジカルシンキング」、「ロジカルライティング」など、職業実践力を伸ばすための科目を次々と新規開講し、令和元(2019)年 5 月 1 日時点で全 16 科目に至っている【資料 2-3-2】。

2) 教育課程外の取組み（就職相談窓口）

学生サポートセンター内に「就職相談窓口」を設け、学生及び卒業生からの就職・転職の相談、エントリーシート・履歴書の添削指導、採用面接の模擬練習などを随時受付けている【資料 2-3-3】。学習管理システム内の専用ページには、企業・団体からの求人情報の掲載、インターンシップや就職支援セミナーの紹介などを行い、就職希望の学生がいつでも閲覧可能である。職業安定法及び雇用対策法に基づき、求職者に適切な雇用情報等を提供し、必要な指導を行うことなどを目的に「職業紹介業務運営規程」を、また求職者の個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとして「無料職業紹介事業における個人情報適正管理規程」を整備し、適切に運用している【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】。

具体的な取組みとしては、高校卒業後、未就業で入学した IT 総合学部学生向けに、連携企業（ソフトバンク株式会社、SB C&S 株式会社）で就業体験ができる給与支給型のインターンシッププログラムを設けている【資料 2-3-6】。平成 29(2017)年度は 3 人、平成 30(2018)年度は 2 人の若年層学生が、学内と連携企業での書類及び面接選考を通過してインターンに参加した実績がある。このうち 3 人は、インターン参加後の入社選考に合格し、令和 2(2020)年 4 月採用の内定を得ている。なお、本プログラムへの申請条件として、社会人基礎力の養成を目的とした正規科目「キャリア入門」の単位修得を必須としており、教育課程内外の連携も推進している【資料 2-3-7】。

その他、就職活動を行う学生向けに「就職支援セミナー」を企画・開催している。近年は人材紹介・派遣事業を営む企業と連携して「就職・転職セミナー」を開催し、新卒・中途採用希望者に対し、IT 業界の展望に関する説明や、就職活動の手法に関するワークショップなどを行っている【資料 2-3-8】。

3) 若年層学生の就職支援プロジェクトチームの発足

以前までは卒業生に占める就職希望者が比較的少ない状況にあったものの、近年は入学者の増加傾向に伴い、就業経験がない若年層学生数も増加しつつある。就職希望の若年層が、同年代の学生と切磋琢磨しながら自立的に就職活動を進めることができるように、平成 30(2018)年度より若年層学生の就職支援プロジェクトチームを発足した。本チームは、教養教務主任及び学生相談窓口職員、教務課職員等による教職混同で編成し、教育課程内外の連携による支援を組織的に行っている。

就職支援策として早速着手したこととして、人材紹介・派遣事業を営む複数の企業と連携し、新卒・中途採用向けに各種就職支援サービスを紹介する動画コンテンツを作成して

いる【資料 2-3-9】。併せて、在学生・卒業生の就職・転職希望者に対し、月例で求人メールマガジンの配信を行い、連携企業との就職支援サービスへの申込みを就職相談窓口が受付けている【資料 2-3-10】。平成 30(2018)年度に、若年層の卒業生で就職決定した 9 人のうち 5 人が、就職相談窓口の支援策を受けた者であった（改善実績は基準項目 3-3-①に記載）【資料 2-3-11】。

卒業間近の学生を対象にした就職支援だけでなく、入学前後及び 1・2 年次の教育課程内でも意識的に若年層学生が卒業後を見据えて、就職活動の準備を計画的に進めていけるような指導も取組んでいる。入学前の大学説明会や入学直後に開催される対面オリエンテーションでは、若年層学生及び学生の保護者に対して、本学の就職支援サービスや実績を説明し、入試広報担当が作成した卒業生インタビュー記事等から就職体験談を紹介することで、学生個々が卒業後に目指したい将来像を意識させるようにしている【資料 2-3-12】。同時に、入学オリエンテーションでは若年層向けの履修計画例を提供し、職業実践力として 1・2 年次のうちに身に付けておくことが望ましい教養科目群の紹介や、IT・ビジネスに関わる資格取得につながる専門科目群の説明などを行っている【資料 2-3-13】。

また、平成 30(2018)年度からは 25 歳未満で未就業の若年層学生に対し、入学直後に「就職活動意識調査」のアンケートを実施し、将来の進路や現時点の取組み状況、希望する就職支援内容などを確認している【資料 2-3-14】。そして、就職相談窓口から月に 1 度ほどの頻度で、若年層学生向けに就職関連情報として「就活定期便」のメールマガジンを配信したり【資料 2-3-15】、新卒・第二新卒者向けに、全国の求人情報・インターナーシップ情報を提供することができる「キャリタス UC」を平成 31(2019)年 2 月から新規導入したりするなど、多面的な就職支援を行なながら、若年層学生との接点を増強している【資料 2-3-16】。また、令和元(2019)年度春学期からは、教養教務主任兼インストラクショナルデザイナーの企画立案による演習科目「就職活動実践演習」を新規開講し、25 歳未満の未就業者に限定して履修登録を受付けている【資料 2-3-17】。本科目では、業界・企業研究や自己分析手法の学習、インターネット通話による模擬面談の実践的演習、同年代の学生間でのディスカッション等を通じて、企業が求める人材を理解し、自己の強みを活かしたキャリア形成の視点を指導している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

直近の平成 30(2018)年 12 月に実施した全学生対象のアンケート調査結果では、卒業後の進路希望に関して、社会人学生の転職希望者が一定数存在（全体の 21.8%：前年調査結果で 22.8%）する一方で、就職希望の学生が、前年調査で 11.9% であったのに対し、16.8% まで増加している状況である【資料 2-3-18】。平成 30(2018)年度より、若年層学生の就職支援プロジェクトチームを発足し、教育課程の内外及び人材紹介・派遣事業を営む複数企業との連携を開始しているが、引き続きプロジェクトを推進していくとともに、今後は教職員による若年層学生との対面指導の機会も充実させ、実績を積み重ねていく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サポートセンターの稼働状況

本学では、学生支援のための組織として、学生サポートセンターを設置している【資料 2-4-1】。学生サポートセンターの対応時間は、土・日曜・祝日を除く 10:00～19:00（9 時間）であり、職員数は 6 人となっている。平成 30(2018) 年 4 月 1 日～平成 31(2019) 年 3 月 31 日までの相談件数及び相談の形態ごとの内訳は、相談件数（全体）：10,181 件、うちメールによるもの：6,684 件、うち電話によるもの 3,497 件であった。

学生サポートセンターでは、入学時の本人確認や授業料納付、履修上の手続き、入学オリエンテーションや卒業式等の大学行事の案内等、奨学金及び休・退学、編入学・転入学の手続き、各種証明書発行、身体に障がいを有する学生への受講上の配慮事項の確認、成績の問合せ、ネット上の交流の場である大学公式 SNS（Google+）の運用管理、進路相談、課外のインターンシップ及びボランティア活動等、学生生活に係る各種相談・支援を行っている。学生からの相談内容は、すべて受付け時間・内容等を記録・採番し、回答漏れのないよう管理している。

学生サポートセンターの運営に関しては、基準項目 2-2-①で述べた学生専門部会を月 1 回の頻度で開催し、学生生活に係る各種対応の審議・検討を行っている【資料 2-4-2】。

2) 医務室の利用状況

大学設置認可申請書において、「インターネットにより学生のオンデマンドで遠隔教育を行う本学では、スクーリングを実施しないため、主に教職員や来客に急病人がでた際に、応急処置及び安静にできるベッドを確保する目的で医務室を準備する」と記載しており、その計画のとおり、福岡キャンパスに医務室を設置しているが、幸いにも開学から過去 12 年間において一度も利用された実績はない【資料 2-4-3】。万が一の場合にも近隣の総合病院で診療を受けることが可能である。

3) 学生に対する経済的支援の状況

本学は、学費について単位制を採用しており、授業料は年額固定ではなく、学生が履修する単位数に応じて変動する。1 単位あたりの授業料は 21,000 円で、卒業要件の 124 単位の履修には最低 2,604,000 円が必要であるが、授業料の総額は在学年数が 4 年以上になっても変わらない【資料 2-4-4】。本学に多数在籍する社会人学生の場合、仕事の都合で学習時間の確保が難しい時には、1 学期の履修単位数を少な目にして学費負担を抑えることも可能である。更にインターネット学修の支援として、在籍中の学生であれば全員に、マイクロソフト社の Word、Excel、PowerPoint の最新版を無料で利用できるサービスの提供や、パソコン等を組合員価格で購入可能な東京インターラッジコープを案内している【資料

2-4-5】【資料 2-4-6】。また、入学時に大学が定める条件を満たした学生には、携帯タブレット端末をプレゼントして、外出時の学習に有効活用されている【資料 2-4-7】。

奨学金制度としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度を主に活用しており、平成 30(2018)年度は、第一種 13 人、第二種 28 人、併用 7 人の奨学金貸与を学内基準に基づく厳正な審査を行った上で推薦可としている【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】。また、学内独自の制度として、学期ごとの成績順位に応じて、翌学期の授業料を最大 16 単位分(336,000 円相当) 減額免除する「学業優秀者奨学金制度」を設けている【資料 2-4-10】。本制度は世帯年収にかかわらず、正科生全員が誰でも対象となり、平成 30(2018)年度は春学期と秋学期で合計 52 人が減免対象となった。

その他、信販会社との提携により、学期ごとの授業料の分割払いを可能とする「学費サポートプラン」も用意しており、年間で 250 人程度の学生が利用している【資料 2-4-11】

【資料 2-4-12】。若年層学生向けには、平成 30(2018)年度より学習管理システム内の「学生サポート：奨学金」に日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を紹介するページを設置し、経済的に困窮する学生及び保護者からの相談時に申込み案内を行っている【資料 2-4-13】。

4) 課外活動への支援状況

課外のインターンシップ等に関する情報提供や学生相談の対応は、学生サポートセンター内の「就職相談窓口」が行っている【資料 2-4-14】。本学を通じて申請を受付ける連携企業とのインターンシッププログラムでは、学生主任の教員と相談窓口の職員とで協力をしながら、申込みされた学生と対面及びインターネット通話による面談を実施し、就業体験のための心構えを指導している。

ネット上の交流の場として、大学公式のコミュニティを SNS(Google+) に開設しており、在学生や卒業生、教職員が自由に参加できるようにしている。オンライン上の交流だけでなく、年に数回、学生が主催する集合対面型の交流会や、語学やプログラミングなどを学ぶ勉強会も開催されており、参加者招集のためのメール配信など、学生サポートセンターが協力を行っている【資料 2-4-15】【資料 2-4-16】。

平成 30(2018)年度末には、卒業生の累計が 1,079 人 (IT 総合学部 923 人、世界遺産学部 156 人) に達している【資料 2-4-17】。卒業生に対しては、生涯メールアドレスの配布に加えて、本学が指定する約 80 科目の開講授業を視聴可能な「生涯学習プログラム」を無償提供し、日進月歩で進化する IT・ビジネスの最新知識や技能の修得のため、卒業後も本学の学習管理システム上で学び続けられるよう支援している【資料 2-4-18】。また、平成 30(2018)年 4 月からは、卒業生の有志が発起人となって大学公認の同窓会が設立されており、学生サポートセンターが卒業生と在学生をつなぐ役割として事務局の運営を補助している【資料 2-4-19】。

5) 心身に関する健康相談等の支援状況

学生が学生生活において心身の健康やハラスメントなどの悩みについて安心して相談できるように、本学では「カウンセリング相談窓口」と「ハラスメント相談窓口」を設置し、学内外に電子メールでの連絡先を公開している【資料 2-4-20】【資料 2-4-21】。相談内容は、

守秘義務により厳重に取扱われ、本人の承諾なしに外部へ開示・提供することはないため、学生が相談しやすい窓口体制が整っている【資料 2-4-22】【資料 2-4-23】【資料 2-4-24】。窓口では、学内の担当相談員がヒアリングを行うほか、学外の専門家（臨床心理士やカウンセラー）に相談してカウンセリングを受けることも可能である。平成 30(2018)年度は、ハラスメント相談窓口に 2 件、カウンセリング相談窓口に 4 件の相談が発生した。ハラスメント相談のうち 1 件は、「授業内の質問回答に関する教員の対応」についての相談であったが、「学生に対するハラスメント防止委員会」の意見を聴いた上で、担当相談員が学生と教員の双方から事情を確認した結果、ハラスメントに該当しないという判定で認識違いを解消している【資料 2-4-25】。その他の相談についても、相談窓口の担当者が学生本人と直接話してアドバイスを与えることにより、すべて解決している【資料 2-4-26】。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の安定のための支援としては、学生サポートセンターが窓口となって年間 10,000 件以上のメール・電話による各種質問・相談を対応できるだけの人員体制を整備しているが、在学生数の増加に伴って問合せ件数が年々増加していることへの対策が必要である。これまで東京オフィスのみを拠点としていたが、令和元(2019)年 8 月以降は、物理的に十分なスペースを確保可能な福岡キャンパス内に学生サポートセンターを設置し、新規採用職員の育成を行うとともに、学生サポート窓口業務の移管を推進する。

学生に対する経済的支援に関することとして、高等教育段階の教育費負担軽減新制度（大学等における修学の支援に関する法律）が可決されたため、文部科学省による「機関要件の確認への対応ポイント」を踏まえつつ、申請の準備を行う。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、構造改革特別区域法の掲げる「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」（特例措置番号 832）と称する規制の特例措置の適用を受けて開学した通学不要の「インターネット大学」である【資料 2-5-1】。本特例措置は、平成 26(2014)年 4 月より全国展開され、大学通信教育設置基準の改正に至っているが、「通信教育学部のみを置く大学であって、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設

の面積基準を満たさなくてもよいこととされている。

この要件を踏まえ、本学では、大学設置基準第36条第1項に規定される校舎等施設の要件に準拠しながら、大学設置認可時の計画に沿って、福岡及び東京（大門）の2ヶ所に表2-5-1の施設を整備している【資料2-5-2】。

表2-5-1 施設の整備状況（令和元（2019）年5月1日時点）

施設	全施設合計	福岡 キャンパス	東京 オフィス
建物面積合計	1,828.98 m ²	1,413.27 m ²	415.71 m ²
学長・学部長室	65.45 m ²	65.45 m ²	0.00 m ²
会議室	139.44 m ²	91.46 m ²	47.98 m ²
事務室	289.49 m ²	77.19 m ²	212.30 m ²
研究室	414.26 m ²	367.32 m ²	46.94 m ²
教室	143.81 m ²	143.81 m ²	0.00 m ²
図書館	202.99 m ²	202.99 m ²	0.00 m ²
医務室	9.02 m ²	9.02 m ²	0.00 m ²
学習室・控室	0.00 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²
学習指導室	64.56 m ²	64.56 m ²	0.00 m ²
学生サポートセンター	82.57 m ²	46.54 m ²	36.03 m ²
倉庫・廊下・機械室・収録スタジオ等	417.39 m ²	344.93 m ²	72.46 m ²
建物以外（駐車場等）合計	65.00 m ²	65.00 m ²	0.00 m ²
合 計	1,893.98 m ²	1,478.27 m ²	415.71 m ²
大学通信教育設置基準に定められた最低限の面積	3,690 m ² 以上		

福岡キャンパス及び東京オフィスの研究室や学習指導室、事務室には、ネットワークセキュリティを確保したインターネット環境を整備している【資料2-5-3】【資料2-5-4】。本学では、いわゆる教室での対面授業は行わないが、福岡キャンパスには教室を1室配置し、学生向けの履修相談会や学生の自主的な勉強会等での使用を認めるなど便宜を図っている。近年では、教育システム情報学会の研究会や、同窓会総会及び学生交流イベントの会場としても活用されている【資料2-5-5】。

実在の校舎等施設に代わり、インターネット大学の根幹を成す学修環境として、モバイル端末向け独自学習アプリケーションと連動するクラウド型学習管理システム「Cloud Campus」を学内で開発し、自ら運用している【資料2-5-6】。本システムに関しては、学外の運用業者に依存することなく、学生にとっても従来以上に利便性の高い学修環境を構築するため、教職員が外部仕様を定めて、平成31(2019)年4月より大幅にバージョンアップを行っている（学習管理機能の詳細は基準項目3-2-⑤に記載）。システムの運用は、一般的な企業内システム運用の基本方針に則り、ユーザのセキュリティ管理やデータファイルの保管管理等に係る各種規程やガイドライン等を定め、厳格に運用している【資料2-5-7】。月に一度、学長が兼務するCISO(Chief Information Security Officer)が「情報システ

ム運用委員会」を開催し、システム稼働状況や不正侵入ログの報告、情報セキュリティ対策の検討などを行っており、責任ある体制の下で適切に運営・管理されている【資料 2-5-8】。

運用側の授業コンテンツの配信システムは、24 時間体制で常時監視体制下にあるデータセンター内の設備において、すべて多重化運用しているため、原則として不慮の事態に際し停止することはない。また、トラフィックの管理を行い、アクセスが集中する時間帯や期間における必要十分なシステム構成としている【資料 2-5-9】。データセンター拠点における自然災害等に起因する運用の一時的な停止は発生する可能性はあるが、やむを得ない事由で緊急システムメンテナンスが行われた場合は、「学生専用システム利用規約」に則り、学生の受講に著しい不利益や不便が発生することのないように、授業期間の延長等の代替策を講じることで対処している【資料 2-5-10】。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

紙媒体の蔵書に関しては、令和元(2019)年 5 月 1 日時点で、大学設置認可時の計画に掲げた「10,000 冊程度」を上回る 18,493 冊（和書：13,894 冊、洋書：4,599 冊）を福岡キャンパスの附属図書館に配架している。開館時間は平日 10 時から 17 時まで（土日、祝日は休館）、学生以外の一般の方にも月・水・金曜に開放している【資料 2-5-2】。

インターネット制である本学の学生は、日本の全都道府県、更には海外にまで広範囲に在住するため、実際のところ、福岡キャンパス内の附属図書館に直接来館する学生は極めて稀である。このような状況下での図書利用促進のため、来館貸出のみならず郵送貸出も行っている【資料 2-5-11】【資料 2-5-12】。学生は蔵書検索システム（OPAC）を利用して附属図書館内の収蔵図書を検索でき、貸出の便宜向上を目的に、年間 2 回までの郵送料の大学負担、文献複写サービス等を実施している。平成 30(2018)年度の図書貸出郵送実績としては、年間で 49 人 219 冊の利用があった【資料 2-5-13】。なお、限定的ではあるものの、平成 30(2018)年度は年間延べ 29 人の学生が図書閲覧や文献複写のために来館しているという実績がある【資料 2-5-5】。こうした学生のためには、館内に学習室を併設し、インターネット接続も可能な閲覧席を 20 席設置している。また、パソコンの館内貸出、視聴覚資料の閲覧環境も用意している【資料 2-5-3】。

過去に実施した図書館利用に関する学生アンケートの結果からも電子的資料の利用を希望する学生の声が多い【資料 2-5-14】。こうした声に応えるため、附属図書館では、平成 24(2012)年 4 月から IT・ビジネスに関する最新記事を閲覧可能な「日経 BP 記事検索サービス」を導入し、続いて平成 27(2015)年 10 月からは電子書籍「Maruzen eBook Library」、平成 28(2016)年 4 月からは 50 種以上の電子辞書を収蔵した「ジャパンナレッジ Lib」の電子サービスを追加してきた。各種サービスの利用方法に関しては、「図書館利用ガイド」の資料を学期ごとに更新して学生に案内するほか、授業と連携して教員が推薦する図書を電子書籍で購入し、それを新着図書として周知するための「図書館 Letter」を月に 1 回ほどの頻度で図書館担当から学生にメール配信するなど、図書館サービスの利用促進を図っている【資料 2-5-12】【資料 2-5-15】。

平成 30(2018)年度から特に力を入れている取組みとして、教務課図書館担当が授業科目担当教員と連携を行って、学生の授業時間外学修を促すための図書館サービス活用を積極的に推進している。具体的には、科目内の掲示板で授業に関連する参考図書を図書館担当

から学生に直接紹介したり、教員及び TA(ティーチングアシスタント)に対してシラバス作成時の参考事例を提示したりするなどの支援を行っている【資料 2-5-16】。それらの結果、電子書籍を学生が利用する頻度は年々増加傾向にあり、図書館担当による利用促進施策の効果が大きく表れているといえる。

また、図書館運営に関する情報収集と他大学等との情報交換を目的に、平成 24(2012)年度より私立大学図書館協会に加盟し、毎年開催される総会・研究会に図書館担当の専任教員が出席している【資料 2-5-17】。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

福岡キャンパスの施設の管理及び使用については、必要事項を「サイバー大学施設管理規程」に定めている【資料 2-5-18】。本学の開学と同じく 2007 年に竣工された福岡キャンパスは、昭和 56(1981) 年建築基準法施行令改正の新耐震基準を満たしており、ワンフロアで完結する場所を確保し、障がい者や年配者に対するバリアフリー化への配慮も行っている。防犯対策としては、防犯カメラや電子錠を導入するとともに、入居ビル全体で警備会社と契約し、24 時間機械警備を行っている。

災害や事故等による緊急事態が生じた場合の安全確保のための連絡体制やシステムも確立している【資料 2-5-19】。事務局機能が集中する東京オフィスでは、職員から防火管理者 1 人を選任し、火災報知器や消火器の点検、教職員の避難訓練を定期的に実施するよう努めている【資料 2-5-20】。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、入学から卒業まで一切のスクーリングも必要としないインターネット大学であるため、1 クラスの授業が教室の大きさによって制限されることはない。大学通信教育設置基準では、本学が該当する学部の種類で収容定員 8,000 人の場合、専任教員数は 21 人以上と定められている。収容定員 2,500 人の IT 総合学部では、本基準に従って 21 人以上の専任教員数を維持しており、教育効果を十分あげられるように、開講科目には教員のほかに TA (ティーチングアシスタント) を配置している【資料 2-5-21】。

教室で行う授業のように、指定の曜日や時間に教員・TA が拘束されることはないが、代わりに指導の質を担保するための基本ルールとして、学生からの質問に対して教員・TA は原則 24 時間以内（土日・祝日を除く）に回答することを業務ガイドラインに定め、運用している【資料 2-5-22】【資料 2-5-23】。授業には原則として 1 人の TA を配置しているが、添削指導を要するような演習科目など、学生指導の負荷が高い科目では、必要に応じて複数人の指導教員や TA を配置することで対応している。また、卒業研究科目では TA の代わりに指導補助者として専任の助教を 2 人配置し、運営を支援している。

TA の採用時には、授業形態や履修人数等による科目別の指導負荷を考慮し、1 ヶ月あたりの稼働時間に合わせて傾斜を付けた月額報酬単価を設定して契約を結び、TA が担当科目内の全学生の受講に目を配ることができるよう努めている【資料 2-5-24】。すべての科目で学期末に実施する「学生による授業評価アンケート」では、教員・TA の「対応の適切さ」に関する 5 段階評価も取得しているが、平成 30(2018) 年度秋学期の評価は大学全体で 3.99 (前年数値 : 4.00) であったため、前年までと同様に適切な対応ができているといえる【資

料 2-5-25】。なお、卒業研究科目のゼミナールや運営実績のない新規開講の演習科目では、教員が十分な指導を行えるよう、1 クラスあたりの定員を設けて適切に履修管理を行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

完全インターネット大学である本学では、学習管理システムの環境整備が最も重要である。平成 31(2019)年 4 月より大幅にバージョンアップした新システムの安定的な稼働を確保するため、令和元(2019)年度中に、データセンター拠点の地方分散化を行うなど、不慮の事態に備えた危機管理対策を一層強化する。

物理的な施設に関しても、平成 30(2018)年度より福岡キャンパスの有効活用について検討を開始しており、経営管理部が各部署から要望を確認し、福岡キャンパス勤務の人員を新規採用するとともに、令和元(2019)年度内にキャンパス内の部屋割り変更工事を行う計画である【資料 2-5-26】。また、平成 31(2019)年 2 月からは、福岡市内で交通の便が良い場所に位置する WeWork 福岡（大名）をサテライト・オフィスとして本学の教職員が利用できるように契約している。早速、若年層学生に対する集合型の履修相談会や個別学習指導向けに活用し始めているので、これを今後も定期的な学修支援策として継続する【資料 2-5-27】。

更に、令和元(2019)年内に東京オフィスを近隣の大型ビルに移転し、施設面積を拡張することで、これまで都内で十分なスペースを確保できなかった研究室や学習指導室等を設置する計画も進めていく【資料 2-5-28】。本計画により、東京オフィスでも、学生と教職員との対面コミュニケーションの機会充実を目指すこととする。

授業を行う学生数の適切な管理に関しては、在籍学生数が増加していることから、引き続き授業評価アンケートの「対応の適切さ」に関する評価結果にも留意しながら、教育効果を担保できるよう適切な教員・TA 配置の維持に努める。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

基準項目 2-2 に記したとおり、本学の学修支援体制としては、学務部傘下の授業サポートセンターにメンター（LA：ラーニングアドバイザーと TA：ティーチングアシスタント）を配置している。すべての科目で学期末に実施する「学生による授業評価アンケート」のほか、毎年 1 回、全学生を対象に「学生生活全般に係る満足度アンケート」（全学生アンケート）を実施している。そのなかで LA 及び TA による学修支援に関する満足度を確認し

ており、平成 30(2018)年 12 月に実施したアンケートでは、LA の対応に関する満足度で、「満足している」が最も多く（50.7%）、次いで「概ね満足している」（32.0%）、「普通」（14.7%）、「あまり満足していない」（1.3%）、「満足していない」（1.3%）という結果であった。

同じく、TA の対応に関する満足度でも、「満足している」が最も多く（52.9%）、次いで「概ね満足している」（27.5%）、「普通」（14.8%）、「あまり満足していない」（3.2%）、「満足していない」（1.6%）という結果であった【資料 2-6-1】。同アンケートではフリーコメントも受付けており、アンケート結果は、TA 及び LA が参加する月例ミーティングで共有し、運営改善に活かされている【資料 2-6-2】。

TA 及び LA による学修支援の最大の目的は、学期途中で受講を停止してしまうドロップアウトの防止である。学務部教務課が取得する全学生・全科目の受講状況データは、学習管理システム内ですべての教職員に毎週共有されており、学長をはじめとする教職員の幹部が出席する全学運営委員会で過去学期の受講状況との比較分析を行い、組織的な対策について協議している【資料 2-6-3】。

とりわけ新入生に実施する入学オリエンテーションの効果検証には力を入れて取組んでおり、全学的なデータ分析を担当する事業統制企画室では、期初・期中における 2 回の受講継続状況分析に加え、期末時に授業サポートセンター活動レビュー資料を作成し、新入生の単位修得状況と入学オリエンテーション参加状況の相関関係、年代別及び単位修得状況別の 2 学期目受講継続率の検証などを行っている【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】。

また、自ら主体的に学び続ける力を育成することを目的とした教養必修科目の「スタディスキル入門」では、入学時に受験を必須とする「基礎力診断テスト」（国語・数学・英語・情報）の結果を参考して新入生の苦手分野を把握し、取得点数が基準に満たなかった者をリメディアル科目に誘導して、教員及び LA から個別指導を行うなど、受入れた学生に対する学修支援を徹底している【資料 2-6-6】。そして、学修状況に課題が見られた学生については、「学生カルテ」に指導履歴を記録し、すべての教員や TA、LA が指導上の参考にできるようにしている【資料 2-6-7】。

こうした取組みを継続した結果、直近 4 ヶ年における新入生の 2 学期目受講継続率は、学内の目標として設定している 80%以上の数値を毎年達成できており、平成 23(2011)年度から平成 26(2014)年度の 4 ヶ年の平均値 77.6%から大幅に改善し、安定化している（表 2-6-1）（表 2-6-2）。

表 2-6-1 直近 4 ヶ年の新入生 2 学期目受講継続率

入学年度	1 学期目履修人数*	2 学期目履修人数*	受講継続率
H30	956 人	778 人	81.4%
H29	548 人	447 人	81.6%
H28	461 人	378 人	82.0%
H27	420 人	344 人	81.9%

(*) 過去学期との比較のため、平成 27(2015)年度以降に受入れた専門学校との併修生を除いた数値

参考：平成 30(2018)年度入学の併修生 117 人のうち、110 人（94.0%）が令和元(2019)年度も受講継続しており、併修生の継続率は全体的に高い傾向にある。

表 2-6-2 平成 26(2014)年度以前の新入生 2 学期目受講継続率（平均）

入学年度	1 学期目履修人数	2 学期目履修人数	受講継続率
H23～H26	1,480 人	1,149 人	77.6%

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

奨学金申請、進学・就職支援、各種証明書発行、心身の健康相談などの学生生活全般に関わる相談を対応している学生サポートセンターの満足度についても、年に一度の全学生へのアンケートで確認している。平成 30(2018)年 12 月のアンケートでは、「満足している」が最も多く（46.6%）、次いで「概ね満足している」（30.5%）、「普通」（18.4%）、「あまり満足していない」（3.8%）、「満足していない」（0.7%）という結果であった【資料 2-6-1】。大学運営に関する意見・要望についても学生サポートセンターが常時受付けており、そのヒアリング内容は、学生専門部会で報告されている。

平成 30(2018)年度に受けた主な意見・要望としては、「授業の運営に関するここと」「システムの機能改善に関するここと」「授業料納付に関するここと」などがあったが、いずれも担当教員もしくは担当部署と連携をしながら対応を協議し、トラブルの解消や将来的な改善策の検討を行っている。とりわけシステムの機能改善に関する要望は、平成 31(2019)年 4 月から大幅にバージョンアップされた学習管理システム「Cloud Campus」の外部仕様策定に取り入れられている。

心身の健康やハラスメントなどの悩みに関する相談は、「カウンセリング相談窓口」と「ハラスメント相談窓口」が受けている【資料 2-6-8】【資料 2-6-9】。相談内容には授業運営方法に関する学生からの意見・要望に該当するようなものもあるため、守秘義務により個人が特定されないよう配慮した上で、「学生に対するハラスメント防止委員会」の委員長を務める担当副学長から平成 30(2018)年度第 12 回教授会で事例報告されるとともに、教職員に対して「学生に対するハラスメント防止ガイドライン」に定めるハラスメントの定義や、対応に注意すべき点、相談フローについて周知・啓発を行い、再発防止に努めている【資料 2-6-10】【資料 2-6-11】【資料 2-6-12】。

健康状態に関しては、学生サポートセンターが入学時及び毎学期の履修登録時に障がいや病状の確認を行っており、診断書の提出を受けた上で、受講時及び期末試験時の特別考慮措置を講じている【資料 2-6-13】。授業運営上のサポート、パソコン操作の支援技術、卒業研究履修上の留意点等の課題を学生専門部会で整理して特別考慮可能な範囲を検討し、順次アクセシビリティ向上の対策にも取組んでいる。平成 30(2018)年度は、卒業研究等の科目で必須課題として行うプレゼンテーション発表について、声を発することができない学生のための対策を学生専門部会で検討し、授業考慮方法を決定している【資料 2-6-14】。

経済的支援としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸与に関して学生専門部会で審議を行い、教授会を経て学長が推薦可否を決定している【資料 2-6-15】。貸与基準と継続可否を判定する適格認定基準においては成績評価（GPA）を用いているが、開学当時に比べて、学生の成績が全体的に上昇傾向にあることがわかったため、学生専門部会では直近 4 年間に入学した全学生の GPA 分布を調査し、平成 30(2018)年度春学期からの推薦基準を見直している【資料 2-6-16】。また、貸与申請額について、本学で必要な学費を大き

く上回るような申請があった場合の対応指針も学生専門部会の審議で見直しを行っており、卒業後の返済が困難とならないように、予め返済計画書の作成を申請者に促し、状況に応じて貸与申請額の調整を行うことを指導している【資料 2-6-17】。

その他、近年では授業料の分割払いのために教育ローンを利用する学生も増えており、経済的負担を少しでも軽減できるように提携先の信販会社との交渉により、平成 29(2017)年 7 月から金利の引き下げを行っている【資料 2-6-18】。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

インターネット大学の根幹を成す学修環境として、クラウド型学習管理システム「Cloud Campus」の利用に関する学生からの問合せは、システムサポートセンターが受付けている。同センターの満足度は、平成 30(2018)年 12 月の全学生アンケートにおいて、「満足している」が最も多く(44.9%)、次いで「概ね満足している」(31.4%)、「普通」(13.9%)、「あまり満足していない」(4.9%)、「満足していない」(4.9%)という結果であった。また、オンライン上の学修環境そのものに関する満足度の調査結果では、「概ね満足している」が最も多く(45.8%)、次いで「満足している」(31.9%)、「普通」(12.0%)、「あまり満足していない」(8.7%)、「満足していない」(1.6%)という結果であった。全体的には学修環境とそのサポート対応について満足が得られているといえる状態である【資料 2-6-1】。

少ないながらも「満足していない」と回答した人のフリーコメントでは、「不具合を報告しても、仕様であるという回答で問題が解決されない」、「障害の発生時は早期に通知してほしい」、「問合せへの対応に質的な個人差がある」などの意見もあった。システム利用に関する問合せは、学生個人が利用する端末の種類や通信環境、PC スキルに依存する問題もあり、解決までに相応の時間を要することがある。サポートセンターが受けた改善意見・要望については、開発担当部署であるシステム部にも速やかに報告され、不具合原因の調査検証や、その結果に基づくシステム改修可否の検討を繰り返し行いながら学修環境の安定稼働に努めている。例えば、基準項目 3-2-⑤で説明する授業配信スケジュールについては、学生の要望やシステム利用状況を分析した結果、社会人学生が自分のペースで学びやすいように運用を改善している。

システムサポートセンターの対応時間は、月曜から土曜の 10:00～19:00(9 時間)であり、令和元(2019)年 5 月 1 日時点の職員数は 8 人(うち正規雇用 1 人)となっている。月別の問合せ状況の管理を行っており、質問内容に応じてカテゴリ分類し、蓄積された回答例を用いて効率的に対応できるようにしている【資料 2-6-19】。直近 3 ヶ年の入電数は表 2-6-3 のとおりである。

学期開始直後の 4・5 月及び 10・11 月は、新入生からの問合せが集中する時期であるため、他の月と比べて入電数が多い傾向にある。主な相談内容は、パソコン及びインターネット利用方法、授業コンテンツの視聴方法、学習管理システムの利用方法、ソフトウェアのインストール方法などである。直近の平成 30(2018)年度は、英語科目で利用している外部システムの教材において、映像再生によるリスニング課題や音声認識を伴うスピーチング課題を実施する際に必要な Flash Player に関連した障害が発生したため、問合せ数が増加している。これはインターネットブラウザの仕様変更による問題であり、語学専門部会のチームがシステム開発部門と協力をして、平成 31(2019)年 4 月から新しい英語教材の導入

を開始したことで解決している。加えて、在籍学生数が年々増えてきていることも問合せ数の自然増加につながっている。平成 30(2018)年度の電話応答率は平均 76.5%を維持しているが、平成 29(2017)年度の平均応答率 88.3%より低下しているため、平成 31(2019)年 4 月からはシステムサポートセンターの稼働席数を増加して対策を施している。

表 2-6-3 システムサポートセンター入電数推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
【H28 年度】月合計	92 件	79 件	85 件	59 件	51 件	48 件
1 日平均	3.1 件	2.5 件	2.8 件	1.9 件	1.6 件	1.6 件
【H29 年度】月合計	187 件	121 件	119 件	77 件	68 件	34 件
1 日平均	6.2 件	3.9 件	4.0 件	2.5 件	2.2 件	1.1 件
【H30 年度】月合計	238 件	159 件	160 件	104 件	122 件	49 件
1 日平均	7.9 件	5.1 件	5.3 件	3.4 件	3.9 件	1.6 件

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
【H28 年度】月合計	120 件	110 件	64 件	90 件	64 件	50 件	912 件
1 日平均	3.9 件	3.7 件	2.1 件	2.9 件	2.3 件	1.6 件	2.5 件
【H29 年度】月合計	196 件	146 件	65 件	88 件	49 件	55 件	1,205 件
1 日平均	6.3 件	4.9 件	2.1 件	2.8 件	1.8 件	1.8 件	3.3 件
【H30 年度】月合計	213 件	248 件	95 件	106 件	97 件	63 件	1,654 件
1 日平均	6.9 件	8.3 件	3.1 件	3.4 件	3.5 件	2.0 件	4.5 件

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

年に一度、全学生に対して実施している「学生生活全般に係る満足度アンケート」は、学修支援体制及び各種学生相談、学修環境に関する学生からの意見・要望を汲み上げて、大学全体の運営改善を行うサイクルに必要不可欠であるため、引き続きアンケートやその他データを収集し、分析結果を活用する。

学修環境やサポート体制に関しても概ね高い満足度を維持できているが、近年の学生数増加への対応として、すでに対策済のシステムサポートセンターの増席だけでなく、令和元(2019)年度内の計画どおりに、学生サポートセンターの福岡キャンパス業務移管と人員補充を進める。

平成 31(2019)年 4 月より、大幅にバージョンアップされた学習管理システムへの切替が行われているが、本格導入から間もない状況のため、安定的なシステム稼働が確保されるよう監視体制を強化する。また、学生及び教職員からの改善要望を集約する仕組みを確立し、更なる利便性の向上を図っていく【資料 2-6-20】。

[基準2の自己評価]

基準2全体について、求められる要件を満たしているといえる。

学生の受入れに関しては、建学の理念及び教育目的を従来よりも明確に反映させる形で、平成30(2018)年度第5回教授会での審議を経て、アドミッション・ポリシーを改定している。同ポリシーに沿って入学者受入れのための戦略的な広報活動を展開してきた結果、志願者数は年々堅調に増加し、令和元(2019)年5月1日時点の在学生数は2,669人（収容定員2,500人に対して106.8%）に到達した。

本学の学修支援は、IT総合学部専任教員がセンター長を務める授業サポートセンターにメンター（LA：ラーニングアドバイザーとTA：ティーチングアシスタント）を配置し、教職協働で運営している。LA及びTAは、学習管理システムから取得される受講状況データを分析・活用し、中途退学の防止に努めている。とりわけ新入生に関しては、入学オリエンテーションの開催や、「基礎力診断テスト」（国語・数学・英語・情報）と「リメディアル科目」の提供、教養必修科目「スタディスキル入門」などを整備し、組織的な支援を強化してきたことで、直近4ヶ年の受講継続率は過去4ヶ年と比べて大幅に改善し、安定化している。

キャリア教育の支援体制については、教育課程内では、平成24(2012)年度より教養科目群の1分野に「キャリアデザイン」を追加し、職業実践力育成のための科目を継続的に開講している。教育課程外では、学生サポートセンター内に「就職相談窓口」を設け、学生及び卒業生からの就職・転職の相談、エントリーシート・履歴書の添削指導、採用面接の模擬練習などを随時受付けている。平成30(2018)年度からは、若年層学生の就職支援プロジェクトチームを発足し、教育課程内外及び人材紹介・派遣事業を営む複数企業との連携を開始している。

学生生活の安定のための支援についても、学生サポートセンターが窓口となり、奨学金申請に関する相談、インターンシップ等の支援、身体に障がいを有する学生への受講上の配慮事項の確認等を行っている。心身の健康やハラスメントなどの悩みに関しては、学内の担当相談員がヒアリングを行うほか、学外の専門家（臨床心理士やカウンセラー）にカウンセリングを受けることもできる体制を整備している。

インターネット制である本学の学生は広範囲に在住するため、福岡キャンパスや附属図書館を直接訪問する人はわずかであるが、法令及び学内規則に従い、施設・設備の安全確保に努めている。附属図書館では、貸出郵送サービスの実施や電子資料の充実を図り、遠隔対応の支援を強化するとともに、近年は科目担当教員との連携により、授業時間外学修のための図書館サービスの利用促進で大きな効果が表れている。インターネット上の学修環境整備としては、本学システム部の開発で、従来までの学習管理システムを大幅にバージョンアップし、平成31(2019)年4月より運用開始している。

学修支援体制及び各種学生相談、学修環境に関する学生からの意見・要望の汲み上げは、年に一度、全学生に対して「学生生活全般に係る満足度アンケート」を実施しており、その他各種データの分析結果も加えて、大学全体の運営改善に活かしている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、IT 総合学部の教育研究上の目的を踏まえた育成人材像として、「ビジネスのわかる IT エンジニア」及び「IT のわかるビジネスパーソン」の 2 本柱を掲げ、履修上の区分として「コース」及び「プログラム」を設置し、各学生の学びたいテーマや希望する進路に応じ、より効果的かつ効率的な学修を進めることができるようになっている（表 3-1-1）【資料 3-1-1】。

平成 28(2016)年 4 月より、従来の「ビジネスコース」と「テクノロジーコース」に加えて、多様なコミュニケーションメディアやテクノロジーを実社会で活用できる人材の育成を目指し、第三のコース「IT コミュニケーションコース」を設置した【資料 3-1-2】。更に、昨今の IT 業界での社会的需要を踏まえ、人工知能(AI)の理論や技術を学び、それを具体的なビジネス課題の解決に応用できる人材の育成を目的に、平成 30(2018)年 4 月からの入学者向けに「AI テクノロジープログラム」を新設することを教授会で審議を行い、決定した【資料 3-1-3】。

表 3-1-1 IT 総合学部のコース・プログラム

コース	プログラム
テクノロジーコース	ネットワーク
	セキュリティ
	ソフトウェア
	AI テクノロジー
	IT マネジメント
ビジネスコース	起業・経営
	ネットビジネス
	IT コミュニケーション

学士課程修了時に学生が身に付けるべき能力等を「～することができる」の項目としてリスト化した「ディプロマ・ポリシー」（卒業認定・学位授与の方針）は、専門科目で修得できる能力をプログラム別に定義し、語学・教養教育で修得できる能力を共通内容で策定し、大学ホームページでの公開や、入学時に学生が必修で受講する「スタディスキル入門」の科目内で周知している【資料 3-1-4】。なお、平成 30(2018)年度第 5 回教授会で「三つのポリシー」を一貫性のある内容に見直した際、ディプロマ・ポリシーも改定している【資

料 3-1-5】。更に令和元(2019)年度第 1 回教授会で一部文言の追加改定があり、現時点のディプロマ・ポリシーは表 3-1-2 のとおりである【資料 3-1-6】。

表 3-1-2 IT 総合学部のディプロマ・ポリシー（令和元(2019)年 5 月 1 日時点）

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）	
	IT 総合学部では以下のような専門と教養の能力を修得することを目指し、所定の単位を修得した学生に、学位を授与します。
●専門的能力	
	次のうち、一つ以上のプログラムの専門的能力の基礎を修得することを目指す。
テクノロジーコース	<p>1. ネットワークプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。 ・ネットワークの基礎的な技術について説明できる。 ・インターネット通信を前提としたネットワークアプリケーションを開発できる。 ・モバイル通信の基礎的な技術について説明できる。
	<p>2. セキュリティプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。 ・セキュリティを考慮したネットワーク管理や運用ができる。 ・セキュリティ対策されたソフトウェアの開発提案ができる。 ・様々なセキュリティ障害に対し、適切な対策を実践できる。
	<p>3. ソフトウェアプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。 ・ソフトウェア開発工程で求められる要件定義、設計、テスト、運用後のメンテナンスを補助することができる。 ・ネットワークや OS など、ソフトウェアの稼働環境の技術について説明できる。 ・セキュリティを含めた総合的なソフトウェアの開発や運用を行うことができる。
	<p>4. AI テクノロジープログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。 ・AI(人工知能)に関連する基礎的な技術、手法について説明できる。 ・ビジネス課題の改善を目的として、さまざまなデータの収集、分析手法の選択や適用および分析結果の解釈ができる。 ・AI 関連手法を用いたアプリケーション開発やデータ分析のためのコーディングができる。
	<p>1. IT マネージメントプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。 ・情報システム開発プロジェクトで必須となるプロジェクト管理を実践できる。 ・ビジネスに必要な財務や法律の知識を修得し、基礎的な経営管理ができる。 ・情報システムの開発、管理、運用を補助することができる。
ビジネスコース	<p>2. 起業・経営プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。 ・起業に必要な法律と経営知識を修得し、起業準備ができる。 ・起業に必要な財務の知識を修得し実践できる。 ・IT を活用した経営戦略を企画立案することができる。
	<p>3. ネットビジネスプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。 ・起業に必要な法律と経営知識を修得し、ネット系企業の起業準備ができる。 ・オンラインマーケティング解析を行うことができる。 ・ネットビジネスの企画を提案することができる。

IT コミュニケーション	1. IT コミュニケーションプログラム
	<ul style="list-style-type: none"> ・IT とビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。 ・情報技術とビジネスの総合的な知識により、社会における IT コミュニケーションの基本的構造を説明できる。 ・IT を活用した事業の展開において、経済的にも環境的にも新たな価値を提案することができる。 ・情報化社会を多角的に捉え、多様なコミュニケーションメディアを活用して情報を検索・分析・整理し、自身の考えを発信・共有することができる。
●教養的能力	
コース・プログラム共通	<p>次のすべての教養的能力を修得することを目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会順応力 <ul style="list-style-type: none"> ・(環境の変化に対する順応力) 人類の多様な文化、社会と自然に関する幅広い知識を基に、変化を続ける社会に順応することができる。 ・(多様な文化に対する相互理解力) 多文化・異文化に関して理解を深め、社会背景の異なる相手との相互尊重を図ることができる。 2. 日本語力・外国語力 <ul style="list-style-type: none"> ・(日本語力) 社会人として職務を遂行する際に役立つ基礎的なレベルで、日本語を、読み、書き、聞き、話すことができる。 ・(外国語力) 社会人として職務を遂行する際に役立つ基礎的なレベルで、英語、もしくは中国語を、読み、書き、聞き、話すことができる。 3. IT 活用力 <ul style="list-style-type: none"> ・(情報端末活用力・情報収集・整理力) IT を用いて、多様な情報を効率良く収集・整理することができる。 ・(情報の取捨選択を行う能力) 収集した情報を主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その正誤・要不要を判断の上、活用することができる。 4. 実行力(計画力・能動性・遂行力・持続力) <ul style="list-style-type: none"> ・(計画力・能動性) 自ら主体的に学習の目標を設定し、目標を達成するための計画を立てることができる。 ・(遂行力・持続力) 失敗を恐れずに計画を行動に移し、粘り強く取り組むことができる。 5. 分析力(課題発見力・創造力・課題解決力) <ul style="list-style-type: none"> ・(課題発見力) 現状を分析し、課題を明らかにすることができます。 ・(創造力・課題解決力) 既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決方法を考えることができます。 6. 協働力(協調性・傾聴力) <ul style="list-style-type: none"> ・(協調性) 相手の意見の違いや立場の違いを理解し、尊重することができる。 ・(傾聴力) 相手と誠実に向き合い、相手の話のポイントを注意深く聞き取ることができます。 7. 意思伝達力(発信力・質問力) <ul style="list-style-type: none"> ・(発信力) 自分の意見をわかりやすく相手に伝えることができる。 ・(質問力) 相手が意見を述べやすい環境をつくり、適切な質問により意見を引き出すことができる。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

・単位認定基準と進級基準

IT 総合学部専門科目の各科目では、「スキルセット」と称する基本到達目標を設定し、

全科目のスキルセットを一覧できる「スキルセット表」を作成している【資料 3-1-7】。スキルセットは、ディプロマ・ポリシーに掲げた学位授与基準を達成するために、同ポリシーを科目内の目標として細分化し、学生が各科目の学習内容から身に付けるべき能力等を「～することができる」の項目で記述したものである（表 3-1-3）。

単位認定基準となる成績評価は、「サイバー大学履修規程」第 15 条において、A (100 ~90 点)、B (89~80 点)、C (79~70 点)、D (69~60 点) の評価を合格とし、F (59 点以下) を不合格としている【資料 3-1-8】。すべての科目は、学生がスキルセットに示されたような学習目標を達成できたかどうかを測定するものとして、全 15 回（教養科目は原則全 8 回）のすべての授業回に「小テスト」、「レポート」、「ディベート」のうちいづれかの課題を一つ以上設置し、必ず最後に「期末試験」を行うよう授業設計されている。そして、各々の課題による評価の合計が 100% になるように配分することで科目ごとの単位認定基準を定め、シラバスで学生へ提示している【資料 3-1-9】。

表 3-1-3 例) 1 年次配当 必修科目「コンピュータ入門」のスキルセット

スキル 1	スキル 2	スキル 3	スキル 4	スキル 5	スキル 6
計算機の歴史を理解し、説明できる	問題解決のためにコンピュータを効果的に使用することができる	コンピュータにおける情報の表現方法（2進数や ASCII コードなど）を理解し、使用できる	情報のデジタル化による社会への影響について理解し、説明できる	情報通信ネットワークの特性を理解し、説明できる	コンピュータの基本的な仕組みを理解し、説明できる

本学の場合、在学年数に応じて年次が繰り上げられるようになっており、進級基準の代わりに、学生にはカリキュラム全体での科目の履修順序を示した「科目履修体系図」（カリキュラムマップ）を提供している【資料 3-1-10】。各科目はスキルセットによる到達目標で出口管理が厳格に行われる体制を確保しており、各学年の終了段階で、あえて進級基準を課す必要はなく、「科目履修体系図」に沿って一つひとつの科目的単位を積み上げていくことで、上位科目を段階的に受講できるようにしている。また、卒業研究のゼミナール科目的履修要件では、「4 年次に在籍で 100 単位以上を修得済であること」、「3 年次までの専門科目と教養科目の必修をすべて単位修得済であること」と定め、「卒業研究科目履修の手引き」等の資料で学生に周知している【資料 3-1-11】。スキルセットを基軸にした順次性のある体系的なカリキュラムを編成することで、一定の修得単位数のみを進級基準とするよりも、関連知識・技術の修得度合いをもって上位の科目履修を可能とする方が適切であると判断している。

・既修得単位の認定及び編入学単位認定

既修得単位の認定に関しては、学則第 34~36 条「大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定、本学以外の既修得単位等の認定の限度」に基づき、「既修得単位等の単位認定に関する細則」において明確にこれを規定している【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】。個別の科目について単位認定の申請を希望する学生には、入学時に単位認定希望申請書と併せて、成績証明書や単位修得証明書等を提出させ、既修得単位に係るシラ

バスに記載された履修内容と、本学シラバスの授業内容とを専門・語学・教養の教務主任が個別に照合確認し、全学運営委員会の事前審議の後、教授会の議を経て学長が認定を行っている【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】。なお、本学以外の既修得単位の認定単位数の上限については、学則第 36 条にて編入学・転入学を除き、60 単位を超えないものと定めている。

外国語の検定資格や情報処理技術者試験等による資格等についても、科目担当教員の判定による単位認定基準を設定し、「既修得単位等の単位認定に関する細則」の別表に一覧化している【資料 3-1-13】。資格による単位認定は、毎年 3 月と 9 月に年 2 回の申請を受け、資格証明書等の公的な提出資料によって基準を満たしているかどうか確認し、単位を認定することとしている。平成 30(2018) 年度の実績として、個別の単位認定件数は 203 件であった。

編入学時の単位認定では、提出された成績証明書等により他の大学・短期大学・専門学校等での学修内容を教務主任が確認し、本学の専門教育課程と同分野か異分野かを判定した上で、専門・外国語・教養科目の科目区別に精査を行って、最大 62 単位までを包括的に単位認定している。単位認定方法の詳細は、「単位認定ガイドライン」を整備しており、同ガイドラインに従って厳格に運用している【資料 3-1-16】。

・科目区分及び卒業認定基準

IT 総合学部のカリキュラムの科目区分及び卒業要件は、表 3-1-4 のとおりである。

表 3-1-4 科目区分及び卒業要件（「サイバー大学履修規程」別表より抜粋）

科目区分		卒業要件 単位数	卒業要件単位内訳
専 門 科 目	専門基礎	62	必修 16 単位、選択 46 単位以上。 選択科目の修得単位が 46 単位を超えるときは、26 単位を上限として、共通区分の卒業要件単位とみなすことができる。
	専門応用		特別研究Ⅰで修得した 3 単位は、特別研究Ⅱの 3 単位を修得しない限り、卒業要件の 124 単位の対象外とする。
	卒業研究		
外国語科目		12	必修 8 単位、選択 4 単位以上。 選択科目の修得単位（なし単位を含む）が 4 単位を超えるときは、4 单位を上限として、教養科目（選択）の卒業要件単位、8 単位を上限として、共通区分の卒業要件単位とみなすことができる。
教養科目		24	必修 2 単位、選択 22 単位以上。 選択科目の修得単位が 22 単位を超えるときは、4 単位を上限として、外国語科目（選択）の卒業要件単位とみなすことができる。ただし、外国語科目（選択）の修得単位（なし単位を含む）が 4 単位を超えるときは、26 単位を上限として、共通区分の卒業要件単位とみなすことができる。
共通区分		26	専門科目（選択）、外国語科目（選択）、教養科目（選択）のみなし単位の合計 26 単位。
合計		124	

ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準として、「サイバー大学履修規程」別表において、専門科目のコース・プログラムごとに、1・2 年次配当の専門基礎（講義・演習）、

3年次配当の専門応用（講義・演習）、4年次配当の卒業研究の科目区分から必修科目8科目16単位分（卒業研究1科目2単位を含む）を定義し、周知している【資料3-1-17】。更に、学生に提供しているカリキュラム全体での科目的履修順序を示した「科目履修体系図」では、必修科目のほかに該当プログラムで重点的に履修すべき推奨科目を6～8科目12～16単位分を設定し、希望プログラムで卒業研究をエントリーする前に履修を行うよう指導している【資料3-1-10】。

1・2・3年次配当の教養科目では、プログラム共通の必修科目として2科目2単位分を配置し、その他は年齢・職業等の幅広い学生層が在籍することを考慮して、「自然科学」、「社会科学」、「人文科学」、「キャリアデザイン」の4分野に区分された科目群のなかから22科目22単位分（本学の教養1科目は原則1単位）を自由に選択できるようにしている。4分野の区分は「教養科目履修ハンドブック」等で周知している【資料3-1-18】。

外国語科目は1・2年次の基礎から中級英語の必修4科目8単位を定め、その他選択科目2科目4単位分は上級英語と中国語からの自由選択、もしくは、教養科目での振替受講を可能としている。また、卒業要件124単位のうち26単位分については、専門科目、外国語科目（8単位を上限）、教養科目から自由選択できるようにして、科目選択の柔軟性を確保している【資料3-1-17】。

以上で説明した科目区分ごとの卒業要件を満たし、正科生として4年（編入学の場合は在学すべき年数）以上在学し、124単位以上を修得した者には、教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定している【資料3-1-19】。例外として、学則第38条第2項及び「早期卒業に関する規程」の定めにより、必要な成績条件等を満たした者は、3年次もしくは3.5年次修了時に早期卒業できる制度を設けている【資料3-1-20】。平成30（2018）年度は、IT総合学部全体で204人が卒業したうち、12人が同制度により早期卒業している。

なお、平成22（2010）年度以前に入学した学生の卒業要件は、設置認可時の計画どおり、専門科目で基礎講義12科目24単位、基礎演習12科目24単位、専門講義4科目8単位、専門演習4科目8単位、卒業研究2科目10単位、外国語科目で10科目20単位、教養科目で30科目30単位の合計124単位と「サイバー大学履修規程」別表に定め、入学年次別にカリキュラムを切り分けて例外的に運用をしている【資料3-1-21】。平成22（2010）年度以前にIT総合学部に入学した学生は、令和元（2019）年5月1日時点で残り15人が卒業に向けて履修中である。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

・シラバス作成ガイドラインの活用

IT総合学部専門科目、教養科目、外国語科目の各々で「シラバス作成ガイドライン」を作成し、各授業科目の成績評価による単位認定基準は、これらのガイドラインに沿って科目担当教員により決定され、授業の「科目目標」等と併せてシラバスで学生に明示している【資料3-1-22】。同ガイドラインでは、科目区分や講義・演習の授業形態ごとに、「小テスト」、「レポート」、「ディベート」、「期末試験」等の各々の課題での成績評価比率や、課題の出題方法・回数等を具体的に定義しており、科目の配当年次や授業形態に応じて単位認定の基準が極端に異なることがないように留意している。

単位認定基準に則って評価された成績は、学習管理システム内の成績ページで学生に通知される。成績発表後には「成績問い合わせ期間」を設け、成績に関する学生からの問合せを受け付け、各教員及び教務主任等の確認の後、学生への回答を行っている【資料 3-1-23】。

・GPA (Grade Point Average) 制度の活用

公正な成績評価の指標として、GPA (Grade Point Average) 制度を導入し、早期卒業申請の成績基準や、成績優秀賞及び学内奨学生の対象者判定基準、日本学生支援機構の奨学金貸与基準、大学院への進学時の推薦基準、インターナーシップの参加基準などで活用している【資料 3-1-24】。進級基準に関わることとしては、在学期間に応じた修得単位数の基準に満たない者、または、2 学期連続で学期ごとの GPA が 1.5 に達しない者について、必要な履修指導を行うことを「サイバー大学履修規程」第 18 条において制度化している【資料 3-1-25】。

・長期履修者への対応

本学は 100%インターネットによる遠隔教育を行う大学として、在学生のうち 60%以上が働きながら受講を続ける有職社会人である。時間的・経済的理由など、個人の事情に応じ、標準修業年限（4 年間）を超えて履修し学位を取得できるよう、長期の履修を認めており、在学最長年限は「8 年間」と学則に定めている（平成 27(2015)年度春学期以前に入学した正科生は「12 年間」）【資料 3-1-26】。一方、各学期の最低履修単位数については、平成 27(2015)年 10 月より「6 単位」から「8 単位」に引き上げを行い、長期履修者にも卒業までの計画的な履修を促すためのルールとしている【資料 3-1-27】。各学期「8 単位」ずつ履修を継続的に進めれば、在学年限の 8 年間で卒業できる計算となるため、合理的な基準といえる。

長期履修者に対する厳格な運用として、在学年限が近付いている学生については、毎学期の履修ペース次第で卒業が難しくなってしまう心配もあるため、平成 30(2018)年度からは、改善指導を徹底している。授業サポートセンターと学生サポートセンターが協力して、学生個々の単位修得状況データと残り在学可能年数を基に対象者を抽出し、学期ごとの履修登録前に、学部長からの注意勧告の手紙を郵送したり、授業サポートセンターの LA(ラーニングアドバイザー) が履修計画作成を指導したりするなど、個別対応を丁寧に行ってい

る。

なお、適正な定員管理の観点から、成績不良により修得単位数や GPA の基準に満たない学生への履修指導にもかかわらず、修学状況の改善が客観的に認められない場合には、学則の定めるところにより、「成業の見込みなし」として、退学を勧告（科目等履修生への変更勧告を含む）できるよう履修規程に定めている【資料 3-1-25】。また、度重なる大学からの連絡に応じず、授業料等の納付を行わない学生や 3 学期間連続で履修登録を行わない学生は、「除籍に関する細則」に従い、除籍処分としている【資料 3-1-28】。平成 30(2018)年度は、エビデンス集（データ編）【表 2-3】に示したとおり、4 年を超えて在学していた学生 111 人（退学 33 人、除籍 78 人）が、卒業を断念している。

・受講時及び試験時の本人確認

インターネット受講における単位認定の厳正な運用を図るため、本学は「サイバー大学の本人確認についての指針」を定めている【資料 3-1-29】。受講時及び試験時の本人確認としては、「なりすまし」などの不正を防止するための措置として、Web カメラを用いた顔認証を採用している。また、期末試験の受験中には、Web カメラを監視カメラのように利用し、一定間隔で受験者の顔のスナップショット画像を撮影し、受験開始後の「なりかわり」や同席者の有無等の不正もチェックしている【資料 3-1-30】。

平成 31(2019)年 4 月から本格導入を開始した新しい学習管理システムでは、期末試験時の顔監視機能も進化し、従来よりも更に効率的かつ効果的な本人確認が実施されるようになった。試験時のカメラ映像で同席者が検出された場合は、自動的に警告が表示され、一定時間にわたって受験者本人の顔画像が検出されない場合は、自動的に期末試験が中断される仕様となっている【資料 3-1-31】。

その他、すべての学生が受講する教養必修科目の「スタディスキル実践」や、卒業研究ゼミナール科目では、学生自身が顔を出してプレゼンテーション発表を行う課題を必ず課しており、担当教員が指導を通じて本人確認を行っている。また、卒業研究の個別指導でインターネット通話を使用する場合など、個々の学生の継続的な学修における、あらゆる機会を複合的かつ通時的にモニターすることにより、総合的に高い信頼性を確保している。そして、科目ごとの成績評価と本人確認の結果も含めた単位認定の審査事項を踏まえ、最終的に教授会の審議を経て学長が卒業を認定している【資料 3-1-19】。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーに関しても、平成 30(2018)年度第 5 回教授会において、「三つのポリシー」を一貫性のある内容に見直した際に、一部文言を改定しているが、引き続き、社会的需要に即したコース・プログラム制のカリキュラムを編成し、IT 総合学部の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの周知に努める。

また、現行の厳正な単位認定基準及び卒業判定を継続するとともに、受講ペースが芳しくない長期履修学生に対しては、単位修得状況や GPA、在学年限等のデータを基に、個々の学生に対する改善指導を徹底していく。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

基準項目 3-1-①で述べたとおり、IT 総合学部では、学部の教育目的を踏まえたコース・プログラム制のカリキュラムを編成し、ディプロマ・ポリシーを策定・周知している【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】。カリキュラム・ポリシーも同様に、専門科目と語学・教養の共通科目に関する教育課程の編成方針を定め、大学ホームページ上で公表している【資料 3-2-3】。また、「ネットワーク」「セキュリティ」「ソフトウェア」「AI テクノロジー」「IT マネジメント」「起業・経営」「ネットビジネス」「IT コミュニケーション」の 8 プログラムに設置された各科目の履修前提条件を体系的に図式化した「科目履修体系図」をプログラム別に作成し、それを大学ホームページで公表するとともに、「サイバー大学履修登録案内」の郵送冊子で学生に毎学期繰り返し周知している【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】。なお、平成 30(2018)年度第 5 回教授会において、「三つのポリシー」を一貫性のある内容に見直した際に、カリキュラム・ポリシーも表 3-2-1 のとおり改定を行っている【資料 3-2-6】。

表 3-2-1 IT 総合学部のカリキュラム・ポリシー（令和元(2019)年 5 月 1 日時点）

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）
<p>IT 総合学部では、学位授与に求められる体系的な教育課程の構築のため、以下の方針でカリキュラムを編成しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 入学時の導入教育と卒業研究を見据えた計画的な学びの実践のため、教養科目内に必修科目を配置し、学問を追究する姿勢や態度を涵養する。 多様な入学者が在籍することを考慮し、教養科目は 4 つの学問分野「1. 人文科学、2. 社会科学、3. 自然科学、4. キャリアデザイン」から自律的に選択学習させることで、豊かな人間力の醸成や職業実践力を育成する。 外国語科目（英語）では、CEFR (Common European Framework of Reference for Languages : ヨーロッパ言語共通参照枠) が定めるスキルレベルに準拠して、基礎から応用まで段階的に、社会人としての職務を遂行する際に役立つ実践的な技能を伸ばす。 専門科目では、1・2 年次に配当する基礎科目での多面的履修を通して共通基盤的な知識を身に付け、3 年次に配当する応用科目での学修により実践的かつ専門的な知識・技能を高める。 学位授与に求められる知識・技能の修得のため、全ての専門科目において基本的到達目標を示した「スキルセット」を定義し、コース・プログラム別に定めた必修および推奨科目、履修前提科目の設定により、関連分野を順次的かつ体系的に学修できるように編成する。 学修の集大成として、卒業研究科目（ゼミナール）では研究発表とグループディスカッションを行い、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力などを総合する力を実践する。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示したディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すものとして、一貫性を担保している。同ポリシーに基づく教育活動を実質化するためのカリキュラムマップとして、IT 総合学部では「科目履修体系図」を作成しており、コース・プログラム別の

ディプロマ・ポリシーで育成する能力に沿って、該当プログラムで重点的に履修すべき必修科目と推奨科目を設定している【資料 3-2-4】。

「科目履修体系図」では、各々の科目を受講する前に単位修得が必須とされる科目や、単位修得が望ましいとされる科目を線で結ぶことで、科目相互のつながりを可視化するとともに、レベル 1~4 までの学習難易度を示している。学生は、各プログラムの「科目履修体系図」を基に、1・2 年次配当の専門基礎科目から、3 年次配当の専門応用科目、4 年次配当の卒業研究まで、卒業要件を満たすように履修をすると、自ずと関連分野を広く深く学ぶことができるようになっている。

教育課程の充実強化のため、IT 総合学部運営委員会において、科目の新規開講を審議検討する際は、各科目の到達目標として定義された「スキルセット」を基に、学生が受講後に修得可能な知識・技能に不足や重複がないかどうかを入念に確認している【資料 3-2-7】。併せて、大学として体系的に組織的な教育活動を開催するためのカリキュラム・マネジメントの観点から、「科目履修体系図」における科目間のつながりについて随時見直しを行っている【資料 3-2-8】。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

・教育課程の体系的編成の特色

学部の教育目的及びディプロマ・ポリシーに掲げた知識・技能の修得を達成するために、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を編成し、以下に示すような科目区分により授業を開催している。

1) 専門科目

専門科目では、平成 23(2011)年度よりカリキュラム全体の体系性について見直しを行っており、「ビジネスのわかる IT エンジニア」及び「IT のわかるビジネスパーソン」を育成する人材像に掲げ、1・2 年次に配当する基礎科目（講義 25 科目・演習 4 科目）での多面的履修を通して共通基盤的な知識を身に付け、3 年次に配当する応用科目（講義 18 科目・演習 6 科目）での学修により実践的かつ専門的な知識・技能を高められるよう体系的に科目を編成している。教育課程の編成・実施方針の明示性を高め、学生が体系立てた学修が行えるよう「科目履修体系図」を提供しており、必修及び推奨科目、履修前提科目の設定により、コース・プログラム別に定義されたディプロマ・ポリシーとの関連を図式化している【資料 3-2-4】。

4 年次配当の卒業研究科目としては、全学生に必修の「ゼミナール」科目を設置しているほか、より専門的に踏み込んだ調査・研究活動を行う「特別研究」（平成 31(2019)年 4 月より「研究プロジェクト」から履修単位数を 4 から 6 に変更）を選択科目で開講している【資料 3-2-9】。教育課程の集大成として、「ゼミナール」と「特別研究」では、研究テーマに基づく輪読及びリサーチ、教員及び学生間のディスカッション、プレゼンテーション発表、論文形式の最終成果物の提出を修了要件として義務付けるなど、いわゆるアクティブラーニングによって、学生の能動的な研究活動を促している。また、「特別研究」では指導教員のほか、副査を 1 人配置し、厳正な評価を行うこととしている【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】。

2) 教養科目

本学では、日本・世界の各方面で活躍する人材を教員として広く招聘し、今日的テーマを扱う教養科目を編成している。

大学設置認可時の計画に提示した履修モデルに掲げた 48 科目を平成 22(2010)年度までにすべて開設した後も、社会の変化に対応して魅力ある教養教育を提供し続けるために科目の継続的な入替を行っており、令和元(2019)年 5 月 1 日時点の教養科目数は 57 科目となっている【資料 3-2-13】。

科目編成の方針としては、平成 24(2012)年度より、教養教育のディプロマ・ポリシー（社会順応力、日本語力・外国語力、IT 活用力、実行力、分析力、協働力、意思伝達力）を修得するために必要な四つの学問分野「1. 人文科学、2. 社会科学、3. 自然科学、4. キャリアデザイン」に教養科目群を分類し、学生にはこれらの分野をバランス良く履修させて幅広い教養を身に付けさせている【資料 3-2-14】。また、学問を探究する姿勢や態度の涵養として、「スタディスキル入門」（平成 24(2012)年度秋学期より）と「スタディスキル実践」（平成 25(2013)年度秋学期より）という二つの必修科目を開設している【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】。

3) 外国語科目

外国语科目では、認可時の計画に準じて、職務を遂行する際に役立つ基礎的かつ実践的な語学力を養成する外国语教育に取組むため、英語教育に重点を置きつつ、選択科目として中国語を提供している。1・2 年次配当の基礎から中級レベルの英語 4 科目を必修科目とした上で、3 年次からはビジネス現場や日常生活で用いられる上級レベルの英語を選択科目として履修できるようにしている。

英語科目では、平成 25(2013)年度よりアクティブ・ラーニングに適した、実践トレーニング型の e ラーニング教材を導入し、外国语教育の改善・充実に努めてきたが、近年はインターネットブラウザの仕様変更により、映像再生によるリスニング課題や音声認識を伴うスピーキング課題を実施する際に必要な Flash Player に関連したシステム障害が発生していた。この課題を解消するとともに、より高い教育効果を実現し、モバイル端末による学習の利便性を向上させるため、平成 31(2019)年 4 月より新教材の導入を開始している【資料 3-2-17】【資料 3-2-18】。

新教材は、アメリカの言語学者やシステムエンジニアで構成されたチームが開発したオンライン教材であるが、それを本学の語学教務主任が単位認定可能な科目としてカリキュラム設計を行っている。国際標準規格である CEFR(Common European Framework of Reference for Languages)に準拠した「リーディング」、「リスニング」、「ライティング」、「スピーキング」という四つの英語スキルをすべてオンラインで学修可能であり、「スピーキング」は、ネイティブ講師との英会話レッスン（ライブ指導[グループクラス]）を 24 時間好きな時間帯で受講できる。更に特徴として、個々の学生の習熟度に応じて学習内容が最適化されるアダプティブ・ラーニングの技術が採用されており、学生自身が多様かつ豊富な練習問題を能動的に実施しながら学習を進め、最後に習熟レベル確認テストと期末試験を実施することとしている【資料 3-2-19】。

・単位制度の実質を保つための工夫

1) シラバスの整備状況

シラバスは、すべての開講科目で作成され、「科目概要」「科目目標」「履修前提条件」「期末試験実施方法」「授業時間外の学修」「成績評価配分」「各回の授業内容」「課題の出題方法」などの項目を記載し、学習管理システム内で学生がいつでも閲覧できるようにしている【資料 3-2-20】。また、学外にも大学ホームページ内の「教育情報の公表」に掲載し、周知を行っている【資料 3-2-21】。

全科目でのシラバス記載事項の標準化を図るため、本学では専門科目、教養科目、外国語科目の各々で、教務主任が「シラバス作成ガイドライン」を作成して全教員に周知しており、各科目の成績評価配分や課題の実施方法・出題回数は、これらのガイドラインに沿って科目担当教員により決定されている【資料 3-2-22】。本学の学習管理システムによる授業運営に必要な授業コンテンツや小テスト、レポート、試験の実施日程と成績評価配分もシラバスに基づき自動的に設定されるので、授業運営の品質管理もシステム化されている。また、定期試験の受験資格を履修規程に定め、授業全体の 3 分の 2 以上の出席（課題実施）を満たすことを単位修得条件として必須にしている【資料 3-2-23】。

e ラーニングの学修形態を取るため、予め授業コンテンツを制作しており、教員都合や祝日等による散発的な休講は一切発生せず、開講されたすべての授業科目において、2 単位科目であれば、全 15 回（1 単位科目は全 8 回）の授業が確実な授業時間として存在する【資料 3-2-24】。また原則として全授業科目に TA（ティーチングアシスタント）を配置し、当初の計画どおりに授業が進行しているかを常時確認しており、その意味でもシラバスに基づく授業の運営は、極めて厳格な管理の下に行われているといえる【資料 3-2-25】。

そして、授業期間内であれば、復習のために授業コンテンツを何度も繰り返し受講でき、小テストも正解の解説を見るまでは最大 5 回まで再受験できる仕組みとしている。また、適宜学習資料を提供し、シラバスや授業内で参考図書を紹介するなど、e ラーニングの長所を活かし、学生の自主的な授業時間外の予復習を促進している【資料 3-2-26】。

2) 履修登録単位数の上限設定

履修科目登録の上限設定に関しては、「サイバー大学履修規程」第 16 条で年間履修登録単位数の上限を 45 単位と定め、単位の実質化に努めている【資料 3-2-27】【資料 3-2-28】。この上限の設定については、年次ごとの学習負荷を考慮した履修登録単位数のバランスを踏まえて、入学時のオリエンテーションで履修登録の指導を行っている【資料 3-2-5】。ただし、早期卒業申請のための成績基準を満たす者など、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生に限っては、45 単位の上限を超えて履修することの理由書を提出させ、全学運営委員会で審議の上、学長が例外的に履修登録を認められるようにしている。本手続きに則り、平成 30(2018)年度は 1 人のみが承認された【資料 3-2-29】。

3-2-④ 教養教育の実施

本学は、学則第 1 条の「目的・使命」において「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とする」と掲げており、教養科目群に人

文科学・社会科学・自然科学・キャリアデザイン（実践的職能）の四つの学問分野を設定し、令和元(2019)年5月1日時点で57科目を開講している。教養教育については、入学時のオリエンテーションにおいて、1・2年次の基礎教育として履修することを推奨するとともに、学生には「教養履修ハンドブック」を配布して、教養科目を学ぶことの重要性を説明している【資料3-2-30】。

特筆すべき教養教育の実践として、本学では、e ラーニングで必要とされる基本的な学修技術を修得させ、学び続けるための意欲や目的意識を高めることを目的にした「スタディスキル入門」(平成24(2012)年度秋学期より)という演習科目を設置し、すべての学生に対して入学初学期の履修を義務付けている【資料3-2-15】。また、「スタディスキル入門」を含む教養科目16単位以上を修得済であることを受講条件に、教養教育ディプロマ・ボリシー充足の最終段階として、社会順応力、意思伝達力、協働力などの修得体験を振り返り、自己分析を行うことを目的にした「スタディスキル実践」(平成25(2013)年度秋学期より)という演習科目を全学生に必修としている【資料3-2-16】。「スタディスキル実践」の単位修得は、卒業研究科目的履修前提条件に設定しており、グループディスカッションでの討論やオンラインプレゼンテーションの作成などの実践的演習を必須課題とし、論理的思考に基づいて自身の意見を発信する力を養成している。

本学の教養教育の実施に関わる事項の審議に関しては、平成25(2013)年8月より、従来までの「語学・教養部運営委員会」を発展的解消して語学専門部会と教養専門部会の二つに分けて、個別に詳細な検討を行えるよう組織を再編し、責任ある体制を確保している【資料3-2-31】【資料3-2-32】。各々の専門部会の構成員と審議事項は表3-2-2のとおりである。原則として月に1回、専門部会を開催しており、語学と教養のそれぞれの教務主任を中心に、副学長、外国語及び教養科目を担当する専任教員と関連業務の職員が協議検討を行い、審議結果を全学運営委員会及び教授会に上程している【資料3-2-33】【資料3-2-34】。

表3-2-2 語学・教養専門部会の審議事項

専門部会名称	主な構成員	主な審議事項
語学専門部会	副学長（学務担当） 語学教務主任（専門部会長） 学務部長 技術担当専任教員 その他職員（学長指名）	・外国語科目の教育改善に関する事項 ・外国語科目のカリキュラムに関する事項 ・外国語科目の授業評価アンケート項目に関する事項 ・その他外国語科目の授業運営に関する事項
教養専門部会	副学長 教養教務主任（専門部会長） 専門教務主任 学務部長 専任教員（学長指名）	・教養科目の教育改善に関する事項 ・教養科目のカリキュラムに関する事項 ・教養科目の授業評価アンケート項目に関する事項 ・その他教養科目の授業運営に関する事項

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学は、大学設置基準第 25 条第 2 項に規定される「多様なメディアを高度に利用」してすべての授業を実施する大学であり、「毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの」（「高度メディア授業について定める件」平成 19 年文部科学省告示第 114 号）とされている【資料 3-2-35】。

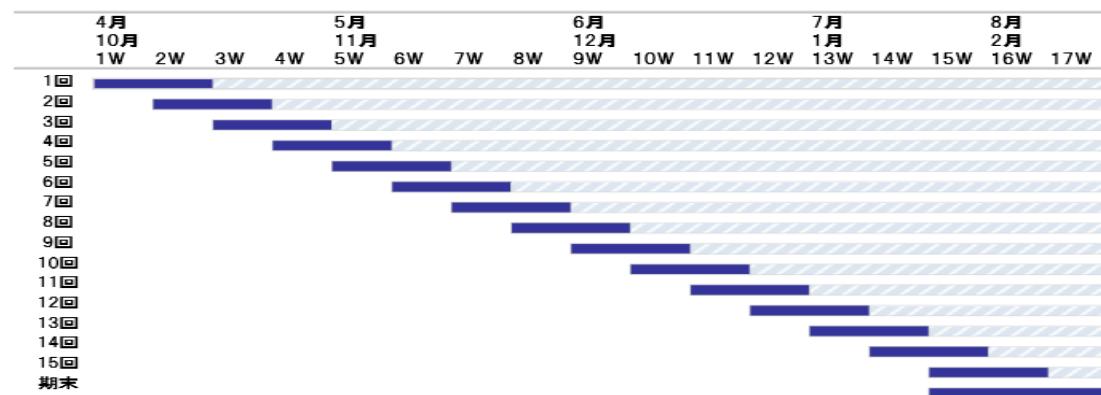
本法令を踏まえ、各授業科目について、「授業設計書作成ガイドライン」など、コンテンツ制作の各種ガイドラインに沿って授業コンテンツの視聴やアクティビティに従事する時間を定め、「質疑応答」を行う「Q&A」、3～5 肢の「設問解答」を行う「小テスト」、「添削指導」を行う「レポート」、「学生等の意見の交換の機会」を確保するための「ディベート」の各ツールを学習管理システムに搭載し、必ず毎回の授業にそのいずれかを課し、出席の判定に用いるとともに、確実な授業時間の確保及び出席確認を行っている【資料 3-2-36】。

・授業配信スケジュールと授業配信期間

本学の授業コンテンツの配信期間は、図 3-2-1 のとおり、大きく分けて二つのパターンがある【資料 3-2-24】。「順次開講」の例では、各回授業で 2 週間の出席認定期間を設け、授業配信開始後 1 週間が経過するごとに、続く回の授業の配信が開始される。出席認定期間を過ぎて受講する場合は「遅刻」の扱いとなり、当該授業回の課題の評価から減点を行うルールとしている。「一斉開講」の例では、第 1 週から全回分（専門科目は全 15 回、教養科目は全 8 回）の講義を同時に開講しているが、出席認定期間は「順次開講」の例と同様に、1 週間ごとに締切を設けている。

一斉開講の配信スケジュールは、主に教養科目や 1・2 年次の専門基礎（講義）科目を中心に、知識インプット型の科目で採用し、順次開講の配信スケジュールは、演習科目や 3 年次以上の専門応用科目など、各回で積み上げ式のレポート課題や学生同士のディスカッション課題を出題するようなアウトプット型の科目で実践している。一斉開講の科目は、仕事で忙しい社会人学生にとって、時間が確保できるときに自分のペースで計画的に履修を進めることができるというメリットがある。また、授業の出席認定期間を設定していることは、学生の受講ペースを一定に保つことに効果があり、平均的に 7～8 割の学生が各回授業を締切までに完了している。本学の開学から 12 年間の運用実績で蓄積された膨大な教育ビッグデータの解析（ラーニングアナリティクス）を基に、科目の特性や学修行動履歴に応じて最適な授業配信スケジュールを策定し、学生の自律的学修の促進に役立てている【資料 3-2-37】。

1) 順次開講の例（1週間にごとに1回の授業配信開始）



2) 一斉開講の例（開講時に授業を一斉配信開始）

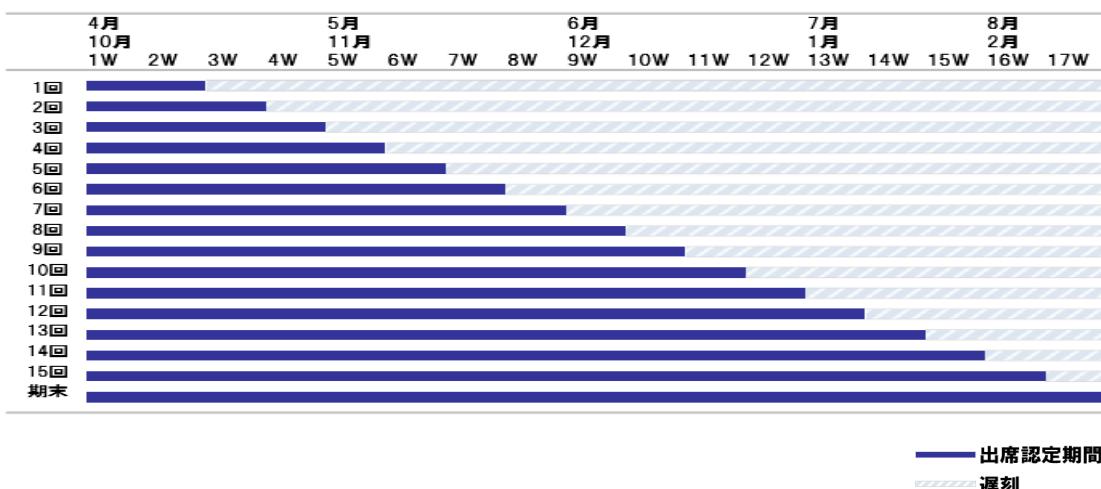


図 3-2-1 授業コンテンツの配信と出席認定期間

・授業コンテンツの形式（VOD型及びWBT型）

本学の授業コンテンツの形式は、図3-2-2に示す二つの種類がある。ビデオ・オン・デマンド（VOD: Video On Demand）型授業は、動画及びスライド資料の2画面が同期されたコンテンツ形式で、1回の授業は約15分のコンテンツの4章立てで、計約60分となるよう構成している。毎回の授業には、各章で2問以上、全4章分で計8問以上の「小テスト」を課すことを講義科目のガイドラインとしている。主に演習科目や上級年次の科目においては、「小テスト」にプラスして、添削指導を行う「レポート」、学生間の意見交換等を行う「ディベート」等をタスクとして課している【資料3-2-38】【資料3-2-22】。

コンテンツの再生・視聴のみでは出席点を与えず、「小テスト」、「レポート」、「ディベート」課題の実施をもって行う内容理解評価で出席点を与え、また、それらの課題を解くことに約30分の時間を要するという授業設計の下、約60分のコンテンツと合わせて、90分相当の授業時間を毎回確実に担保するよう努めている【資料3-2-39】。

次に、Webベーストレーニング（WBT: Web Based Training）型の授業コンテンツは、主に数学やプログラミング教育を行う専門科目、PC操作のトレーニングを伴う教養科目の一部に導入している。これは、インターネット上で文字・画像・映像等をレイアウトして表示されるWeb画面を使用して学習させるものであり、映像や音声の配信はもとより、演習

問題を出題するなど、一連の順次性及びまとめのあるマルチメディアコンテンツの提供が可能となっている。



図 3-2-2 VOD 型授業コンテンツの画面例（左）、WBT 型授業コンテンツの画面例（右）

授業科目の構成は、VOD 型ないし WBT 型のいずれか、また両者を併用するパターンもある。個々の授業の特性並びに教育効果に鑑み、授業設計の過程で、教員はコンテンツ制作センターのインストラクショナルデザイナーから助言を得ながら、コンテンツ形式を選択することとしている（詳細は、本基準項目内で後述の「授業コンテンツ制作における質保証体制」を参照）。VOD 型と WBT 型の授業コンテンツ形式の特徴は表 3-2-3 のとおりである。

表 3-2-3 授業コンテンツの形式：VOD 型及び WBT 型の特徴

VOD 型	WBT 型
<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ内に資料映像を挿入可能 ・視覚+聴覚でわかりやすい ・感情や印象を受け取りやすい ・主に講義形式のインプット型授業に向いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ内にテキスト、映像・動画・練習問題などのマルチメディアを挿入可能 ・自分自身のペースで読み進めやすい ・PC 操作の実践トレーニングなど、ハンズオンのアウトプット型授業に向いている

・学習進捗管理を支援する新しい「Cloud Campus」のデザイン

インターネット上の学修環境の整備・改善として、本学システム部の開発により、学習管理システム「Cloud Campus」を大幅にバージョンアップし、平成 31(2019)年 4 月より本格運用を開始している【資料 3-2-40】。従来のシステムと同様、モバイル端末を含むすべてのデバイスからの受講を一元管理できるシステムであり、授業コンテンツ視聴、小テスト・レポート・ディベート課題の実施、本人確認付きの期末試験実施など、大学でのインターネット学修の必須機能を搭載している。

学修支援に関する新機能は、ログイン後のホーム画面に表示される学習進捗管理のインターフェースである（図 3-2-3）。「スケジュール」には、指定された週に受講しなければならない授業や課題の数が自動的に表示される。また、履修登録した科目は、受講期間の締切が近い科目から順番に自動整列され、次の課題締切までの残り日数や、各科目の進捗状況、課題の点数取得状況などを確認できるため、学生は優先すべき科目から漏れなく受講可能になっている。



図 3-2-3 新しい「Cloud Campus」の学生ホーム画面（右はスマートフォン表示例）

学習進捗管理機能に関しては、学生用だけでなく、教職員側の仕様も進化している（図3-2-4）。教員及びTAは、担当科目を受講中の全学生についてリアルタイムで状況を確認でき、3段階の色分けにより、100%出席は水色、50%以上～100%未満出席は黄色、50%未満は赤色でステータスバーを画面表示し、視覚的にも受講が停滞している学生を容易に見つけ出しが可能である。履歴管理画面では、受講進捗や取得点数の割合などの数値を入力して自由に表示切替ができる、その条件で抽出された対象者にメール送信できる機能も備えている。例えば、完了率が30%未満の学生のみを抽出し、教員・TAから受講奨励メールを発信（予め指定した日時に自動発信する設定も可能）するなど、「Cloud Campus」の機能を活用した効率的かつ効果的な受講管理によって学生のドロップアウト防止に取組んでいる。

対象者を条件抽出してメール送信											
受講ステータス▼▲	最終アクセス日時▼▲	完了率（全チャプター）▼▲		レッスン							
		1	2	3	4	5	6	7	8		
完了	2019.06.04 00:57	100.0%	43/43	7 /7	6 /6	6 /6	5 /5	5 /5	8 /8	1 /1	
完了	2019.05.30 18:23	100.0%	43/43	7 /7	6 !/6	6 !/6	5 !/5	5 !/5	8 !/8	1 /1	
完了	2019.05.22 12:03	100.0%	43/43	7 /7	6 /6	6 /6	5 /5	5 /5	8 /8	1 /1	
完了	2019.05.03 13:00	100.0%	43/43	7 /7	6 /6	6 /6	5 /5	5 /5	8 !/8	1 /1	
進行中	2019.05.08 21:31	67.4%	29/43	7 /7	6 /6	6 /6	5 /5	5 /5	0 /0	0 /0	
進行中	2019.05.30 23:52	90.6%	39/43	7 !/7	6 !/6	6 !/6	5 !/5	5 !/5	4 !/4	6 !/6	
完了	2019.04.23 23:57	100.0%	43/43	7 /7	6 /6	6 /6	5 /5	5 /5	8 /8	1 /1	
進行中	2019.05.17 12:46	39.5%	17/43	7 /7	6 !/6	4 !/4	0 /0	0 /0	0 /0	0 /0	
進行中	2019.05.09 08:45	55.8%	24/43	7 /7	6 !/6	6 !/6	4 /4	1 /1	0 /0	0 /0	
完了	2019.06.02 20:40	100.0%	43/43	7 /7	6 /6	6 /6	5 /5	5 /5	8 /8	1 /1	

図 3-2-4 新しい「Cloud Campus」の履歴管理画面（教職員側）

この新しい「Cloud Campus」の準備段階では、平成 28(2016)年 5 月からの約 2 年間、東京大学大学総合教育研究センターと共同研究契約を締結し、オンライン教育の質向上を目指して、教育コンテンツの共有や流通を可能とするプラットフォームの構築に関して実証実験を行ってきた経緯がある【資料 3-2-41】【資料 3-2-42】。「Cloud Campus」の性能に関する外部評価として、平成 29(2017)年 10 月には、学習ツール相互運用の国際標準である Learning Tool Interoperability®（「LTI®」）のツールプロバイダーとして認証を取得し、同年 11 月に、一般社団法人日本 IMS 協会が主催する「第 2 回 IMS Japan 賞」（テクノロジーを活用し、教育分野に多大な貢献をした事例を顕彰する賞）において最優秀賞を受賞している【資料 3-2-43】【資料 3-2-44】。

・特徴的なオンライン教育の実践例

1) オンライン上の共通演習環境を用いたプログラミング教育

IT 総合学部の専門教育として重要なプログラミング教育では、従来まで各自の所有するコンピュータに、演習課題の実施に必要なソフトウェアをインストールさせて演習環境を構築させる指導を行っていたが、学生個人が利用する端末の種類や、PC スキルに依存する問題もあり、演習科目の導入時に個々の学生サポート対応に相当な時間を要することが課題であった。このような課題を解決するため、平成 29(2017)年度よりクラウド上で演習環境を利用するサービス「goorm」を本格導入し、C、Java、Perl、PHP などの言語を学習するプログラミング系の演習科目（令和元(2019)年度春学期時点で全 7 科目）において共通の演習環境として利用している【資料 3-2-45】。

goorm は Linux 環境をベースにしたオンライン上の統合開発環境(IDE)である(図 3-2-5)。IDE としての機能だけでなく、教員と学生とでファイルを共有する機能や、チャットを行う機能などを備えており、演習環境内で教員からマンツーマンの直接指導が可能である。

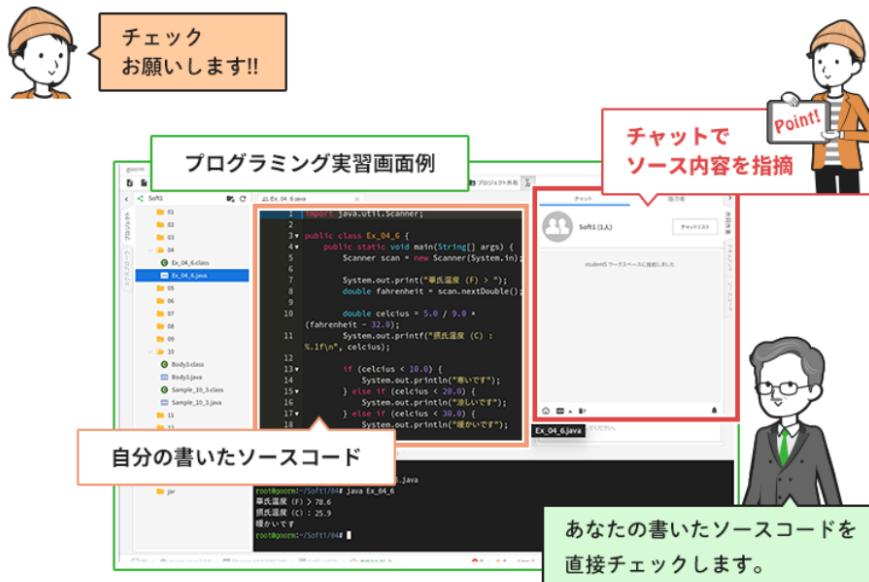


図 3-2-5 演習環境 goorm でのプログラミング実習例

学生は、インターネットブラウザから本学専用に構築されたポータルサイトにアクセスして goorm にログインする。ログイン後、学生が受講する演習科目を選択すると、その科目で用いられる演習環境ページが起動する。各科目の演習環境ページでは、事前に使用するプログラミング言語の環境設定が行われているため、学生は速やかに演習を開始することができるようになっている。

本システムを利用することにより、学生が演習課題で入力したプログラミングコードに誤りがあった場合、教員は学生の入力画面を見ながらインターネット経由で具体的な指導が可能であり、導入以前と比べて学生指導におけるコミュニケーションの課題が改善されている。このような教授方法で、通学制大学の実習室で行われる対面指導と同等の教育を遠隔対応で実践できている【資料 3-2-46】。

2) 卒業研究科目におけるアクティブ・ラーニングの実践

学部教育の集大成として、全学生が必修で受講する卒業研究科目「ゼミナール」は、コース・プログラム別の専任教員ごとに、原則として定員 15 人ほどの小規模クラスで運営されている。卒業研究での指導とその結果による最終成果物の質を担保するために、教員には IT 総合学部運営委員会で協議して決定した内容の「ゼミナール授業運営ガイドライン」を学務部教務課から提供しており、すべてのゼミナールにおいて、教員が指定する研究テーマに関するプレゼンテーション発表、学生同士によるグループディスカッション、全体を通じての最終レポート提出を義務付けている【資料 3-2-47】。典型的なゼミナール科目の授業構成は表 3-2-4 のとおりである。

表 3-2-4 典型的な卒業研究科目「ゼミナール」の授業構成

授業回	授業内容	課題
第 1~2 回	研究テーマと授業スケジュールの確認	小テスト or ディベート
第 3~4 回	研究テーマに関する輪読または調査	ディベート or レポート
第 5~6 回	発表コンテンツの作成	レポート
第 7~9 回	発表コンテンツに関するグループディスカッション（パート 1）	ディベート
第 10~12 回	発表コンテンツに関するグループディスカッション（パート 2）	ディベート
第 13~14 回	最終成果レポート作成のための追加調査	ディベート or レポート
第 15 回	ゼミナール全体の総括	ディベート or レポート
期末	最終成果レポートの提出	期末レポート

学生が主体的に取組む研究活動、すなわちアクティブ・ラーニングとして、最初に教員から研究テーマと授業スケジュールが伝えられ、学生は自分が担当する範囲の文献読解や資料調査等を指定された期限までに独自に進めていき、その進捗状況を都度、科目内のディベートもしくはレポートで報告する。調べた内容に関するプレゼンテーション発表については、教員からの指導を反映して作成したスライドと PC に接続した（あるいは画面上部に内蔵された）Web カメラを用いて学生自身が収録・編集を行うが、本学が開発したコンテ

ンツ制作ツールを利用することによって、PC 上のブラウザでの簡便な操作で制作することが可能である。このツールを用いたコンテンツ制作方法や、グループディスカッションを伴う問題解決型の研究手法に関する指導は、本学の入学者全員が必修科目として受講する教養科目「スタディスキル実践」のなかで事前に行っている【資料 3-2-16】【資料 3-2-48】。

完成した発表コンテンツは、教員が内容的に不備のないことを確認して承認処理を行った後、他の学生も閲覧できるように学習管理システム上に登録し、学生発表回の授業コンテンツとして配信される。学生は互いの発表コンテンツを視聴した上で、掲示板形式で運用されるグループディスカッションに参加し、相手の発表内容に対して意見を述べ合う。相手に気付きを与えるような建設的な意見や新しい情報を提供できた場合は評価に加点を行うが、意見を述べずにディスカッションに参加しなければ評価は全く与えられない。最後に、学生はディスカッションの結果を踏まえた追加調査を行い、ゼミナール研究の総括として、大学が指定する共通フォーマットで期末レポートを提出する。

通学制の大学のゼミであれば、決められた授業時間に学生を集合させて発表や討論を行うものであるが、完全インターネット制の本学では、同等の活動をシステムの活用によりオンデマンド（非同期）で行うことで、学習時間や場所の異なる多様な学生のグループであっても必ず毎回参加できるように工夫している。研究活動の途中経過やディスカッションの実績もすべてデータで残されており、最終成果物だけの一面的な評価ではなく、卒業研究全体を通じての多面的な総合評価を可能としている【資料 3-2-49】。

・教育方法の改善を進めるための体制～授業コンテンツ制作における質保証体制～

本学の授業コンテンツの設計・開発に関しては、「教育活動の効果・効率・魅力を高めるための手法を集大成したモデルや研究分野、またはそれらを応用して学習支援環境を実現するプロセス」(鈴木克明 (2005) 「e-Learning 実践のためのインストラクショナル・デザイン」日本教育工学会論文誌, 29(3), 197-205 頁) と解説されるインストラクショナルデザイン (ID: Instructional Design) の手法を導入している点が特徴である【資料 3-2-50】。代表的なインストラクショナルデザインのプロセスである ADDIE モデル (A: Analysis 分析、D: Design 設計、D: Development 開発、I: Implementation 實施、E: Evaluation 評価) を採用し、①分析（ニーズ分析・学習者分析・内容分析）、②設計（学習目標・達成水準の設定）、③開発（原稿・教材・映像制作）、④実施（授業配信・運営）、⑤評価（学修成果の評価・授業コンテンツそのものの評価）の五つのフェーズを経ることにより、授業内容が教育課程全体の編成趣旨に沿ったものになるよう授業コンテンツの設計・開発を行っている（図 3-2-6）。

授業の設計・開発・配信等に専門的人材が関与する体制としては、学務部にコンテンツ制作センターを整備している【資料 3-2-51】。同センター内には、教育学関連の専門学位や実績を有するインストラクショナルデザイナー2人を「IT 総合学部専門科目」と「語学・教養科目」の担当者に位置付け、併せて教育関係の実務経験者もしくは e ラーニングに関する基礎的教育研修を受けた者をアシスタント・インストラクショナルデザイナーとして必要数確保し、教員の授業コンテンツ制作の支援を行っている【資料 3-2-52】【資料 3-2-53】。

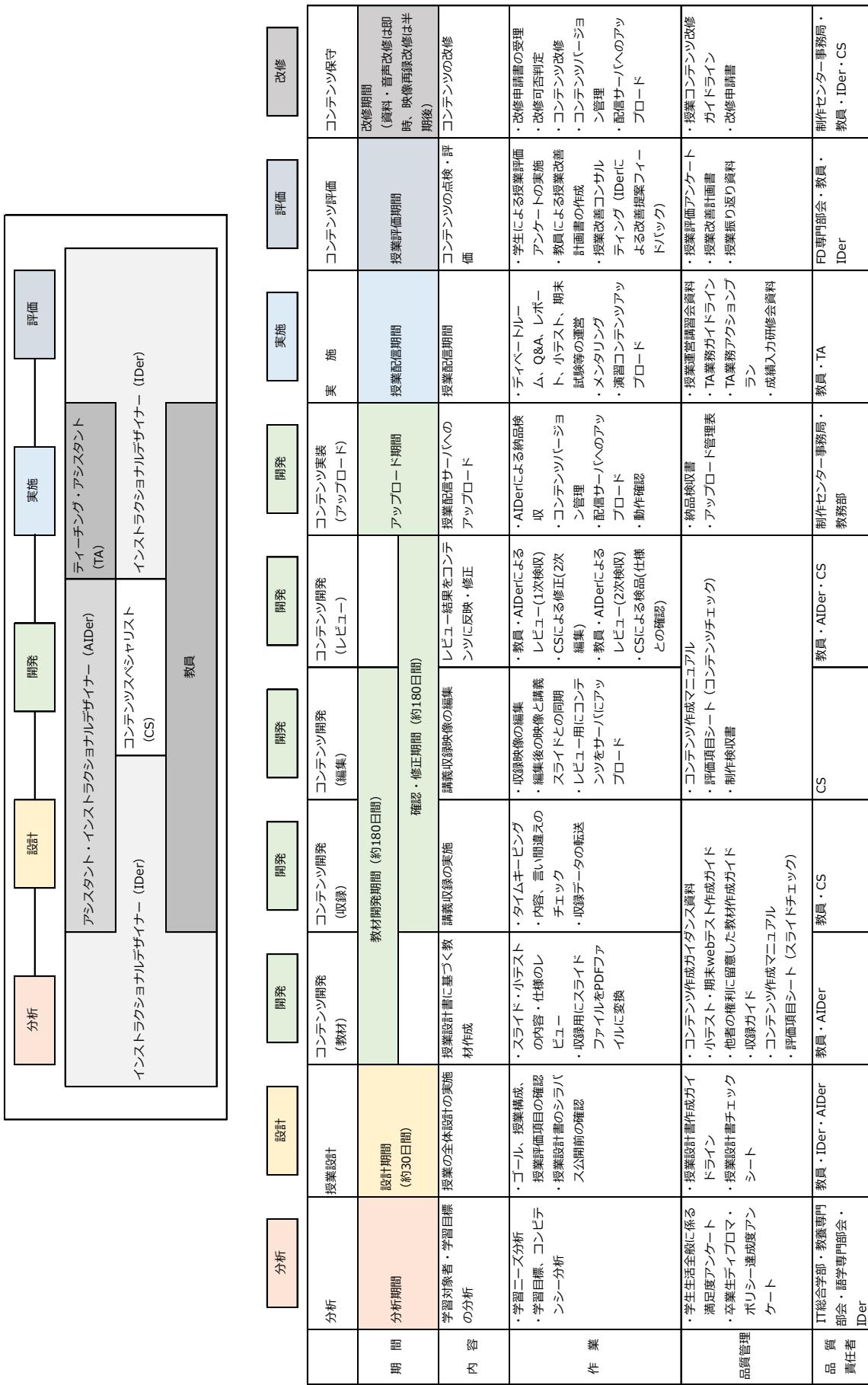


図 3-2-6 コンテンツ制作センターの体制と制作工程概略図

インストラクショナルデザイナーは、最初に ADDIE モデルの①分析、②設計のフェーズに関与し、教員との協働により、「何を教えるか」ではなく、「何をどこまで学ばせるか（身に付けさせるのか）」という学習目標を明確化し、その目標の達成度を測定する観点で各授業回における課題・期末試験の内容を定め、それに沿って教授内容を系統的に整理した「授業設計書」を作成することとしている【資料 3-2-54】。この作成に関しては、「授業設計書作成ガイドライン」を整備し、教員に提供している【資料 3-2-38】。

次に、②の設計から③の開発フェーズでは、アシスタント・インストラクショナルデザイナーが中心になって授業設計書のとおりに開発が進められるように制作工程を管理し、「評価項目シート」の点検評価基準に沿って、講義スライドの内容・構成・分量・わかりやすさ・体裁・著作権等のレビューを行うとともに、該当回の授業内容から出題される予定の小テスト問題が適切かどうか検証し、教員に対して改善案を提案している【資料 3-2-55】。教員は適宜必要な修正を施した後、授業コンテンツの収録を行う。収録されたビデオ映像は、学外のコンテンツ制作会社の支援を受けて編集され、授業設計書のとおりに開発されているかどうか、担当教員とアシスタント・インストラクショナルデザイナーの協働で繰り返し検収し、完成に至ったコンテンツを学習管理システムに登録して授業配信を行っている（図 3-2-7）。

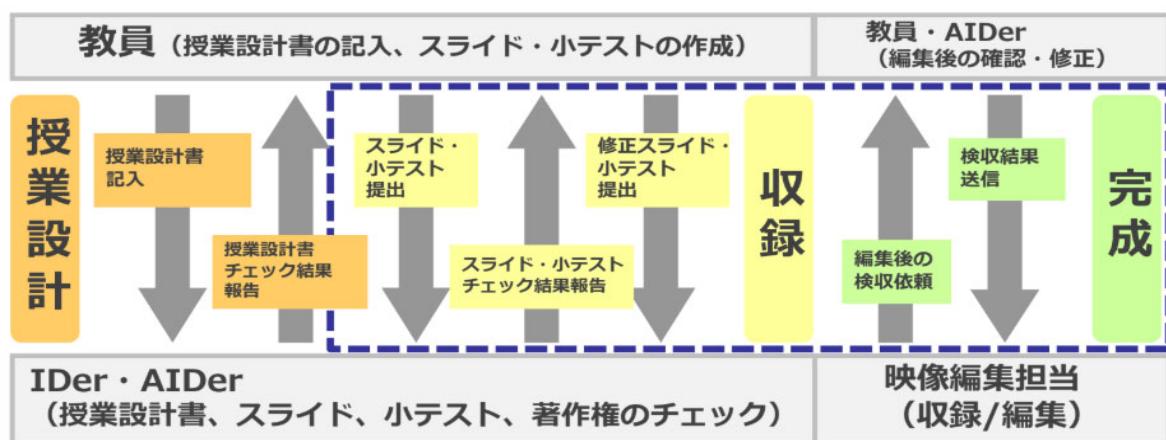


図 3-2-7 コンテンツ制作のチェックフロー概略

授業運営期間に相当する④実施のフェーズを経て、⑤評価のフェーズでは、授業評価アンケート結果を基に、必要に応じ、インストラクショナルデザイナーが授業改善のためのコンサルティングを行うなど、①～⑤までのサイクルを循環的に稼動させることで、授業の再設計や授業コンテンツの改修を促進している【資料 3-2-56】。以上のとおり、インストラクショナルデザイナーなどの専門スタッフが各フェーズに関与し、各種ガイドラインやマニュアル等に基づいて、担当教員以外の複数人の視点からレビューを行う組織体制を整備することによって、教育内容の質保証に努めている。コンテンツ制作センターの専門スタッフ育成については、基準項目 4-3-①で述べる。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーに関しても、平成 30(2018)年度第 5 回教授会において、三つの

ポリシーを一貫性のある内容に見直した際に改定し、周知を行っている。引き続き、同ポリシーに沿って、科目ごとの到達目標を示した「スキルセット」や、「科目履修体系図」(カリキュラムマップ)を作成し、教育課程の体系的な編成を維持していく。また、授業設計や制作に関わる各種ガイドラインを活用し、インストラクショナルデザイナーによる支援の下、オンライン教育の質向上に努める。

平成31(2019)年4月以降の新システムへの移行により、VOD型授業コンテンツの制作ツールもバージョンアップし、字幕表示機能が実装されている。本機能の活用により、今後は聴覚に障がいのある者のアクセシビリティ向上も推進する。更に、新システムは、外国語によるビデオ教材に日本語とオリジナル言語の字幕を用意し、自由に選択可能な仕様としているため、本学の専門科目や教養科目に魅力的な外部教材を取り入れ、コンテンツ領域を徐々に広げていくための計画を、産学教育連携部と協力しながらコンテンツ制作センターが令和元(2019)年度中に作成する。

3-3 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、本学の教育課程の質を保証するための重要な位置付けとして、以下のように取組んでいる。なお、本学における学修成果とは、使命・目的及び教育目的を踏まえ、人材育成目標に掲げている「高度 IT 人材」に資する成果のこと、すなわち、「IT 知識」、「ビジネス応用力」、「コミュニケーション力」という三つの力に関わる成果と見なしている【資料 3-3-1】。また、学修成果の検証に関する方針については、令和元(2019)年度第 2 回教授会で「アセスメント・ポリシー」として制定することを決議し、大学ホームページ内に学修成果の検証結果と併せて公表している【資料 3-3-2】(基準項目 6-3-①に記載)。

1) 学生の学修状況及び学修成果に関する調査

アドミッション・ポリシーに関わる学生の実態把握としては、新入生が希望するコース・プログラムの傾向を毎学期分析している【資料 3-3-3】。平成 30(2018)年度春学期の 25 歳未満の若年層学生では、「AI テクノロジー」や「ソフトウェア」などを中心に、テクノロジーコースの選択が 65% 以上を占めている。一方、25 歳以上では、「起業・経営」を筆頭に、毎学期 40% 以上がビジネスコースを選択していたが、平成 30(2018)年度春学期からは AI テクノロジープログラムの新設により、テクノロジーコース希望が増加傾向である。

入試判定に関わる基礎学力の検証としては、基準項目 2-6-①にも記したとおり、入学時に受験を必須とする「基礎力診断テスト」(国語・数学・英語・情報)の結果から苦手分野

を確認し、過去学期の結果と比較分析を行っている【資料 3-3-4】。「数学」の問題で正解率 6 割未満となる新入生が毎年 6~8%程度存在するが、基準点に満たなかつた者をリメディアル科目に誘導し、教員及び LA(ラーニングアドバイザー)から個別指導を行うなど、受入れた学生に対する学修支援を徹底している【資料 3-3-5】。

また、入学者の学修状況に関する実態調査としては、すべての授業をインターネット上の学習管理システムで実施する本学では、アクセスログ等の解析により、個々の学生がどの時間帯にどの科目を受講しているかなどの学修状況を詳しく把握できるという利点がある。学務部教務課が取得する全学生・全科目の受講状況データは、学習管理システム内ですべての教職員に毎週フィードバックされており、全学運営委員会で過去学期のデータとの比較分析を行い、組織的に対策を協議している【資料 3-3-6】。

次に、カリキュラム・ポリシーに関わる学修成果の確認として、本学では FD 専門部会が中心となり、「学生による授業評価アンケート」を毎学期すべての授業科目で実施している(FD 専門部会に関しては基準項目 4-2-②に記載)【資料 3-3-7】。アンケート項目では、授業運営に関する各種評価項目のほか、「受講を通して、新たな知識や技能が身についたと思いますか。」という質問項目を設けて、科目の担当教員が学修成果の実態を把握できるようになっている。平成 30(2018)年度秋学期のアンケート結果(大学全体)では、この設問に対して、「とてもそう思う」と回答した割合が 35.6%、「そう思う」が 49.8%、「どちらともいえない」が 11.4%、「そう思わない」が 1.9%、「全くそう思わない」が 1.3%であった。本学の学生は 60%以上が有職社会人であるが、前年までの結果と同様に、アンケート回答者のうち 85%以上の人人が「新たな知識や技能が身についた」と評価されており、実社会での有益性が示されているといえる【資料 3-3-8】。

また、毎年 1 回、学生専門部会が全学生を対象に「学生生活全般に係る満足度アンケート」を実施しており、そのなかで「サイバー大学で身につけた知識・技能・態度などを、仕事や実生活でどのように活かせていますか。」という質問に回答させて、学生の意識調査を行っている。平成 30(2018)年度の回答結果は図 3-3-1 のとおりであった【資料 3-3-9】。

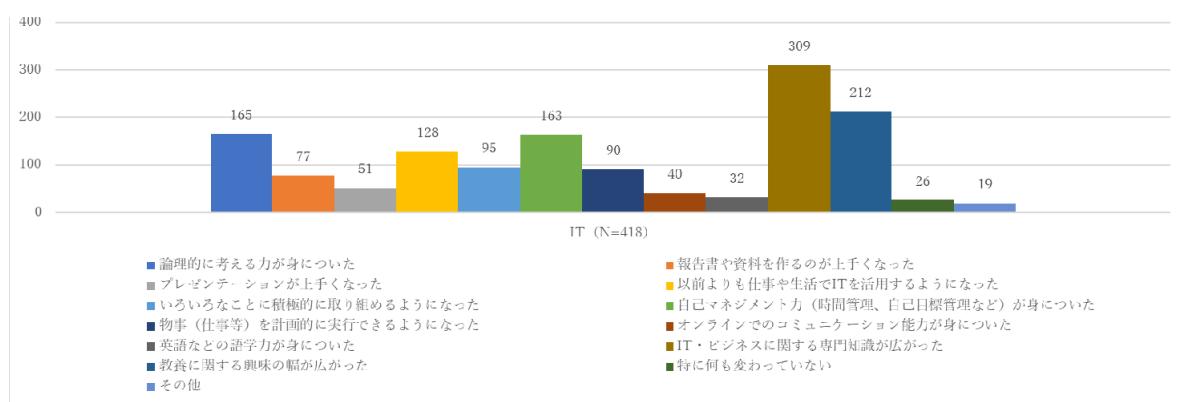


図 3-3-1 学生の意識調査結果(平成 30(2018)年度全学生アンケート設問 20 より)

複数選択式の設問で、回答者総数 418 人のうち、「IT・ビジネスに関する専門知識が広がった」(309 人 : 73.9%)と、「教養に関する興味の幅が広がった」(212 人 : 50.7%) を選択する人の割合が多く、授業に関する直接的な知識・技能の修得が上位 2 項目として肯

定的に評価されている。次いで、「論理的に考える力が身についた」(165人:39.5%)、「自己マネジメント力（時間管理、自己目標管理など）が身についた」(163人:39.0%)という結果であり、オンライン授業での学修を通じて、論理的かつ計画的に考えて行動する力が身に付いたと実感している人が相対的に少なくない。これらの傾向は前年度までのアンケート結果と同様である。

卒業時点での学修成果の点検・評価としては、学生の満足度や自己成長の実感等、学生側からの視点をアウトカム評価に組み入れることを目的に、学修の達成状況、とりわけディプロマ・ポリシーに掲げた知識・技能・態度に関し、学士課程修了時点の達成度を学生に自己評価させるアンケート調査、すなわち「卒業生ディプロマ・ポリシー達成度アンケート」を毎年1回、卒業から1年未満の者を対象に実施している【資料3-3-10】。

アンケートでは、ディプロマ・ポリシーに定義した専門的能力と教養的能力の達成度について5段階で尋ね、各回答の割合を集計している。年度ごとの回答が少数で偏りが生じるため、平成26(2014)年度から29(2017)年度の卒業生126人分のアンケート回答を集計した結果、専門的能力に関しては、5段階評価のうち「十分できている」もしくは「少し足りない部分もあるが、だいたいできている」と肯定的な回答をした割合が、概ねすべての項目で50%以上であった。すべてのプログラムに共通する専門的能力として「ITとビジネスに関する基礎的な知識について説明できる。」という項目に関しては、全体で77.6%の卒業生が肯定的な回答をしている。同じく、教養的能力に関しては、肯定的な回答をした割合が、一項目を除いて、すべて70%以上という結果であった。

教養的能力のうち「外国語力」の達成度では、肯定的な回答が唯一40%を割ってしまっており、卒業生に自信を抱かせることができていない点が引き続き課題と認識している。本課題の対策として、基準項目3-2-③に記したとおり、平成31(2019)年4月より英語科目で新しい教材を導入している。豊富な練習問題を通じて、ビジネス現場や日常生活での実践的な英語スキルを修得させるとともに、ネイティブ講師との英会話レッスンに取組ませることで、これまで以上の教育効果向上に努めていく【資料3-3-11】。

2) 卒業後の進路とキャリア等への影響に関する調査

本学のIT総合学部では、平成31(2019)年3月までに総計923人の卒業生を輩出している【資料3-3-12】。卒業時の進路調査は、学生サポートセンターの主管で実施しており、集計結果を大学ホームページに公開している【資料3-3-13】。平成30(2018)年度の卒業生204人の進路は、「現職を維持」が152人(74.5%)、「就職・転職」が21人(10.3%)、「進学」が5人(2.4%)、「起業」が2人(1.0%)、「その他(主婦・シニアなど)」が24人(11.8%)という状況であった。卒業生のなかでの有職社会人の割合が高いため、必然的に「現職を維持」が圧倒的多数を占めている。

しかしながら、若年層学生に絞り込み、そのうち就職を希望する学生の就職率を見ると、平成28(2016)年度から平成30(2018)年度の直近3ヶ年で、対象者合計31人のうち18人(58.1%)という就職実績である【資料3-3-14】。未就職者の多くは、内向的な性格で、対人コミュニケーションに課題を抱えている傾向がある。本課題に対しては、基準項目2-3-①に記したとおり、平成30(2018)年度より若年層学生の就職支援プロジェクトチームを発足し、職業実践力を養うための演習科目「就職活動実践演習」の開講や、人材紹介・

派遣事業を営む複数企業との連携による各種就職支援サービスの提供を開始している。その結果、平成 30(2018)年度のみの実績は、若年層の就職希望者 12 人のうち 9 人 (75.0%) が平成 31(2019) 年 4 月からの就職を決定し、このうち 5 人は本学の教育目的に適合する「情報通信業」に就職し、システムエンジニアとして活躍する者もいるなど、就職率は改善傾向にある【資料 3-3-15】。卒業生の未就職者についても就職相談窓口から定期的に連絡を取り、就職支援を続けている。

高校新卒で入学し、卒業した者の就職状況もさることながら、大多数を占める現職継続者が、所属する企業等において、その職業的地位、所得水準、職業満足度、周囲からの評価などの効果の発現に係る成果調査として、平成 24(2012) 年度より卒業後 1 年以上を経過した者を対象に「卒業生フォローアップアンケート」を実施している【資料 3-3-16】。直近の平成 30(2018) 年度調査の実績としては、45 人の卒業生がアンケートに協力し、「サイバー大学を卒業したことによって、自身のキャリアにおいて変化のあった項目を全て選択してください。」という質問において、「就職した」「正規登用された」「昇進または昇給した」という職業的地位や所得水準の向上に関する回答が延べ 7 人、「希望していた業務を担当できるようになった」「転職した」「キャリアの選択肢が広がった」という職業的満足度に関する回答が延べ 23 人、「周囲（上司や同僚、取引先、採用担当者など）からの評価が上がった」という回答が 7 人、「資格取得した」という回答が 12 人であった。参考情報ではあるものの、フリーコメントでも、「IT 知識の高さや IT 戦略の視点を評価され、役割を任せられ顧客対応に役立った」や「前職とは全く関係のない IT 企業に転職した」、「経営大学院に進むなどの選択肢が広がった」など、本学の教育目的に合致する学修成果が表れているといえる。なお、これまでに本学の卒業生 34 人が経営管理修士（MBA）を取得可能な専門職大学院に進学し、その多くが修了している。

3) 学生の資格取得状況に関する調査

その他、学修成果に関わる指標として、学生が本学への入学後に取得した資格に関しては、在学期間中の資格による単位認定審査の申請状況により概要を把握することができる【資料 3-3-17】。平成 29(2017)～30(2018) 年度実績では、TOEIC などの英語資格の受験者や、「応用情報技術者」、「情報セキュリティマネジメント」、「情報セキュリティスペシャリスト」、「情報処理安全確保支援士」、「日商簿記検定」、「ビジネス実務法務検定」などの資格取得者がいる。また、日本セキュリティ監査協会と連携した専門科目「リスク管理と監査」を開講し、科目の単位修得に加えて、修了試験で合格基準を超えた者には「情報セキュリティ監査人アソシエイト」資格を認定している【資料 3-3-18】。平成 30(2018) 年度までの実績として、累計 209 人が同資格を取得した。

近年は、学務部教務課の図書館担当が「資格取得に活かせる科目」の資料を作成し、本学が学生に提供している試験対策問題の電子書籍紹介など、関連科目の担当教員とも連携しながら、授業時間外学修の促進と兼ねて資格取得勉強を誘導する情報提供を始めている【資料 3-3-19】。こうした取組みの成果は、今後実施するアンケート等と併せて調査を行うことで、更に深く三つのポリシーを踏まえた学修成果の達成状況を点検・評価できるよう努める。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

基準項目3-3-①で述べたような各種調査の点検・評価結果等については、学長をはじめとする教職員の幹部が出席する全学運営委員会や教授会等の重要な会議体で、アンケートを実施した担当部署から共有され、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて以下のとおり活用している。

FD専門部会が企画し、各学期末に実施している「学生による授業評価アンケート」の実施結果は、FD専門部会の担当者が集計の後、全体平均と授業ごとの平均点を比較したシート及びフリーコメントのリストを作成するとともに、参考情報としてシステムから抽出された担当科目の受講継続率データを学部の教務主任及び語学・教養の教務主任へ転送し、各教務主任からすべての教員へフィードバックしている【資料3-3-20】。この際、教員には自身の担当科目だけでなく、他のすべての科目の授業評価アンケート結果を参考に確認できるようにしている。

特筆すべき取組みとして、FD専門部会が実施している授業評価アンケートのフリーコメント分析については、その成果を「学生の声を活かしたサイバー大学ティーチングティップス集」にまとめて教員に提供しており、オンライン授業の運営において高評価もしくは低評価に結び付く事例紹介と併せて、学修指導方法改善のための対策を提示している【資料3-3-21】。そして、専任教員に毎学期末の提出を義務付けている「授業改善計画書」では、ティップス集の対応例に準拠したチェック表を用い、次学期の授業運営で取組みたいことを記入させ、教員による授業の改善に役立てている【資料3-3-22】。また、専任教員とは半年もしくは1年に一度、学長が一人ずつ面談を実施しており、「授業改善計画書」の内容を基に授業運営状況を振り返り、必要な改善を促している(FDについては基準項目4-2-②に記載)。

授業改善のサイクルを回している具体的な事例として、入学初学期に受講させている教養必修科目の「スタディスキル入門」では、学期初めに担当教員とTA(ティーチングアシスタント)が集合して、新入生の単位修得率や授業での改善取組みについて目標を設定しており、学期末には、その目標の達成状況や新入生の学修状況について、授業評価アンケート結果や受講状況データ等を用いて詳しく分析を行うことを目的とした「授業運営振り返りミーティング」を半年ごとに開催している【資料3-3-23】。

授業評価アンケート結果を踏まえた授業コンテンツの保守・更新等については、「授業コンテンツ改修に関するガイドライン」を定め、毎学期指定の時期に教員からの申請を受理している【資料3-3-24】。スライド資料上の誤字・脱字等の軽微な修正、あるいは動画の一部カット等の軽微な映像編集は、授業の理解に支障がないように可能な限り即時的に改修を行う。また、授業内容の更新により科目概要や科目の到達目標が改定される場合には、学部運営委員会で関連科目を担当する専任教員からも意見を聴いた上で、全学運営委員会等での承認を経て、申請時期の翌学期までに内容更新が授業配信に反映されるよう運用している【資料3-3-25】。直近の平成29(2017)、30(2018)年度には、それぞれ延べ62科目、57科目のコンテンツ改修を実施した実績がある【資料3-3-26】。

ビデオ・オン・デマンド型授業では、再収録を伴う改修を行う場合、実際の授業配信に改修箇所を反映するまでに一定期間を要し、即時的な対応が困難という欠点がある。この

ため、ビデオ教材の収録にあたっては、インストラクショナルデザイナーによる授業設計の確認の下、最低でも2~3年程度の耐用性があると判断される教授内容とするよう留意している。日進月歩の可変的内容については、授業評価アンケートでの学生からの要望を踏まえ、教員が補助教材としてテキストまたはビデオ等の学習資料を作成・提供したり、授業内の掲示板に最新情報を随時投稿したりすることで対応している。

教員からの主体的な改修申請を受付けるほかに、授業評価アンケートの結果に課題が見られる場合には、FD専門部会からの要請により、学部長及び教務主任が担当教員と面談を行い、コンテンツ制作センターのインストラクショナルデザイナーと連携して、授業内容や指導方法の見直しを目的とした「授業改善コンサルティング」を実施している【資料3-3-27】。コンサルティングは年間に数科目を対象にしているが、学習管理システム内に蓄積された学修データを活用し、受講継続状況の過去学期比較や、科目内の中テスト受験結果の分析、フリーコメント分析等を行っている【資料3-3-28】。

加えて、インストラクショナルデザイナーは、全学生対象の「学生生活全般に係る満足度アンケート」や、卒業生対象の「ディプロマ・ポリシー達成度アンケート」等から把握された学修成果の実態を踏まえながら、学部長及び教務主任とともに、本学の教育目的達成のために不足する学修分野を分析し、教育課程の充実に努めている。平成30(2018)年度は、ビジネス系科目群では「マクロ経済学」、「商品企画論」など、テクノロジー系科目群では「暗号技術と情報セキュリティ」、「アルゴリズムとデータ構造」などを新規開講し、更に平成31(2019)年4月には、人工知能関連の知識や技術の修得を目的とした専門応用科目「AIアルゴリズム」や「AIプログラミング」などを開講科目に追加している。平成30(2018)年度より、授業コンテンツ改修実施科目や新規開講科目については、学生アンケートへの対応状況を記載した「改修リリースノート」を作成し、学習管理システム内で学生にフィードバックしている【資料3-3-29】。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の人材育成目標の達成度を把握するための学修成果の点検・評価に関しては、FD専門部会や学生専門部会等による調査分析結果を活用し、学部長及び教務主任が、インストラクショナルデザイナーと連携しながら、引き続き授業改善を推進する。

平成24(2012)年度卒業生を対象に行った調査では、卒業時点でディプロマ・ポリシーを「知らない」と回答した者が約75%を占めていたが、直近4ヶ年分のアンケート集計結果でも「知っている」が48.3%で、「知らない」が51.7%という回答であった。平成24(2012)年度秋学期以降、ディプロマ・ポリシーに関する入学時の意識付けは、入学オリエンテーションや教養必修科目の「スタディスキル入門」で行われるようになったが、卒業後の実態としては十分に浸透されていない。卒業までの学修プロセスにおいても、繰り返しディプロマ・ポリシーを認識させるよう指導を行い、令和元(2019)年度以降の卒業研究科目のエントリー申請時には、申請フォームに希望の進路とディプロマ・ポリシーが合致しているかどうか確認する項目を追加する。

[基準3の自己評価]

基準3全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学IT総合学部では、教育目的に基づいて設定されたコース・プログラムに則り、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを一貫性のあるものとして策定し、大学ホームページでの公開や、入学時に学生が必修で受講する教養科目「スタディスキル入門」の科目内で周知している。

単位認定基準や卒業認定基準は、「サイバー大学履修規程」に定めており、科目区分や授業形態（講義・演習）、配当年次等の違いによる各授業科目の成績評価比率や、課題の出題方法・回数等を「シラバス作成ガイドライン」で定義し、本学の学習管理システム上で、シラバスに基づき厳正に運用している。また、教育課程の体系性・順次性を示すものとして作成された「科目履修体系図」（カリキュラムマップ）では、必修及び推奨科目、履修前提科目的設定により、コース・プログラム別に定義されたディプロマ・ポリシーとの関連を視覚化するとともに、各科目の到達目標に達しない限り、上級年次の科目に進めないよう出口管理を厳格に行っている。

教養教育の実施に関しては、語学専門部会と教養専門部会の二つの部会を設置し、語学と教養のそれぞれの教務主任を中心に、副学長及び学長指名の専任教員と関連業務の職員が協議検討を行う責任体制を確保している。

「高度メディア授業」の要件に従い、すべての授業をインターネットで行う本学では、教育の質保証のために、授業設計や制作に関わる各種ガイドラインを整備しており、科目担当教員は、教育工学の専門性を有するインストラクショナルデザイナーの支援の下、授業コンテンツ制作を通して教授方法の工夫・開発に取組んでいる。そして、プログラミング教育や卒業研究など、オンライン環境でのアクティブ・ラーニングの実践にも注力し、教育効果の更なる向上に努めている。

本学の人材育成目標の達成度を把握するための学修成果の点検・評価に関しては、アセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーを起点として、入学者の学習ニーズ分析や基礎学力調査、毎学期の授業評価アンケート、全学生及び卒業生に対する意識調査の各種アンケートなどを行っている。調査・分析結果は、会議体等を通じて教職員に共有されており、それらを活用した授業内容及び指導方法の改善や新規科目的開発を組織的に推進している。

基準4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の選考は、株式会社サイバー大学取締役会において決議することとし、取締役会から教学に係る最高責任者としての権限を委任され、その下で権限を行使することとしている【資料 4-1-1】。本学では、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の施行について」

(平成 26 年 8 月 29 日付 26 文科高第 441 号) の通知に則り、学長のリーダーシップの下で戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築するため、平成 26(2014)年度第 8 回教授会で内部規則等の総点検・見直しを行っている【資料 4-1-2】。学生の入学、卒業に関する事項、学位の授与に関する事項、教育課程、授業及び試験に関する事項、教務教則に関する事項、教員等の人事に関する事項、学生の懲戒・退学・休学等の手続きに関する事項等は、教授会もしくは人事審議会、全学運営委員会等の会議体で意見を聞くことを必要とした上で、学長が決定するものであることを関連諸規程において明確に定義し、教職員全体に周知している【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】。そして、学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについても、教務教則に関する規程改廃権限を有する学長によって、「学生の表彰および懲戒に関する細則」で適切に定めている【資料 4-1-6】。

また、「組織規程」でも、学校教育法第 92 条に則り、「校務をつかさどり、所属教職員を統監する」ものとして学長の職務を明記しており、教授会をはじめとする学内の主要な会議体の議長に学長を充てることで、その権限を高め、教学マネジメントにおいてリーダーシップが発揮されやすい体制を確保している【資料 4-1-7】。

学長を補佐する体制としては、平成 31(2019)年 4 月より、学務担当副学長と事業企画担当副学長の 2 人体制に変更し、取締役会で選任している【資料 4-1-8】。組織規程第 8 条第 2 項に定めるとおり、学務担当副学長は、学務部長の役割を担い、教務教則及び学生支援に関する校務を統括する。事業企画担当副学長は、事業統制企画室長の役割を担い、大学事業の点検・評価や予算達成のための中長期的戦略の策定等を担当する【資料 4-1-7】。同じく平成 31(2019)年 4 月より、学長が兼務していた IT 総合学部長についても専任教員のなかから新たに任命しており、教育課程編成及び FD 活動推進の役割を担わせている【資料 4-1-9】。学長の管理監督の下、これら 3 人に責任と権限を分散して、機動的かつ戦略的な大学運営が行えるよう体制強化をしている。また、教育研究組織上の重要な役割として、大学ホームページでも公表済である【資料 4-1-10】。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では「組織規程」において、学長、副学長の職務をはじめ、部長、副部長、担当部長、学部長、室長、副室長、課長、担当課長、センター長の職務も定め、また、会社の各組織単位における決裁権限については、別に「稟議規程」を設けて、責任体制を明確にしている【資料4-1-7】【資料4-1-11】。

表4-1-1のとおり、大学運営組織の構成として、学長直轄の事業統制企画室は、各部署から独立して存在する。事務組織には学務部、入試・広報部、システム部、経営管理部、产学教育連携部の5部署を配置しており、これらを総称して「事務局」と呼ぶこととしている。更に学務部のなかを、学生サポートセンター、システムサポートセンター、教務課、研究推進課、授業サポートセンター、コンテンツ制作センターの六つのセクションに分割し、各々に課長もしくはセンター長を置くことで、所管事項に応じた業務執行を機能させるとともに、権限を適切に分散できている。

表4-1-1 業務分掌表 令和元(2019)年5月1日付

(「組織規程別表業務分掌表」より抜粋) ※人数には兼務を含む

部署名(人)		大分掌事項
事業統制企画室(2人)		大学事業の統制に関する事項
事務局	学務部	学生サポートセンター(6人)
		システムサポートセンター(1人 ^{*1})
		教務課(5人)
		研究推進課(1人)
		授業サポートセンター(22人 ^{*2})
		コンテンツ制作センター(9人 ^{*2})
	入試・広報部	入試・広報に関する事項
		システム部(11人)
		経営管理部(10人)
	産学教育連携部(4人)	営業(产学教育連携)に関する事項

*1 その他業務委託先のスタッフ7人を配置 *2 アルバイトの在宅スタッフを含む人数

产学教育連携部は、平成31(2019)年1月に、会社分割により株式会社サイバー大学に設置者変更した後、旧会社のサイバーユニバーシティ株式会社内に存在した法人部門(法人事業本部)の事業を一部承継するために新たに立ち上げた部署である。国内外の他大学等との教育ネットワーク形成や専門職教育における企業との产学連携などを推進する役割を担っている【資料4-1-12】。

本学の使命・目的に沿って大学の意思決定及び教学マネジメントを適切に機能させるため、本学では学長が週に一度、副学長、学部長、教務主任、学生主任の教員管理職のほか、事業統制企画室長、学務部長、経営管理部長、入試・広報部長、システム部長、产学教育連携部長、学務部傘下の課長・センター長等の職員管理職を全員集合させて、全学的な意

見を集約するための全学運営委員会を開催している【資料 4-1-5】。平成 30(2018)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの 1 年間で、全 51 回（臨時開催 9 回分を含む）を開催し、教育研究に関する重要事項を審議している。学長は、1 度の委任状出席を除き、すべての開催で議長を務め、適切に職務を遂行している【資料 4-1-13】。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では、「組織規程」並びに「業務分掌表」において役割を明確に規定し、使命・目的の達成のため、表 4-1-1 のとおり、各部署における業務の遂行に必要な職員を確保している【資料 4-1-7】。教学マネジメントの機能性が停滞しないように、毎年 2 月の人事審議会で次年度の教務主任や学生主任等の教員幹部を選任するとともに、職員も毎年度の人事考課を基に、各部署の役職配置を適宜見直している【資料 4-1-14】。

特筆すべき点として、教員の授業運営支援を担う教務課や授業サポートセンター、授業コンテンツの制作支援を担うコンテンツ制作センターの長には、専任教員との兼務者を適材適所に配置し、教職協働の運営を実質化している。これらの役職教員は、原則として東京オフィスもしくは福岡キャンパスに常勤しており、学務部内で毎朝実施する朝礼や、毎週行う学務部定例会議にも、常勤教員が学務部職員とともに出席し、日常業務から大学の使命・目的の達成のための意識を教職員で共有している。そして、教授会構成員に関しても、学長及び副学長、専任教授、専任准教授のほか、学務部長及び経営管理部長、人事所管部署長が構成員として参加し、学務部内の各課・センターの職員からも頻繁に教授会への審議事項を上程している【資料 4-1-3】。なお、平成 30(2018)年度に開催したすべての教授会において、学長が必ず議長を務め、全構成員が出席（委任状提出者を含む）しているだけでなく、オブザーバーとして講師以下の若手教員や学務部職員等が毎回参加している【資料 4-1-15】。

職員の人数と配置については、経営管理部人事担当が毎月の各部署の残業時間を管理し、代表取締役社長兼学長（平成 31(2019)年 1 月の会社分割後から兼務）、各部署長が全員出席する部課長会議で報告している【資料 4-1-16】。各部署長は、人事担当と連携して業務量などを勘案しながら、職員の新規採用や部署間でのジョブローテーションを行い、職員の職能開発も踏まえた人員配置を適切に管理している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も組織規程及び関連諸規程等に沿って、学長のリーダーシップの下、大学の意思決定及び教学マネジメントが適切に機能するよう努める。令和元(2019)年度中に、東京オフィス移転や福岡キャンパスの環境整備を行う計画であり、それに伴って人員補充を開始している【資料 4-1-17】。経営管理部人事所管部署が各部署からヒアリングした結果を基に、常勤の教職員 25 人ほどを新規採用する方針であるため、近年の学生数増加の状況と教職員の人員配置のバランスに引き続き留意しながら、安定的な大学運営を維持していく【資料 4-1-18】。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1) 教員の確保と配置

本学の専任教員は、主務として、大学の教育、校務、研究・社会貢献の業務に従事している。学部の専門科目を担当する専任教員は、19人を配置しており、基本的に下級年次の配当科目から卒業研究科目までを一貫して担当することとしている。令和元(2019)年5月1日時点、専門科目を担当する教授の担当科目数の平均は4.8科目となっている【資料4-2-1】。各授業科目において、1回の授業につき学生の出席認定期間は原則2週間設けており、そのため教員には、授業内容に関する質問や授業内課題への対応などの授業運営業務が毎日発生し、1担当科目あたり約30分～1時間／日（約2.5～5時間／週）の業務負担がある。

本学の専門科目は、ITやプログラミング教育などの情報技術系の科目群と、企業経営やマーケティングなどのビジネス系の科目群の二つに大別される。博士学位の取得者数は、情報技術系科目の担当教員で12人中5人である【資料4-2-2】。また、ビジネス系科目の担当教員の博士学位もしくはMBA取得者数は7人中4人である。実践教育を重視する専門科目では、長年企業や教育研究以外の分野で専門性の高いキャリアを積んできた、いわゆる「実務家教員」を積極的に専任教員や客員教員として採用している。特にソフトバンクグループ傘下のIT企業に在籍する実務家教員は、本学の専門教育に継続的に貢献している【資料4-2-3】。

教養科目については、今日的なテーマについて幅広い教養を身に付けるという目的から、令和元(2019)年5月1日時点、8人の専任教員（うち3人は専門科目も担当）、また、国内外の幅広い分野で活躍する42人の客員教員と合わせて、計50人の教員を配置している【資料4-2-4】。

外国語科目においては、英語科目担当として英語圏を含む海外留学経験のある専任教員1人と、中国語科目担当としてネイティヴ・スピーカーの客員教員1人を配置している【資料4-2-5】。

令和元(2019)年5月1日時点、IT総合学部では、学生数2,669人に対し専任教員数25人を配置している【資料4-2-6】。職位の内訳として、教授13人、准教授6人、講師4人、助教2人である。大学通信教育設置基準では、本学が該当する学部の種類で収容定員8,000人の場合、専任教員数は21人以上（うち教授数は11人以上）と定められており、本学は専任教員数・教授数ともに適切に法令を遵守している。

専任教員の年齢構成は、令和元(2019)年5月1日時点、26～29歳0人(0.0%)、30～39歳4人(16.0%)、40～49歳8人(32.0%)、50～59歳10人(40.0%)、60～69歳1人(4.0%)、70歳以上2人(8.0%)となっている【資料4-2-7】。テニュアの専任教員は、定年を満60歳（選択定年65歳）と就業規則に定めているが、他に代えがたい高い専門性を有し、授業

運営に支障がない者に限り、年度ごとの契約更新を行っている。前年度から30代の専任教員を2人追加しているものの、現状は40代及び50代が比較的多い傾向にあるため、引き続き20代後半から30代前半の若手教員の補充を計画している。なお、専任教員25人のうち、女性教員数は6人(24.0%)となっている。

専任教員が担当する授業科目の割合は、令和元(2019)年5月1日時点の全開設授業科目において、教養科目：15.79%、外国語科目：75.00%、専門科目：90.41%である。また、必修科目での同割合は、教養科目：100.00%、外国語科目：100.00%、専門科目：96.97%である【資料4-2-8】。教養科目は、全開設授業科目の専兼比率で客員教員の占める割合が高いが、必修科目はすべて専任教員が担当しており、選択科目においても、専任の教務主任が客員教員及び科目担当TA(ティーチングアシスタント)を統率する形で連携を図り、責任ある科目運営に努めている。

2) 教員の採用・昇任及び教員業績評価

教員及び助手の採用、昇任等の任用に関しては、必要な事項を定めるものとして「サイバー大学教員等任用規程」を制定している【資料4-2-9】。また、教員等の任用においては、教授会の代議機関である人事審議会で審議することとし、審議員長には学長を充て、副学長、学部長、学務部長、人事所管部署長、専任教授から学長が選任する者、経営管理部長等の審議員をもって構成し、学長は本審議会の意見を聴いた上で、教員の採用、昇任等について適時適切な意思決定を行っている【資料4-2-10】。

専任教員の適正な処遇及び能力開発を図ることを目的として、専任教員の「教育」「授業制作と継続的改善」「校務」「研究・社会奉仕活動」の活動全般について総合的に評価する教員業績評価を平成23(2011)年度より継続している【資料4-2-11】。東京オフィスまたは福岡キャンパスに常勤する専任教員には、予め所定の「教員評価票」(MBO〔Management By Objectives〕評価シート)に期初目標を入力してもらい、「教育」「授業制作と継続的改善」

「校務」「研究・社会奉仕活動」の各々の目標ごとに必要とされる業務量の割合(業務ウェイト)を百分率で設定させ、毎学期末に目標に対する達成度を報告させる【資料4-2-12】。期初の目標設定及び学期末の成果報告時には、必ず学長との個別面談を行うようにしており、その場で大学の教育目的や教育課程編成の方針を学長が自ら説明することで、教員の意識高揚を図るとともに、授業運営状況の振り返りを基に、教育方法の改善等を支援している。

人事審議会では、「評価」及び「教育研究に関する表彰」に関する審議、決定を行うこととしており、係る教員業績評価の結果を踏まえ、学長が教員の昇任、期間雇用者の再任、表彰等を当該審議会で意見を聴いた上で、決定することとしている【資料4-2-10】。

本学では、教育研究活動等に高い貢献を示した専任教員については、定年(60歳;選択定年65歳)のある「テニュア」(任期の定めの無い定年制の雇用)とし、その処遇を期間雇用(再任有り)の専任教員(「ノンテニュア」)よりも引き上げている。基本的にテニュアの教員は、東京オフィスまたは福岡キャンパスに常勤する役職付きの専任教員が主体であり、「教育」及び「校務」に対する業務の比重を高く設定し、教職協働による大学運営に貢献することを義務付けている【資料4-2-13】。

在宅勤務型を中心とするノンテニュアの専任教員についても、テニュアと同等に、半年

または1年に一度、学長が個別面談を実施し、業績評価を行っているが、本学での教育、校務、研究等において支障のない範囲で兼業を認めている。また、ノンテニュアの専任教員のうち、一部の者をテニュア・トラック（3年程度）に位置付け、毎学期実施される教員業績評価の結果を踏まえ、一定期間を経た後、業績が極めて秀でていると認められれば、テニュアを付与することとしている。本制度により、平成31(2019)年4月から2人の専任教員がテニュアに昇格した。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、FD(Faculty Development)を、教育全体の改善への取組みと位置付け、平成25(2013)年度より、従来までのFD委員会が行ってきた活動を吸収し、学長のリーダーシップの下、教育研究に係る全学的な改善活動を迅速に推進できる体制を構築するために、全学運営委員会が付託するFD専門部会にてFD活動を推進するよう組織改編を行い、責任ある体制を確保している。FD専門部会の構成員と審議事項は表4-2-1のとおりである【資料4-2-14】。

表4-2-1 FD専門部会の審議事項

専門部会名称	主な構成員	主な審議事項
FD専門部会	学長 副学長 学部長（専門部会長） 学務部長 教務主任（専門・教養） 専任教員（学長指名）	・大学全体のカリキュラムと授業運営に関する事項 ・教員の教育内容、方法の改善、教育技術の向上に関する事項 ・前項について学部等の取組みの推進に関する事項 ・授業評価アンケートの企画・実施・集計・分析・評価に関する事項 ・その他FDの推進に関する事項

FD専門部会が行う教員の資質・能力向上のための取組みの一つとして、基準項目3-3-②で述べたとおり、本学では全授業科目において、各学期末に学生による授業評価アンケートを実施している【資料4-2-15】。教員には担当科目以外を含むすべての科目的アンケート集計結果と併せて、「学生の声を活かしたサイバー大学ティーチングティップス集」を提供しており、専任教員には「授業改善計画書」の提出を義務付け、半年もしくは1年について、学長が1人ずつ面談を実施している【資料4-2-16】【資料4-2-17】。本学のFD活動の記録や過去の授業評価アンケート結果は、大学ホームページ内の「教育改善の取組み(FD活動)」で公表している【資料4-2-18】。

すべての授業運営の活動が記録されるオンライン教育の利点として、教員には開講中の全授業科目の運営状況を自由に閲覧できる権限を提供するとともに、全科目の授業評価アンケート結果や学生の受講継続率（ドロップアウト率）もすべて参照できるようにしている【資料4-2-19】。通学制の大学と比べ、極めて透明性の高い教育環境であるが、教員間

のピア・レビューを可能とすることが FD 活動の重要な方針と位置付けている。

また、FD 活動の一環として、FD 専門部会が企画検討を行い、オンライン教育における実践的課題を研究テーマにした FD 研究会/研修会を毎年実施している。直近 3 ヶ年の平成 28(2016)年度から平成 30(2018)年度までの研究/研修テーマは表 4-2-2 のとおりであり、平成 30(2018)年度からは開催数を増やし、教員間の意見交換の機会を充実させている【資料 4-2-20】。

表 4-2-2 直近 3 ヶ年の FD 研究会/研修会の開催状況

年度	回（開催日）	研究/研修テーマ
H30(2018)	第 1 回 (2018/5/18) 参加 20 人(出席率 86.9%)	・研究プロジェクト再編について
	第 2 回 (2018/7/20) 参加 22 人(出席率 91.7%)	・ゼミナールにおける授業運営パターンについて
	第 3 回 (2019/12/21) 参加 21 人(出席率 87.5%)	・追試験・再試験について
	第 4 回 (2019/1/18) 参加 22 人(出席率 91.7%)	・学習者の状況と電子メール開封行動に関する一考察
	第 5 回 (2019/2/15) 参加 20 名(出席率 83.3%)	・CC2.0 による授業運営
H29(2017)	第 1 回 (2018/3/16) 参加 20 人(出席率 86.9%)	・授業運営における課題と次学期に向けた改善
H28(2016)	第 1 回 (2016/10/21) 参加 18 人(出席率 81.8%)	・Cloud Campus 上での効果的なテスト問題作成と運用
	第 2 回 (2017/3/17) 参加 17 人(出席率 77.3%)	・誘目性を重視する動画教材の制作

近年積極的に力を入れている取組みとして、新規に採用した教員の能力開発を目的に、教育工学を専門とするインストラクショナルデザイナーが、学部長及び教務主任と連携をしながら、「授業改善コンサルティング」を実施している。ほとんどの新任教員はフルオンラインで授業を実践することが初めてであるため、就任時にはインストラクショナルデザイナーが講師となって、大学概要、授業コンテンツ制作、授業運営の方法、学習管理システムの利用方法等に関する実践的な研修を行うこととしている【資料 4-2-21】。

授業コンテンツ制作の際には、学生の授業評価アンケートで高い評価を得られている科目をベストプラクティスとして紹介し、わかりやすい講義スライドの作成方法や話し方、小テスト問題の作成方法、課題の評価方法などもアドバイスを行っている。そして、新任教員が開講初学期の授業運営を終えた後には、再びインストラクショナルデザイナーが主導して、授業改善コンサルティングを行うことを義務付けており、学習管理システム内に蓄積された学修データを活用し、科目内の小テスト受験結果の分析、フリーコメント分析等を行って、授業内容や指導方法の改善を組織的に支援している【資料 4-2-22】。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も法令に定められた専任教員数・教授数を確保し、本学の教育目的及び教育課程の編成に即した教員配置を適切に行う。また、教員の採用・昇任等に関しては、平成 31(2019)年 4 月より専任教員数を 23 人から 25 人に増やし、テニュア・トラックの教員 2 人をテニュアに昇格させているが、年齢構成のバランスを考慮しながら、令和元(2019)年度中も引き続き 20 代後半から 30 代前半の若手教員を補充する計画を進めていく。

教員の資質・能力向上を目的とした FD 活動やインストラクショナルデザイナーによる授業改善コンサルティング等を引き続き推進するため、FD 専門部会を運営する専任教員の組織体制を一層充実する必要がある。上記の若手教員採用と併せて、将来の管理職教員を育成し、大学の組織的な教育改善の継続に努める。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

1) 研修の実施状況

本学では、SD(Staff Development)の一環として、「大学設置基準等の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 18 号）」の通知の趣旨に則り、以下に記すとおり、①学校設置会社への入社時等の全体研修、②各部署での専門知識・技能向上のためのスキルアップ研修、③マネジメントスキル向上のための管理職研修を、職員個々のキャリア形成・能力開発の支援として組織的かつ計画的に実施している【資料 4-3-1】。

① 学校設置会社への入社時等の全体研修

常勤職員の入社時における全体研修では、人事所管部署による指揮の下、事業統制企画室長、学務部長、入試・広報部長、システム部長、経営管理部長等の代表者が、各部署の組織内での位置付けと責任業務について説明を行う「入社オリエンテーション研修」を対面で実施しており、大学運営業務の全体把握を通じて、本学の教育目的・使命及び学校設置会社の経営理念「情報革命で人々に学習の機会を」の浸透を図っている【資料 4-3-2】。また、完全オンライン大学として、学生の個人情報や成績等をインターネット上で取扱うことが必須であることから、本学のすべての教職員には、入社時及び年に一度、親会社であるソフトバンクグループのポリシーに準拠した「情報セキュリティ研修」や「コンプライアンス研修」を e ラーニングで実施（非常勤者は書面で実施）し、修了試験で合格基準を満たすことを義務付けている【資料 4-3-3】【資料 4-3-4】。

② 専門知識・技能向上のためのスキルアップ研修

本学の場合、原則として新卒採用での常勤職員の受入れを行わず、基礎的な社会人就業力を身に付け、配属部署の担当業務を任せることができる者を中途採用している。個々の担当業務に関する専門知識・技能向上のための取組みとしては、人事所管部署にて毎年度の学外研修参加予算を確保し、各部署において各種研修会やセミナーに積極的に参加させることにより、関連業界の最新動向把握や大学を取り巻く環境の変化に対応できるよう努めている【資料 4-3-1】。

平成 30(2018)年度では、広報活動や学生募集を担当する者は、動画廣告を活用したブランド戦略を学ぶセミナーへの参加、コンテンツ制作担当者は、著作権法第 35 条改正に関する説明会への参加、図書館担当者は、主に私立大学図書館協会が主催する研究会への参加、研究推進課担当者は、科研費説明会等への参加、学生サポート担当は、奨学金業務やメンタルヘルスサポートに関する研修会への参加、人事担当は、労務リスクマネジメントに関するセミナーへの参加などの研修参加実績がある【資料 4-3-5】。これらの研修参加の中には、ソフトバンクグループの人材育成機関である「ソフトバンクユニバーシティ」が提供するビジネススキルに係る「コア能力開発プログラム」も含まれており、本学の教職員はグループ従業員として、自己のキャリア目標に合わせて受講が可能である【資料 4-3-6】。

③ マネジメントスキル向上のための管理職研修

所属部署での一定の経験と実績を積み、課長もしくは部長職へ昇進する者（あるいは将来の候補者）については、チームメンバーを牽引する役割の理解、会議進行のファシリテーション技術、経営戦略的な意思決定力の向上、勤怠管理と人事評価制度に関わることなど、主にソフトバンクグループ内の研修制度を活用して、実践的なマネジメントスキル向上のための管理職研修を実施している。直近の平成 29(2017)年度及び平成 30(2018)年度では、部長・課長職クラスの職員に、「チームメンバーを活かす！他者・自己理解研修」、「プロジェクトマネジメント研修」、「リーダーシップ研修」、「管理職のためのドラッカーフロー マネジメント研修」などを受講させ、職員個々のキャリア形成のなかでの成長を支援している【資料 4-3-7】。また、学部長を含む大学教職員の管理者向けに、点検・評価及び認証評価に関する研修や、大学関連制度及び法令に関する研修も実施している【資料 4-3-8】。なお、学校設置会社の代表取締役社長兼学長も、所属教職員を統監する責任と役割を有する者として、ソフトバンクグループ内の役員研修を受講している。

2) 組織的な研修による専門スタッフ育成の取組み事例

職員の資質・能力向上のための学内研修事例としては、学務部傘下にある授業サポートセンター及びコンテンツ制作センターで、業務の質を平準化するための専門スタッフ育成を組織的に取組んでいる。

・ TA 業務における学修支援技術向上のための取組み

授業サポートセンターでは、教員兼務の授業サポートセンター長を筆頭に、複数人の常勤教員が指導者となり、オフィス常勤及び在宅勤務の TA (ティーチングアシスタント) の実務研修を行っている。新規採用時に行うシステム利用方法に関する研修のほか、学生の

受講継続を支援するための指導技術を高めることを目的に、学期ごとの研修スケジュールを設定している【資料 4-3-9】。具体的には以下のとおりである。

授業開始前に行う最初の「TA 講習会」、「スタートアップ研修」では、授業サポートセンター長が研修講師となり、業務ガイドラインに沿った TA の基本的役割を理解させるとともに、これまでの運用実績で得られたベストプラクティス事例を紹介して、TA 業務のノウハウを共有している【資料 4-3-10】。TA は、研修内容を踏まえて、1 学期間の目標と行動計画を記入した「アクションプランシート」を作成し、その記載内容に従って業務を遂行する【資料 4-3-11】。授業開講期間中、TA は 1 ヶ月に一度開催される集合ミーティングで、担当科目の受講状況や学生対応の課題について業務報告を行い、授業サポートセンター長からの助言を得ながら学生のドロップアウト防止策を講じる【資料 4-3-12】。やむを得ない理由で集合ミーティングに出席できなかった場合も、本学の学習管理システム内に設置された「授業サポートセンター情報共有」のコース内で、研修資料や他の TA 全員の業務状況報告を参照できるようにしている。そして、学期末には「フォローアップ研修」を開催し、TA には授業評価アンケート結果を基に、当該学期のアクションプランに記載した目標に対する振り返り分析や、次学期に向けての改善方策を報告させ、組織的に TA 全体の学修支援スキル向上に努めている【資料 4-3-13】。

・教育の質を担保するための専門スタッフ育成の取組み

次に、コンテンツ制作センターでは、授業コンテンツ制作に関する専門的な知識を有する者をインストラクショナルデザイナー及びアシスタント・インストラクショナルデザイナーとして必要数保持し、組織的に研修を行い、教育の質を担保するための専門スタッフの質向上に努めている点が大きな特色である【資料 4-3-14】。インストラクショナルデザインに基づく教材の設計・開発は、開学以来、再作成も含めて累計 500 科目を超える授業制作の実績があり、教材制作工程の管理及びスタッフの業務遂行能力向上のため、週に一度、定例会議を開催するなど、チームとして教材制作を進める体制を確保している。

特徴的な取組みとしては、基準項目 3-2-⑤に記したとおり、コンテンツ制作センターは、質保証のための各種ガイドラインやマニュアルを多数整備しており、スタッフの専門知識や技術に大きな差が生じないように、主任インストラクショナルデザイナーであるコンテンツ制作センター長が設計したオンライン研修プログラムを本学の学習管理システムに設置している【資料 4-3-15】【資料 4-3-16】。コンテンツ制作センターのスタッフには在宅勤務者もあり、必要なときに必要な内容を自学自習で繰り返し学習できることはオンライン研修の大きな利点である。加えて、研修内容に沿って用意した理解度確認テストを合格基準に達するまで繰り返し受験することで、知識の定着を図っている。当然、管理者側も研修者の受験記録をすべて確認でき、理解度の低い箇所については研修内容の追加・見直しを隨時行っている。

その他、コンテンツ制作センターの常勤スタッフには、本学での実務に直結する実践的研修とは別に、日本イーラーニングコンソシアムが提供する eLP(e ラーニング・プロフェッショナル) ベーシック講座の受講により専門資格を取得させ、e ラーニングに関する基本的な理論や業界動向も修得させている【資料 4-3-17】。

3) 常勤職員の人事評価・育成制度

常勤職員の人事考課については、株式会社立大学ならではの取組みとして、ソフトバンクグループの人事制度に準じ、大学部門全体の組織目標及び所属部署の目標に沿って、半期ごとに個人目標を立て、それに対する達成度で賞与査定等を行う目標管理制度（MBO [Management By Objectives]）を導入している。また、常勤職員の昇格を判定する評価制度として、職員の階級を大きく6段階のグレードに分割し、「裁量の大きさ」、「管理責任の大きさ」、「組織業績への影響の大きさ」、「専門性の高さ」、「業務の複雑さ」、「創造・革新の必要性」、「折衝調整の難易度」などの七つの観点で評価を行う「コア・ミッション評価」を年に一度行っている【資料4-3-18】。

大学部門の中核的な事務組織である学務部では、学校設置会社が掲げる経営理念「情報革命で人々に学習の機会を」の下、平成30(2018)年度の部署目標として、「1. 入学から卒業までの一貫した支援と安定した修学環境の整備」、「2. 大学のブランド力向上（教育の質保証により社会への説明責任を果たすこと）」、「3. 目的意識を持った活動により、業務効率・生産性を一層向上」を提示するとともに、事業統制企画室が設定した入学者数や学生の履修継続率、科目の単位修得率などの実質的な成果目標を数値で共有している【資料4-3-19】。

大学の使命・目的の達成と個人のモチベーション向上の体系的な統合を図り、業務の効果的な執行体制を確保するため、学務部では、傘下に属する教務課、学生サポートセンター、システムサポートセンター、授業サポートセンター、コンテンツ制作センター、研究推進課の全部門のメンバーが集合する学務部定例会議を毎週実施しており、そこに常勤教員も参加して、全学運営委員会及び教授会等の審議事項や、各課・センターの運営状況などの共有がなされている【資料4-3-20】。部員は、こうした定例会議に出席することで、自身の担当業務と組織全体の取組みとの関わりを認識するとともに、数値指標に基づく進捗管理や効果検証を日常的に行っている。また、部長・課長は、部員の週報から一人ひとりの意見を汲み上げ、適切に日々の業務遂行を管理するとともに、メンバーの育成に努めている【資料4-3-21】。

また、平成30(2018)年度より学務部では、20代半ばの若手職員を採用した際、サブリーダー的役割を担う先輩職員が手本となり、半年ほどの研修スケジュールを立てて、社会人基礎力を向上させることを目的にした「メンター研修制度」を開始している【資料4-3-22】。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、職員個々のキャリア形成・能力向上のため、人事所管部署の主導により、学内外の研修やセミナー等に積極的に参加できる環境を維持するとともに、親会社であるソフトバンクグループの人事評価・育成制度に準拠した人材育成に努めていく。

学生数増加に伴う学校設置会社の事業規模拡大に備え、令和元(2019)年度中に、東京オフィス及び福岡キャンパスに常勤する教職員を合計25人ほど、新規採用する方針であることから、受入部署での業務マニュアル整備を進めるとともに、既にコンテンツ制作センターが実施しているような例を模範とし、本学のeラーニングシステムを活用した社内オンライン研修を段階的に拡充する【資料4-3-23】。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学における研究環境の整備に関しては、物理的な施設や備品に関する管理を主に経営管理部の総務担当が行っている。完全インターネット制の本学では、専任教員の勤務形態として、東京オフィスまたは福岡キャンパスに常勤する者（常勤型）と、自宅やその他施設等で毎日の勤務を行う者（在宅型）の二つがある。

常勤型の専任教員については、東京オフィスまたは福岡キャンパス内に、インターネット回線や複合機等のファシリティを完備した固定座席を確保しており、大学から無償で最新スペックの業務用 PC 及び専用スマートフォン等の貸与を行い、教育研究活動で利用できるようにしている。なお、施設に関することは「サイバー大学施設管理規程」、貸与端末に関することは「業務用端末運用規程」に定め、適切な運用・管理を行っている【資料 4-4-1】
【資料 4-4-2】。

在宅型の専任教員は、企業や個人事業等での豊富な実務経験を有するような「実務家教員」がほとんどである。日常の授業運営はインターネットに接続された端末があれば何処からでも対応可能であり、教授会等の会議体への参加日を除き、専門職に関わる学外活動を行いやすい環境にある。なお、在宅型の教員であっても、業務上の必要に応じて、オフィス常勤者と同様に、最新スペックの業務用 PC を貸与している。

平成 30(2018) 年度に、専任教員全員を対象にした「研究環境に関する意識調査アンケート」を実施している【資料 4-4-3】。東京オフィス常勤者の回答では、「教育研究活動で利用する図書を保管できる書棚の設置を希望」、「教育研究活動に集中できる個室型パーティションの設置を希望」という要望が多かった。また、福岡キャンパス常勤者からも「大部屋の研究室をパーティションで区切った小部屋型の研究室を希望」という回答があった。

在宅型の専任教員からは、「常勤型の教員のように、出勤時間等の制約がないのは良い」という回答が最も多い一方で、「時折の用事でフリーデスクの利用を希望」や「教育研究の打ち合わせやイベント開催等でのミーティングスペースの利用を希望」という要望があることを確認した。

福岡キャンパスへの学生の訪問は、年間延べ 30~50 人程度であり、限定的ではあるものの、これまでに施設を利用した学生からの意見としては、「静かな環境で落ち着いて図書を閲覧することができた」、「専門図書が多く、学習の参考になった」というような声がある【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】。

また、福岡キャンパスや東京オフィスの施設のほかに、全国に在住する学生に向けた学習・研究環境として提供される主なサービスには、附属図書館が取扱う電子書籍サービス等のほか、入学時に一定条件を満たした学生に配布するタブレット端末、本学とマイクロ

ソフト社との包括契約により、Word、Excel、PowerPointなどのソフトウェアを無償でインストールできるOffice 365などを用意している【資料4-4-6】【資料4-4-7】。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究者として遵守すべき事項を「サイバー大学における研究活動行動規範」として定め、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、研究活動に係る各種規程を整備している【資料4-4-8】。

研究活動における不正行為を防止し、科学研究費補助金等の公的資金を適正に運営・管理するため、本学では平成27(2015)年2月に「サイバー大学における研究活動の不正行為防止計画」を策定しており、「サイバー大学における研究活動の不正行為の防止に関する取扱規程」及び「サイバー大学における研究活動の不正行為への対応等に関する取扱規程」において、学内の管理責任体制を明確にするとともに、各責任者の責任範囲と権限を表4-4-1のとおり定義している【資料4-4-9】【資料4-4-10】【資料4-4-11】。

表4-4-1 サイバー大学の研究活動に関わる管理責任体制

最高管理責任者＝学長
本学全体を統括し、研究活動上の運営及び管理について最終責任を負う。
統括管理責任者＝事業統制企画室長
最高管理責任者を補佐し、研究活動上の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
コンプライアンス推進責任者＝学務部研究推進課長
部局における研究活動上の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。
研究倫理教育責任者＝学務部研究推進課長
本学の行動規範に準拠し、部局における研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ。

研究倫理教育に関する具体的取組みとしては、学務部研究推進課が主管となり、年に一度、専任教員及び本学を主として研究活動を行う客員教員に対し、研究倫理教育「研究倫理eラーニング[eL CoRE]（日本学術振興会）」とコンプライアンス教育「動画：研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（文部科学省）」の受講を義務付けており【資料4-4-12】、科学研究費補助金等の公的研究費の申請を行う教員には研修を受講完了したことを証明する誓約書の提出を求めている。

これらの研修プログラムは、すべて本学の学習管理システム内に設置した「研究推進課情報共有」コースを用いてeラーニングで実施しているが、確実な研修成果の把握のため、上記のプログラム受講後の内容確認問題や、学内の研究活動における行動規範や研究費執行ルールの周知・徹底を図るための確認問題を研究推進課が本学独自の内容で作成し、修了試験で80%以上の合格基準を満たすことを研修の完了条件としている【資料4-4-13】。

平成 30(2018)年度は、専任教員及び対象の客員教員全員が研修プログラムを受講完了した実績がある。また、公的研究費執行の管理・監査を担当する事務職員にも、コンプライアンス教育の受講と修了試験での合格を義務付け、教員と同様に誓約書の提出がなければ研究費の管理に関わることができないようしている。

その他、日本学術振興会による「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-（グリーンブック）」を参考にして、平成 29(2017)年 8 月には、「研究倫理ガイド～責任ある研究活動の実施に向けて～ 教員・職員・学生 共通資料」を研究推進課が独自に作成し、研究機関に所属する研究者（教員）に加え、研究支援者（事務職員）、将来研究者を目指す者（学生）を対象に啓蒙活動を推進している【資料 4-4-14】。

以上のような研究活動の不正行為防止のための取組みに関する基本方針や責任体制、関連諸規程、相談窓口等は本学ホームページにも掲載し、広く社会に対し公開している【資料 4-4-15】。また、これらの履行状況に関しては、内部監査を必ず実施して厳格に運用するとともに、文部科学省より毎年一度の提出を求められる「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストや、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」で実績報告を行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

1) 研究資金の配分

本学では、大学運営に割り当てられた年間予算を資金源として、専任教員個人に対して学内研究費を配分している。学内研究費には 2 種類あり、「特定の課題について、個人で行う学術研究（課題研究）を助成する」ことを目的とした「課題研究助成金」と、「本学が指定する重点領域課題（e ラーニングに関する研究）について、国内及び国外の学術研究の成果発表を助成する」ことを目的とした「重点課題研究発表補助費」を設けている【資料 4-4-16】。いずれの研究費の場合も、専任教員全員を対象に、指定様式の「研究計画書」による申請を毎年受付けており、学内規則に従って学長、副学長、学部長、学務部研究推進課長、その他学長が指名する若干名の構成員により厳正な審査を行い、個々の配分額を決定している。

従来、「課題研究助成金」は前年度の科学研究費補助金に申請を行った専任教員のみを対象にした研究費としていたが、平成 29(2017)年度より本条件を撤廃し、前年度の科学研究費補助金の申請がなくても、すべての専任教員が申請できるように採用枠を拡大している。これにより、新規採用の教員も初年度から申請可能となった。また、「重点課題研究発表補助費」についても、教員が年度内の研究成果発表を行いやすいように、平成 29(2017)年度より年間の申請回数を最大 3 回に増やしている。採択者 1 人あたりの配分としては、「課題研究助成金」で最大 15 万円、「重点課題研究発表補助費」で国内研究発表 1 件につき 7 万円（複数回採択可能）としている。基準項目 4-4-①で述べたとおり、本学では教育研究活動で利用する最新端末を貸与しており、平成 30(2018)年度に実施した「研究環境に関する意識調査アンケート」の結果では、学内研究費について「現状の配分で特に問題なし」という回答が最も多かった。しかしながら、研究実績のある教員への支援を強化するため、令和元(2019)年度からは「課題研究助成金」と「重点課題研究発表補助費」の合計で最大

50万円まで引き上げることとしている【資料4-4-17】。

科学研究費補助金等の競争的研究資金や学内研究費の申請手続き方法に関しては、本学の学習管理システム内に設置した「研究推進課 情報共有」コースにおいて、すべての教員が参照できるようにしている【資料4-4-18】。同コースでは、本学における教員の研究活動全般を支援する目的で、科学研究費補助金その他学外研究助成金の公募などの周知や、「サイバー大学研究費マニュアル」及び研究費申請用の各種資料・様式の提供などを行っている。その他、研究推進課による支援としては、「科研費申請等に関する説明会の開催」、「研究費申請書類の添削」、「研究費採択者に対する研究費執行に関する説明会」などを毎年定期的に開催している【資料4-4-19】【資料4-4-20】。

なお、直近5ヶ年（平成27(2015)～令和元(2019)年度）において、科学研究費補助金の採択は、研究代表者5件、研究分担者11件の実績がある【資料4-4-21】。しかしながら、近年は申請件数が毎年3,4件程度に留まっているため、研究推進課は、学内研究費の配分による教員個人の研究活動支援を継続するとともに、その成果として研究業績を積み上げた者が科学研究費補助金等の申請を行い、採択に至るよう引き続き奨励する。

2) 研究設備等の支援

教員への研究設備の支援では、基準項目4-4-①で記したような環境整備に加えて、本学に配分された科学研究費補助金の間接経費を資金源として、教育研究環境の改善・向上のための費用に充当している。平成30(2018)年度は、「サイバー大学における競争的資金の間接経費に係る取扱方針」に則り、教員が指定する電子書籍の購入や、研究費管理業務のためのPC購入などを間接経費から執行している【資料4-4-22】【資料4-4-23】。

また、オンライン上の教育研究環境の整備という観点では、本学の学習管理システムに蓄積される膨大な学修データの分析や、教員がシステム部と連携をしながら設計・開発を行う活動そのものが、教育学の関連分野において最大の研究材料となっている。完全インターネット大学として安定稼働を維持し、更なる機能向上を図るため、本学ではシステム開発・保守に毎年膨大な費用を投資しており、授業運営に係る基幹システム「Cloud Campus」の独自開発を行うとともに、教育研究への活用を支援している。教員は、学内で提供するシステムを利用した本学での教育実践の結果を、オンライン教育の質向上のための組織的な取組みとして、関連学会や学内紀要「e ラーニング研究」等で対外的に発表することが可能である【資料4-4-24】。近年では、教育システム情報学会全国大会や情報処理学会全国大会、情報処理学会教育学習支援情報システム研究会等で研究発表を行った実績がある【資料4-4-25】。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備に関しては、平成30(2018)年度中に実施した「研究環境に関する意識調査アンケート」の結果を踏まえ、令和元(2019)年内の東京オフィス移転計画では、研究環境の充実を図り、授業コンテンツ制作のための収録スタジオを拡張する。福岡キャンパスにおいても、令和元(2019)年度内にキャンパス内の部屋割り変更工事を行い、執務エリアの有効活用を促進する【資料4-4-26】。

学務部研究推進課は、研究活動の不正行為防止計画に従って、引き続き研究倫理教育を

研究者に浸透させていくとともに、学内研究費の配分を増額することで教員個人の研究活動支援を強化し、科学研究費補助金の申請と採択件数の段階的な増加を目指す。

平成 31(2019)年 1月より産学教育連携部を発足しており、今後は共同研究や受託研究等が行われる可能性もあるため、研究者の権利を保障し、健全な研究活動を推進することを目的に、「職務発明規程」及び「利益相反管理規程」を令和元(2019)年度第 3回教授会で審議し、制定する【資料 4-4-27】【資料 4-4-28】。

[基準 4 の自己評価]

基準 4 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学では、学長のリーダーシップの下で戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築するため、平成 26(2014)年度第 8回教授会で内部規則等の総点検・見直しを行い、教育研究に関する重要な審議事項は、教授会等の会議体で意見を聞くことを必要とした上で、学長が決定するものであることを明確に定めている。

権限の適切な分散と責任の明確化に関しては、「組織規程」及び「業務分掌表」において各部署の役割を定義しており、使命・目的の達成のため、業務の遂行に必要な職員を確保するとともに、教職協働の大学運営を行うことで、教学マネジメントを適切に機能させている。

教員の採用・昇任等は、「サイバー大学教員等任用規程」などの人事関連規程に基づいて適切に運用されており、法令に定められた専任教員数・教授数の確保の下、本学の教育目的及び教育課程の編成に即した教員配置を行っている。教員の資質・能力向上のための取組みは、FD 専門部会の主導により、授業評価アンケート分析結果の共有や、授業運営改善のための FD 研究会の開催などがあるほか、教育工学を専門とするインストラクショナルデザイナーが、学部長及び教務主任と連携をしながら、授業改善コンサルティングを実施している。

職員個々のキャリア形成・能力開発の支援としては、人事所管部署にて毎年度の学外研修参加予算を確保し、各部署において各種研修会やセミナーに積極的に参加させることにより、関連業界の最新動向把握や大学を取り巻く環境の変化に対応できるよう努めている。また、親会社であるソフトバンクグループの人事評価制度に準拠した人材育成を取組んでいる。

研究支援に関しては、教員の勤務地・勤務形態に応じた研究環境の整備や業務用端末の無償貸与などを行っている。学務部研究推進課は、本学における研究活動の不正行為防止計画に則って関連諸規程を整備し、研究倫理教育を研究者に浸透させるよう努めている。また、学内研究費の配分等により教員の研究活動を支援している。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である株式会社サイバー大学（平成 31（2019）年 1 月よりサイバユニバーシティ株式会社から事業承継）では、学校法人の理事会に相当する機関として取締役会を設置しており、親会社であるソフトバンクグループ株式会社が定めた「ソフトバンクグループ憲章」に準拠し、また会社法に則り、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備している【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】。そして、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、当社における基本方針として、表 5-1-1 の内容を取締役会で決議している【資料 5-1-4】。

表 5-1-1 業務の適正を確保するための体制の基本方針

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
全社的にコンプライアンス体制を構築し、役職員が法令、定款を遵守する体制を確保する。
② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規程」及び「経営会議規程」を制定し、それに従い、文書管理担当者が職務執行に係る情報を文書または電磁情報により記録・保存する。記録・保存された情報は「情報管理規程」に基づいた取扱いを受けるものとする。 なお、これらの規程の制定及び改定については、取締役会の承認を得るものとする。
③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理については、規則・規程を作成することを検討し、組織横断的な損失の危険の管理については、総務担当部署が、各部門所管業務に付随する損失の危険の管理については、各担当部署がそれぞれ行うこととする。 また、現在は事業規模・人員数などから見て独立した内部監査組織は設置しないものの、今後の事業拡大に伴う組織の増大、業務の複雑化の状況を反映し、必要に応じて独立した内部監査組織設置を検討する。
④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
効率的な運営体制を確保するため、「組織規程」にて、各部門の業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア) 当社がグループ会社として所属するソフトバンクグループ株式会社が定めたソフトバンクグループの基本思想、理念の共有を図り、ガバナンス体制とコンプライアンスの

<p>強化に関する事項を規定する「ソフトバンクグループ憲章」及びグループ会社の役職員に共通の行動規範を当社へ適用する。</p> <p>イ) ソフトバンクグループ株式会社が導入している代表者宣誓制度及び確認制度に呼応し、当社の代表者が当社の財務報告の有用性と適正性に関する確認書を親会社へ提出しており、グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保する体制に寄与する。</p> <p>ウ) グループ・チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー (GCISO) を長とするグループ情報セキュリティ委員会を中心としたグループでの情報セキュリティ向上の取り組みをふまえて、情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</p> <p>当社では監査役を補助する専任スタッフを置かないものの、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事についてはその都度取締役と監査役が意見交換することとする。</p> <p>⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>必要に応じて監査役スタッフを置いた場合、当該者の人事異動については、取締役からの指揮命令を受けないこととする。</p> <p>⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。</p> <p>ア) 当社グループに関する重要事項</p> <p>イ) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項</p> <p>ウ) 法令・定款違反事項</p> <p>エ) コンプライアンス体制の運用</p> <p>オ) 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項</p> <p>⑨ その他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制</p> <p>監査役が必要と認めた場合、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与え、代表取締役や監査法人等と情報や意見の交換をすることとする。</p>
--

以上の基本方針に沿って、適法適正な経営の規律維持の観点から、令和元(2019)年5月1日時点で、取締役は、代表取締役のほか、2人の社外取締役をもって構成し、監査役を2人配置して客觀性を担保し、監査機能の実効性の確保に努めている【資料 5-1-5】。また、法令順守・情報セキュリティ分野においては、それぞれCCO (Chief Compliance Officer)並びにCISO (Chief Information Security Officer)を選任し、権限を集中させることで迅速かつ機動的な対応を可能とし、役員・教職員に対し適時適切な啓発・指導を行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

株式会社立大学である本学は、開学以来、親会社であるソフトバンクグループと強固なパートナーシップを持った大学運営を行っている。ソフトバンクグループの経営理念は、「情報革命で人々を幸せに」と謳われているが、本学を運営する株式会社サイバー大学では、ソフトバンクグループの基本思想並びに理念の共有を図り、「情報革命で人々に学習の機会を」という経営理念を掲げている【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】。また本学では、学校教

育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的を踏まえ、学則の第 1 条に、「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とともに、経済・科学技術・文化の発展に貢献することを使命とする」と記載している【資料 5-1-8】。

本学の使命・目的の実現に向けて、取締役会で承認・可決された事業計画の遂行にあたり、自らの活動を絶えず律するための検証体制としては、学長直轄の組織である事業統制企画室が中核的な役割を果たしている【資料 5-1-9】。事業統制企画室は、大学事業の内部質保証を行う要として、点検・評価活動を通じて各部署が個別に保有しているデータを体系的に収集・管理しており、大学事業の各種数値目標（志願者数、入学者数、在籍学生数、学生の受講継続率、科目の単位修得率、授業満足度、履修登録単位数など）を設定している。具体的な推進方策として、事業統制企画室が作成した「サイバー大学中期目標」をマイル・ストーンにして、「人材の確保と育成」、「大学の認知度/ブランド力向上」、「完全インターネット教育の充実」、「e ラーニング研究の推進」、「履修管理体制の強化及び学生支援の充実」、「社会貢献・产学間連携（産業界と大学教育との連携を主目的とし、意図的に「間」を用いる）」、「経営改善」の 7 領域について 15 の「基本目標」並びに 48 項目の「行動目標」を設定し、各部署の目標達成のための行動計画に落とし込むこととしている【資料 5-1-10】。

中期目標に関する進捗状況や大学の将来展望については、月に一度の全体朝礼や半年に一度の頻度で開催される「全社キックオフミーティング」において、代表取締役社長兼学長から教職員全体に周知されている【資料 5-1-11】。常勤型の教職員は、全社キックオフミーティングで掲げられた組織目標及び所属部署の目標を達成するための個人目標を、人事考課の一環として半期に一度作成し、所属長（教員の場合は学長）との面談で承認を得ることになっている【資料 5-1-12】。このようにして、本学では中期目標に基づいた個人目標に対する実績が評価に反映される仕組みを構築しており、教職一体で使命・目的の実現への継続的な努力がなされている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全の取組みとして、本学では親会社が推進するペーパーレス業務を実践しており、平成 24(2012)年度以降は、各種クラウドサービスや PC 及びタブレット端末等の積極的活用により、学内会議において紙資料の配布を行わないよう徹底している。また、省エネ対策では、経営管理部総務担当による管理の下、照明器具の交換や、室内温度の適正管理、エアコン等のメンテナンス、端末の省エネモード設定推奨などを行い、経費削減の努力とともに環境に配慮している。

人権に関しては、ソフトバンクグループ全社の役職員共通の行動規範として定められている「ソフトバンクグループ役職員・コンプライアンスコード」に従い、教職員のハラスマントに関し、「正社員就業規則」の第 78 条「人権尊重および差別並びにハラスマントの禁止」において明確にこれを規定し（「臨時社員就業規則」第 61 条）、該当する行為については、第 88・90 条（「臨時社員就業規則」第 89・91 条）に基づき「懲戒」を行うこととしている【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】。

教職員は、「コンプライアンスコード」を遵守し、その疑義ある行為を行い、または知った場合には、報告・相談の義務を負っており、全員が入社時及び年に一度の研修時にその説明を受けている【資料 5-1-16】。各種ハラスメントに係る通報ないし相談にあたっては、コンプライアンス責任者の CCO (Chief Compliance Officer) への学内ホットライン、また学内ホットラインに相談しづらい相談の場合に利用可能な「グループホットライン」、更に社外窓口（外部法律事務所）の三つの窓口があり、相談者及び通報者が不利益な取扱いを受けないように情報の秘匿性を確保し、厳格に運用している。

学生のハラスメントに関しては、「学生に対するハラスメント防止委員会」を設置し、「学生に対するハラスメント防止委員会規程」に必要な事項を定めている【資料 5-1-17】。また、全構成員（教職員・学生）が認識すべき事項として、別途「学生に対するハラスメント防止ガイドライン」を定め、本学ホームページ及び学習管理システム内で、学生及び教職員に開示し、学生や関係者が相談しやすい窓口体制を整えるとともに、教育、研究、修学に係る快適な環境の保持に向けた啓発活動を行っている【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】。

教職員の健康の確保については、経営管理部人事担当が毎月の各部署の残業時間を管理し、管理職が部下の過重労働の防止に努めるとともに、「働き方改革」の推進施策として、毎週水曜日の「リフレッシュデー（ノー残業デー）」の実施や、平成 29(2017)年度より、経済産業省が提案する「プレミアムフライデー」の励行、日々の労働時間を柔軟に調整可能な「フレックスタイム勤務」の導入を進めている【資料 5-1-21】。また、「安全衛生管理規程」に定めるとおり、職員には定期健康診断の受診を義務付けており、一定の労働時間を超えた従業員等に対しては、医療・心理の専門スタッフが常駐するソフトバンクグループの「ウェルネスセンター」から産業医が来校して面談を行い、隠れた健康リスクを早めに回避するよう努めている【資料 5-1-22】。

危機管理体制の整備と機能としては、リスクの防止及び重大なリスクが顕在化した緊急事態発生時の人的損失、社会的損失及び経済的損失を最小化することを目的として、「リスク管理規程」と「リスク案件影響度判定基準」を具体的に定めており、福岡キャンパスまたは東京オフィスにて災害や事故等による緊急事態が生じた場合の安全確保のための連絡体制やシステムも確立している【資料 5-1-23】。また、事務局機能が集中する東京オフィスでは、職員から防火管理者 1 人を選任し、火災報知器や消火器の点検、教職員の避難訓練を定期的に実施するようにしている【資料 5-1-24】。

完全インターネット制の本学では、全国に在住する学生の安全にも注意を払っている。台風や集中豪雨、地震等の激甚災害に指定されるような災害が発生した場合、学生サポートセンターが窓口となり、居住地が該当地域にあたる学生に対して迅速に安否確認を行っている【資料 5-1-25】。安否確認の結果、家屋損壊やネットワーク切断等の事情により、一時的に受講が困難となった場合には、授業期間の延長等を行う特別考慮や当該学期の授業料返金など、最大限の配慮を行っている【資料 5-1-26】。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、親会社が定めた「ソフトバンクグループ憲章」や会社法に則り、経営の透明性と健全性を維持するとともに、取締役会で承認・可決された事業計画の遂行にあたり、

事業統制企画室が作成した「サイバー大学中期目標」に基づき、本学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力をしていく。加えて、環境保全、人権、安全への配慮についても、グループ企業としての基本方針の下、関連諸規程の定めのとおり、適切に運用する。また、全国在住の学生に対しても災害発生時に最大限の配慮を行うよう留意する。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

株式会社立大学である本学では、学校法人の理事会に相当する機関として、定款第4条に基づき取締役会を設置し、原則3ヶ月に1回以上の開催を「取締役会規程」に定め、適切に運用している【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】。平成 30(2018)年度の取締役会は、年間で10回開催し、取締役の出席率平均は8割以上となっている【資料 5-2-3】。取締役会は取締役をもって構成し、「取締役会規程」及び「決裁基準表」に定められた取締役会の付議基準において、部以上（学部学科、附置機関を含む）の新設、廃止、統合、学長・副学長の選任・解任、CCO (Chief Compliance Officer)、CISO (Chief Information Security Officer)、内部監査人の選任・解任、懲戒の決定、事業計画の承認、予算承認、1件 1,000 万円以上の発注取引をその意思決定事項として定め、業務執行に関する重要事項の決定にあたるとともに、取締役の職務の執行を監督することとしている【資料 5-2-4】。なお、この付議基準に関しては、平成 31(2019)年 4月取締役会にて改定を行い、年度の予算計画として一度取締役会で可決・承認された予算案の範囲に関しては、1,000 万円を超える案件だとしても発注取引ごとの取締役会での承認は不要とし、意思決定の機動性を確保している【資料 5-2-5】。

また、株式会社立大学として、株式及び株主総会についても定款に定めており、代表取締役社長が議長となり、定時株主総会を年1回、臨時株主総会を適宜開催し、議決権を有する株主の意向を踏まえた会議運営を適切に行っている【資料 5-2-1】。

取締役の選任は、会社法第329条及び定款第18条に基づき株主総会で行っており、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類に「選任の理由」を記載し、各人の専門性に配慮している【資料 5-2-6】。取締役会で選任された常勤の代表取締役社長は、平成 31(2019)年 1月の株式会社サイバー大学への設置者変更に伴い、学長が兼務をしており、役員構成と併せて文部科学省から認可を得ている。代表取締役社長兼学長は、教学組織を統監する役割とともに、事業企画担当の副学長と経営管理部が補佐する体制の下、取締役会で決定した経営方針と事業計画を全面的に指揮している。

代表取締役社長には、「決裁基準表」に基づき、5,000 万円未満まで（平成 31 (2019) 年 4月の改定前は 1,000 万円未満まで）の決裁権限を与えており【資料 5-2-4】、また、その経営判断に資することを目的に「経営会議」を設置し、原則週1回開催しているほか、「部課長会議」と呼ぶ管理職ミーティングを週1回実施している【資料 5-2-7】【資料 5-2-8】。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、定款及び「取締役会規程」に則り、適正な会議運営に努め、使命・目的の達成に向けて適時適切な意思決定を行うとともに、代表取締役社長兼学長の指揮の下、各部署の連携により取締役会で決議された事業計画の機動的かつ円滑な執行に努める。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学を運営する学校設置会社の法人組織では、経営全般に関する基本方針等及び取締役会に付議すべき重要事項を審議することを目的に、代表取締役社長が議長を務める「経営会議」を設置している【資料 5-3-1】。平成 28(2016)年 5 月以降、経営会議は常勤取締役が構成員となり、経営管理部の補佐の下、代表取締役社長と学長による討議を原則週 1 回開催し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行する体制を確保してきた【資料 5-3-2】。平成 31(2019)年 1 月からの株式会社サイバー大学への設置者変更に伴い、学校設置会社の主たる事業が大学運営に集約されたことを契機に、経営会議の構成員を社長、学長、副学長、学部長、部長及び室長に改め、引き続き原則週 1 回、開催している【資料 5-3-3】。なお、取締役会及び経営会議で決議すべき事項については「決裁基準表」に定義しており、代表取締役社長の決定権を明確にしている【資料 5-3-4】。

加えて、代表取締役社長による法人組織の内部統制を機能させ、年度事業計画に基づく経営施策の企画調整及び進捗確認を行うことを目的に、「部課長会議」を週 1 回開催しており、代表取締役社長兼学長、副学長、学部長、部長、室長等の役職者が全員参加し、各部署からの意見を汲み上げる仕組みを確立している【資料 5-3-5】。また、部課長会議と同じ構成員にて、「取締役会資料確認会」を開催し、法人組織の重要な決議事項に対して各部署長が意見を述べる機会が与えられている。

一方、大学部門の教学組織では、教授会の運営を円滑に行うために必要な事項を事前審議する会議体としての位置付けで「全学運営委員会」を設置している。全学運営委員会は、委員長を務める学長以下、副学長、学部長、専門・語学・教養教務主任、学生主任等の教員管理職のほか、事業統制企画室長、学務部長、経営管理部長、入試・広報部長、システム部長等の職員管理職（平成 31(2019)年 4 月からは、実務担当である課長・センター長職も追加）を構成員とするが、構成員以外として、代表取締役社長（現在は学長が兼務）及び監査役も「本会に参加し、意見を述べることができる」と規程に定めている【資料 5-3-6】【資料 5-3-7】。

また、学校教育法施行規則第 143 条の定めに従い、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される教授会の代議機関として、教員及び助手の人事関連事項について審議、決定する人事審議会を設置している【資料 5-3-8】。

以上のように、現在学長が代表取締役社長を兼務しているほか、各部署の役職者が法人組織と教学組織の重要な会議体に参加することにより、相互の意思疎通と連携を円滑に行える体制を保持している【資料 5-3-9】。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

基準項目 5-3-①に述べたとおり、本学では、学校設置会社である法人組織の意思決定は取締役会及び経営会議で行い、大学における教学組織の意思決定は教授会及び全学運営委員会で行うことで、それぞれの会議体の付議事項を切り分けて独立性を担保している。加えて、代表取締役社長兼学長以下、各部署の役職者が、法人及び大学の複数の会議体に出席することで、迅速な情報共有や意思疎通を図るとともに、相互チェックを行っている【資料 5-3-9】。

なお、本学は株式会社立大学のため、私立学校法第 41 条に定められた「評議員会」は設置していない。学校設置会社の事業計画等に関する経営的な重要事項は代表取締役社長が議長を務める「経営会議」に付議されることになっている【資料 5-3-1】。また、「経営会議規程」とその構成員を改定する際は、取締役会で審議・決定することとしている。

本学の設置会社は、学校法人の監事に相当する役割として、会社法第 327 条及び定款第 4 条に基づき監査役を配置している。また、監査役の選任は、会社法第 329 条及び定款第 27 条に基づき株主総会の決議によって行われるものとし、適切に運用している。

監査役は、取締役会にて年間の「監査方針と監査計画」を報告し、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき経営課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要な課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めている【資料 5-3-10】。また、経営管理部や会計監査法人とも連携し、「会社に著しい損害を及ぼす恐れ」のある事実を発見した旨等の取締役からの報告に対し、監査役は必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じることとし、内部牽制の有効性を確保することとしている。そして、監査役監査の結果は、会社法第 381 条第 1 項に則り「監査報告書」を作成し、取締役会並びに定時株主総会にて報告されている【資料 5-3-11】。

監査役の取締役会への出席状況については、平成 30(2018)年度は全 10 回の取締役会のうち 9 回出席（うち 4 回は書面開催）となっている【資料 5-3-12】。また、教学組織の全学運営委員会にも、全 51 回の開催のうち 34 回出席しており、学則改定の際には記載順序の統一について意見を述べている【資料 5-3-7】。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学校設置会社の法人組織と大学部門の教學組織の意思決定については、関連法規や諸規程に沿って適切に運用する。また、各部署の役職者が法人及び大学の複数の会議体に出席することで、円滑な意思疎通と連携を図るとともに、相互チェックが機能する体制を保持していく。

平成 31(2019)年 1 月の株式会社サイバー大学への設置者変更に伴い、学長が代表取締役社長を兼務しているが、会社法に則って経営の規律を維持する下、定款第 4 条に基づき監査役を配置することで、内部牽制の有効性を確保している。監査役は、年間の監査方針と

監査計画に従い、法人及び大学の状況について適宜意見を述べる役割を担い、監査報告書を毎年作成する。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学の継続性・安定性の観点から、学校設置会社である株式会社サイバー大学（平成31(2019)年1月よりサイバーユニバーシティ株式会社から事業承継）の財務基盤の確立のため、毎年度の取締役会にて5ヶ年の中期事業計画を決議し、その計画に基づいた適切な運営に努めている【資料 5-4-1】。具体的に、中期事業計画の達成に向けて、収益事業収入の改善のために注力してきた重点施策は以下の3点である。

(1) 売上高の源泉である学生募集力の強化

(2) 受入学生の履修継続率を高めるための教育課程の充実と学修支援体制の強化

(3) e ラーニングシステム及びコンテンツ等の付随サービスに係る社外販売事業の展開

大学事業単体での損益改善に関しては、教職一体での不断の努力の結果、前回認証評価受審前の平成24(2012)年1月度取締役会の中期事業計画よりも前倒しで遂行することができ、基準2「学生の受入れ」に記したとおり、近年の入学者数の増加及び在学生の履修継続率向上に伴う授業料等の収入増加により、平成27(2015)年度に初めて、大学事業単体(授業料等収入のみ)での営業損益で黒字化を果たしている【資料 5-4-2】。以後も表5-4-1に示すとおり、平成30(2018)年度まで4ヶ年連続で営業損益は黒字であり、令和元(2019)年5月1日時点の在学生数は2,669人(収容定員2,500人に対して106.8%)に到達した。今後も収容定員の充足状態を維持することで、大学事業単体での営業損益の黒字は毎年度継続する見通しであり、中長期的に財務基盤は盤石な状態である。法人全体としても、e ラーニングシステム及びコンテンツ等の付随サービスに係る社外販売事業の売上が加わり、平成24(2012)年度より現在まで7ヶ年連続で黒字の状況である。

表 5-4-1 大学事業単体の営業損益推移

(百万円)

年度	H27	H28	H29	H30
営業損益*	23	74	100	240

(*) 百万円未満は切り捨てて記載

なお、本学の学校設置会社については、抜本的な財務状況の改善と、大学事業の更なる成長の基盤をつくるため、平成31(2019)年1月1日をもって、会社分割方式でサイバーユ

ニバーシティ株式会社より大学事業を承継した株式会社サイバー大学に設置者変更することを文部科学省から認可を受けている【資料 5-4-3】。過年度の借入金による負債を一切承継しない形で大学事業のみを分社する方式であり、大学運営に関わる教職員の体制は、すべて維持されたままである。親会社の支援の下、新会社は資本金 1 億円及び資本準備金 7 億 5,000 万円で設立されている【資料 5-4-4】。

財務情報に関しては、株式会社サイバー大学及び設置者変更前のサイバーユニバーシティ株式会社の事業報告書、貸借対照表、損益計算書等について、大学ホームページにて平成 27(2015) 年度から平成 30(2018) 年度までの過去 4 ヶ年分を、監事監査報告書と併せて公開している（平成 30(2018) 年度分は 6 月末の株主総会後に公開予定）【資料 5-4-5】。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学生募集強化による入学者数の増加と、学修支援強化による在籍学生の履修継続率向上により、大学全体の履修者数が年度ごとに上昇しており、1 人あたりの平均履修単位数についても、平成 30(2018) 年度秋学期には 14.4 単位まで引き上がっている（表 5-4-2）。本学の場合、学費について単位制を導入しており、授業料は年額固定ではなく、学生が履修する単位数に応じて変動する。故に、履修単位数の増加＝売上高の増加により、財務基盤の安定化に大きく寄与している。

表 5-4-2 履修者数、履修単位数、平均履修単位数の推移

年度	H26		H27		H28		H29		H30	
項目	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
履修者数*	1,061	1,050	1,155	1,195	1,335	1,322	1,395	1,363	1,772	1,746
履修単位数*	14,034	13,607	15,327	15,240	17,284	16,911	19,304	18,497	25,691	25,123
平均履修単位数*	13.2	13.0	13.3	12.7	12.9	12.8	13.8	13.6	14.5	14.4

(*) IT 総合学部正科生のみで算出（平成 27(2015) 年度以降に受入れた専門学校との併修生を除く）

本学の場合、株式会社立大学であることから、会社法の定めに基づき、企業会計により財務諸表を作成している【資料 5-4-6】。参考として、これを学校法人会計に当てはめて考えた場合、法人全体での事業活動収入と当年度の税引き前収支差額（経常収支差額に特別収支差額を加えた額）は毎年上昇傾向にあり、事業活動収支差額比率は、医師系法人を除く全国平均 4.9%（平成 29(2017) 年度）より高い数値となっている（表 5-4-3）。

表 5-4-3 事業活動収支差額比率推移（法人全体）

（百万円）

年度	H27	H28	H29	H30
事業活動収入*	1,075	1,182	1,313	1,606
当年度収支差額*	119	181	227	365
事業活動収支差額比率	11.2%	15.3%	17.3%	22.8%

(*) 百万円未満は切り捨てて記載

一方、経常収入に対する人件費比率については事業活動収支差額比率の上昇とは反対に、年々下降傾向にあるため、全国平均 53.8%（平成 29(2017) 年度）より低い状態にある（表 5-4-4）。本学では、完全インターネットによる学修環境を実現するためのシステムの整備や、学生募集のための広告宣伝費などの支出により、教育研究経費と管理経費の経常収入に対する割合が合計で 40% 以上を占めているが、在籍学生数の増加に対応すべく、充分な人員を補充し、事業収益を人件費へ配分するよう努めており、平成 30(2018) 年度は、前年度の人件費から 3,900 万円ほど上乗せしている。

表 5-4-4 人件費比率推移（法人全体）(百万円)

年度	H27	H28	H29	H30
人件費*	442	443	444	483
人件費比率	41.3%	37.6%	34.0%	30.1%

(*) 百万円未満は切り捨てて記載

法人全体の経常収入のなかで最大の割合を占める財源として、学生生徒等納付金比率についても 60% 台であったところ、平成 30(2018) 年度の収容定員充足により、74.2%（全国平均 74.7%：平成 29(2017) 年度）まで高まっている（表 5-4-5）。経常収支差額比率もまた、毎年の経常収入の上昇とともに全国平均 3.9%（平成 29(2017) 年度）を大きく上回っており、経常的な収支バランスの安定を示している（表 5-4-6）。

表 5-4-5 学生生徒等納付金比率推移（法人全体）(百万円)

年度	H27	H28	H29	H30
生生徒等納付金*	686	780	878	1,192
生生徒等納付金比率	64.2%	66.2%	67.2%	74.2%

(*) 百万円未満は切り捨てて記載

表 5-4-6 経常収支差額比率推移（法人全体）(百万円)

年度	H27	H28	H29	H30
経常収入*	1,070	1,177	1,305	1,606
経常収支差額*	114	181	219	411
経常収支差額比率	10.7%	15.4%	16.8%	25.6%

(*) 百万円未満は切り捨てて記載。

その他、外部資金の導入について、株式会社立大学である本学は、私立大学を設置する学校法人に適用される税制上の優遇措置を受けることができない。したがって、企業等からの受託研究費・共同研究費等の受入れ促進には一定の限界があるが、科学研究費補助金の受入状況としては、平成 27(2015)～令和元(2019) 年度までの直近 5 年間において、直接経費 1,635 万円（内訳：研究代表者 1,170 万円、研究分担者 465 万円）、間接経費 490.5 万円（内訳：研究代表者 351 万円、研究分担者 139.5 万円）である【資料 5-4-7】。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

近年の入学者数の増加及び在学生の履修継続率向上に伴う授業料等の収入増加により、大学事業単体での営業損益は、平成 27(2015)年度以降 4 ヶ年連続で安定的に黒字を達成している。今後も収容定員の充足状態を維持していくことで、平成 31 年(2019)年 1 月の会社分割後の取締役会で承認・可決された 5 ヶ年の中期事業計画に沿って、毎年度の営業損益で黒字を継続していく。

また、在籍学生数の増加に対応すべく、平成 30(2018)年度から人件費への配分額を増やし、教職員の補充を開始している。引き続き、令和元(2019)年度中に教職員 25 人ほどの採用を行う方針を進行し、安定的な大学運営の維持に努める【資料 5-4-8】。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学は株式会社立大学であることを踏まえ、「一般に公正妥当と認められる会計基準」、会社法及び企業会計の原則に基づいた「経理規程」を定め、会計処理を適正に実施している【資料 5-5-1】。また、「経理規程」に準じた会計処理を正確、迅速に実施するため、会計記帳の事務に関わる各種マニュアルと会計処理システムを整備している【資料 5-5-2】。また、外部の会計監査人による監査を毎年実施し、財務報告の信頼性の担保に努めている。

年度予算の編成は、次のように通常行っている。毎年秋頃、各部署から提出される次年度の予算要求について、経営管理部の予算管理担当が取りまとめて内容精査を行い、その後、代表取締役社長及び学長（平成 31(2019)年 1 月から社長を兼務）、副学長、経営管理部長、その他の部署長が集まる予算会議を開催して意見調整し、年内を目処に経営会議にて全社の予算案を策定する。そして、社内承認を経た予算案については、年明け以後に行われる親会社の予算レビュー会議と取締役会に付議し、5 ヶ年分の中期事業計画と併せて承認・可決される手続きを踏んでいる【資料 5-5-3】。

予算の執行は、経営管理部予算管理担当による全体管理の下、経費精算システムを用いて各部署にて月ごとに処理を行っており、使途別に予算申請を超過した支払いができないように、システムで厳格に管理している【資料 5-5-4】。経営管理部長は、各部署の予算執行状況を毎月精査し、その結果を基に、取締役会で予算計画に対する見通し売上及び見通し営業利益や、営業損益の前年同月対比について代表取締役が報告を行っている【資料 5-5-5】。また、予算売上の達成に著しく困難が予想される事案が発生した場合には、迅速に補正予算を編成し、「稟議規程」の「決裁基準表」に則り、経営会議及び取締役会にて承認を得ることとなっている【資料 5-5-6】。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、独立会計監査人である外部の監査法人と契約し、事業年度ごとに貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行っている。また、監査役を設置し、監査役監査を実施しており、内部監査についてはソフトバンクグループ株式会社の内部監査室が担っている【資料 5-5-7】。

また各々が定期的な監査を実施しており、監査役と監査法人、親会社の内部監査室とがそれぞれ連携して、監査及び内部統制の面から企業統治を果たしている。監査の結果としては、監査役による「監査報告書」と、会計監査人による「独立監査人の監査報告書」を、取締役会並びに定時株主総会にて毎年報告している【資料 5-5-8】【資料 5-5-9】。

以上により、会計処理は「経理規程」に定める会計基準に基づいて適切に履行されており、また会計監査も、親会社の「内部監査」、監査役が行う「監査役監査」、公認会計士が行う「会計監査」のすなわち「三様監査」が相互に情報交換し連携しており、監査体制が十分に整備され、適正に実施されているといえる。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

株式会社立大学であることを踏まえ、今後も会社法及び企業会計に基づく会計基準を定めた「経理規程」に従って、会計処理及び予算の遂行を厳正に管理する。

また、会計監査は、独立会計監査人である外部の監査法人による監査と併せて、学校設置会社の監査役が担う監査役監査、及び親会社の内部監査室が担う内部監査を行い、相互に連携することで、引き続き適正な企業統治に努める。なお、親会社の内部監査室による次回の内部監査は、令和元(2019)年度中に実施する計画である。

[基準 5 の自己評価]

基準 5 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学の設置者である株式会社サイバー大学では、学校法人の理事会に相当する機関として取締役会を設置しており、親会社が定めた「ソフトバンクグループ憲章」や会社法に基づく内部統制システムにより、経営の透明性と健全性を維持しつつ、迅速な経営判断を行える体制を確保している。

また、使命・目的の実現に向けての意思決定に関しては、「取締役会規程」及び「決裁基準表」に定められた取締役会の付議基準に則り、適正な会議運営を行っており、代表取締役社長兼学長の指揮の下、各部署の連携により、取締役会で承認・可決された中期事業計画の機動的かつ円滑な執行に努めている。

法人及び大学の各管理運営機関については、経営全般に関する法人組織の意思決定は取締役会及び経営会議で行い、教学組織の意思決定は教授会及び全学運営委員会で行うことで、それぞれの会議体の付議事項を切り分けて独立性を担保している。加えて、各部署の役職者が法人及び大学の複数の会議体に出席することで、円滑な意思疎通と相互チェックを機能させるとともに、会社法に則り、監査役を配置することで、内部牽制の有効性を確保している。

財務基盤と収支に関しては、近年の入学者数の増加及び在学生の履修継続率向上に伴う授業料等の収入増加により、大学事業単体での営業損益は、平成 27(2015)年度以降 4 ヶ年

連續で安定的に黒字を達成している。会社分割後の事業計画では、令和元(2019)年度以降も収容定員の充足状態を維持していくことにより、毎年の営業損益で黒字が継続する見込みであり、中長期的に財務基盤は盤石な状態である。

会計処理は、株式会社立大学であることを踏まえ、「一般に公正妥当と認められる会計処理基準」、会社法及び企業会計の原則に基づく「経理規程」に従い、また、独立会計監査人である外部の監査法人による会計監査での指導や指摘事項に対応しながら、適正な処理を行っている。

基準 6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、「サイバー大学学則」第 2 条において、以下のとおり自己点検・評価等の実施について定めている【資料 6-1-1】。

(自己点検・評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的・使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、本学の教職員以外の者による検証を行うものとする。

この定めに基づき、本学の使命・目的の実現に向けて、自らの活動を絶えず律するための内部質保証の体制としては、大学部門内に設置された事業統制企画室がその役割を果たしている。従来、本学の点検・評価活動を実施する役割は「自己点検評価室」が担っていたが、平成 25(2013)年 6 月からは、点検・評価を実施した結果に基づき、大学事業の改革・改善を可及的速やかに企画検討し、実行できる学長直轄の組織として、「事業統制企画室」へと発展的に解消をしている【資料 6-1-2】。

事業統制企画室の役割については、「組織規程」別表の「業務分掌表」で定義しているほか、平成 30(2018)年 4 月には「サイバー大学事業統制企画室規程」を制定し、責任を明確にしている【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】。令和元(2019)年 5 月時点で、事業統制企画室は、学長が任命した室長 1 人（平成 31(2019)年 4 月より事業企画担当副学長に就任し権限を強化）と専任教員 1 人を担当者に置き、その権限を背景に機動的な点検・評価活動を行えるようにしている【資料 6-1-5】。また、点検・評価活動を全学的な取組みと位置付け、事業統制企画室の指揮の下、IT 総合学部、学務部、入試・広報部、システム部、経営管理部、産学教育連携部、FD 専門部会等のそれぞれの部門から点検・評価担当の代表者を選出し、組織的な協力体制を構築している【資料 6-1-6】。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学則第 2 条に定める「自己点検・評価等」を恒常的に実施する組織として、事業統制企画室を学長直轄の組織に位置付け、「業務分掌表」や規程で定義された権限の下、内部質保証のための扇の要として機能する責任体制を維持していく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学における自己点検・評価の主たる活動としては、事業統制企画室が中心となり、半期に一度、各部署に対し、課題の進捗等を確認するための「点検・評価ヒアリング」を実施している。ヒアリングの際に用いている「改善タスクリスト」では、最初に事業統制企画室が「評価基準」「評価項目」「評価の視点」に沿って点検・評価した結果を、「現在の状況」「事業統制企画室による点検・評価結果と改善提案/意見」に記載する。そして、項目ごとに各部署からヒアリングした結果を、「具体的な部局対応状況」「エビデンス資料」「期限」「達成状況」に反映して一覧表を作成し、関係者が横断的に閲覧できるよう、オンライン上で共有している【資料 6-2-1】。

なお、平成 25(2013)年 6 月に事業統制企画室を設立後、室長は、大学部門の中核的な事務組織を束ねる学務部長を兼務（平成 31(2019)年 4 月より兼務解消）していたため、常日頃から傘下にある各課・センター等の運営状況について幅広く情報を収集し、「改善タスクリスト」の各項目について、適宜軌道修正を行ってきた。また、事業統制企画室長及び学務部長の役割において、事業計画の進捗を週次で確認する管理職ミーティング「部課長会議」や、学部運営に関わる教学組織のあらゆる会議体（教授会・全学運営委員会・学部運営委員会・FD 専門部会・教養専門部会・語学専門部会・学生専門部会・入試広報ミーティング等）に参加するほか、システム部と週に一度定例で行う開発進捗会議や、経営管理部人事担当と行う週次定例会議などにも出席し、恒常に各部署と連携しながら、大学運営の全体的な改善を推進してきた実績がある。

完成年度以後は、点検・評価結果を踏まえた改善フィードバックに重点を置き、会社法に則り、学校設置会社の事業報告書を毎年作成した上で、点検・評価結果の報告書作成の方は、3 ケ年ごとの周期を基本としている。実態として、平成 24(2012)年度の前回認証評価受審時における「自己点検評価書」、平成 27(2015)年 7 月提出の「認証評価結果に対する改善報告書」、平成 27(2015)年度及び平成 30(2018)年度の「自己点検評価書」を大学ホームページに公表するとともに、学内の学習管理システム内においても全教職員及び学生に共有している【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】。そして、令和元(2019)年 6 月提出の本自己点検評価書では平成 30(2018)年度までの実績を点検・評価している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の大学運営に関する各種調査としては、FD 専門部会が実施する「授業評価アンケート（対象：全開講科目）」や、学生専門部会が実施する「学生生活全般に係る満足度アンケート（対象：全在学生）」、「卒業生ディプロマ・ポリシー達成度アンケート（対象：卒業後 1 年未満の者）」、「卒業生フォローアップアンケート（対象：卒業後 1 年以上経過した者）」などがある【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】。これらの調査結果は、すべて事業統制企画室でも経年的に収集・管理をしており、「改善タスクリスト」の各項目

における「点検・評価結果と改善提案/意見」の作成に活用されている。

また、すべての授業をインターネット上の学習管理システムで実施する本学では、アクセスログ等の解析により、個々の学生がどの時間帯にどの科目を受講しているかなどの学修状況を詳しく把握できるという利点がある。特に注力して取組んでいる新入生の学修データ分析については、事業統制企画室が中心となり、学務部教務課が毎週取得する全学生・全科目の受講状況データを活用し、期初・期中における2回の受講継続状況分析に加え、期末時に授業サポートセンター活動レビュー資料を作成し、新入生の単位修得状況と入学オリエンテーション参加状況の相関関係、年代別及び単位修得状況別の2学期目受講継続率の検証などを行っている【資料6-2-8】【資料6-2-9】。

また、学則第2条に定める「本学の教職員以外の者による検証」としては、大学機関別認証評価を受審することのほか、本学独自の取組みで「授業評価委員会」を設置しており、完成年度以降は4年に1回の評価を実施することを前提に、事業統制企画室が主管となって、平成26(2014)年度に第4回、平成30(2018)年度に第5回授業評価委員会を開催している【資料6-2-10】【資料6-2-11】。評価委員には、「本学以外の高等教育機関の教授等で教育もしくはITに関連する分野を専門としている者」及び「企業人で人材育成もしくはITに関連する業務に精通している者」を選任しており、外部の有識者等からの助言も参考にしながら現状把握に努めている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価活動の主軸として、半期に一度実施している各部署への「点検・評価ヒアリング」については、今後も「改善タスクリスト」の更新により、エビデンスに基づいた検証を継続する。

平成24(2012)年度の前回認証評価受審後、大学事業の改革・改善を可及的速やかに実行するための体制として、事業統制企画室長が学務部長を兼務してきたが、収容定員の充足に伴い、安定的な財務基盤の確立に至ったことから、平成31(2019)年4月より兼務を解消し、代わりに学長を補佐する体制として、学務担当副学長（学務部長を担当）と事業企画担当副学長（事業統制企画室長を担当）の2人に権限を分散し、組織全体の更なる成長を目指していく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

以上に述べたとおり、事業統制企画室では、各部署から収集された調査結果やデータ分析を基に、新たな課題や改善方策を提言し、「改善タスクリスト」を用いて各部署のプロジェ

クトを管理及び支援しながら、内部質保証のための大学全体のPDCAサイクルを稼働させている【資料6-3-1】。とりわけ、本学の教育改善及び質向上に資することとして、基準項目3-3-①で述べた学修成果に関する各種調査・分析結果を踏まえ、三つのポリシーを起点とした内部質保証を以下のとおり取組んでいる。

アドミッション・ポリシーの検証に関しては、志望動機の分析・集計や「基礎力診断テスト」（国語・数学・英語・情報）の受験結果分析のほか、基準項目6-2-②に述べたとおり、事業統制企画室が毎年の新入生を対象に、年齢・コース・プログラム等の経年的な傾向を把握し、それらの属性別に入学後の単位修得状況や2学期目の継続状況等を分析しており、調査結果を全学運営委員会等で教職員に共有し、入試判定時の確認事項や学修支援体制の改善に活かしている【資料6-3-2】【資料6-3-3】。

カリキュラム・ポリシーの検証に関しては、学務部教務課が毎週取得する全学生・全科目の受講継続率や学期末の単位修得率、FD専門部会が毎学期実施する授業評価アンケートのデータ等を活用し、各科目の到達目標として定義された「スキルセット」の知識・技能について、学生が受講後に期待どおり修得できているかどうかを入念に見定めている【資料6-3-4】【資料6-3-5】【資料6-3-6】【資料6-3-7】。また、カリキュラム・マネジメントの観点から、科目区分別の単位修得率を経年比較し、専門科目全体の履修順序を示した「科目履修体系図」の見直しや、成績評価基準等を定めた「シラバス作成ガイドライン」の更新を隨時行っている【資料6-3-5】【資料6-3-8】【資料6-3-9】。

ディプロマ・ポリシーの検証に関しては、「卒業生ディプロマ・ポリシー達成度アンケート（対象：卒業後1年未満の者）」や「卒業生フォローアップアンケート（対象：卒業後1年以上経過した者）」を学生専門部会が実施している【資料6-3-10】【資料6-3-11】。事業統制企画室では、これらの学修成果に関わるアンケート結果を経年的に集計分析し、ディプロマ・ポリシーの達成度が低い項目の洗い出しや、卒業後のキャリア等への影響も検証しながら、教育課程全体の編成に関わる改善提案を行っており、教育の改善・質向上のための具体的な行動目標を「サイバー大学中期目標」に反映し、教職員に周知している【資料6-3-12】。なお、これらの学修成果の検証に関わる方針については、令和元（2019）年度第2回教授会で「アセスメント・ポリシー」として制定することを決議し、大学ホームページ内に学修成果の検証結果と併せて公表している【資料6-3-13】。

以上、本自己点検評価書の全体を通じて説明してきた自主的・自律的な自己点検・評価活動とその検証結果に基づく改善活動の継続により、「社会的ニーズに適合した教育課程の編成による学生募集戦略の成功（基準項目2-1-③）」、「学修支援体制強化による受講継続率の改善（基準項目2-6-①）」、「教育効果を高める先進的オンライン教育の実践（基準項目3-2-⑤）」、「FD・SDによる教職協働組織の成長（基準項目4-2-②・4-3-①）」、「中長期的に盤石な財務基盤の確立（基準項目5-4-①②）」など、様々な観点での相乗効果によって飛躍的に大学運営状況が改善した実績がある。これらの結果、過去の文部科学省による設置計画履行状況等調査や、平成24（2012）年度受審の認証評価で要改善事項と指摘されたことがある「定員充足」及び「収支のバランス」の2点は、現在いずれも問題のない状況である【資料6-3-14】。

その他、認証評価結果による参考意見や、法改正等に伴う文部科学省からの通達事項などについても、事業統制企画室が適時適切に「改善タスクリスト」へ反映し、関連部署等

ヘフィードバックの上、迅速な改善へつなげており、内部質保証のための大学全体のPDCA サイクルが効果的に機能しているといえる。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーに関しては、これまでの各種検証結果を踏まえ、平成 30(2018)年度第 5 回教授会において、全体で一貫性のあるものに再定義を完了しており、更に令和元(2019)年度第 2 回教授会で「学修成果の検証に関する方針」(アセスメント・ポリシー)を制定し、大学ホームページで公表している。

以上のとおり、大学全体での PDCA サイクルを稼働し、教育の改善及び質向上に役立て、着実に実績が積み上げられている状況であることから、今後も三つのポリシーを起点とした内部質保証のための自己点検・評価活動に努める。

[基準 6 の自己評価]

基準 6 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学の使命・目的の実現に向けた内部質保証の組織体制としては、平成 25(2013)年 6 月より、従来までの「自己点検評価室」から、点検・評価を実施した結果に基づき、大学事業の改革・改善を可及的速やかに企画検討し、実行できる学長直轄の組織として、「事業統制企画室」へと発展的に解消をしている。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の主たる活動としては、事業統制企画室が半期に一度、「点検・評価ヒアリング」を実施しており、各部署が個別に保有しているエビデンスデータ等を体系的・経年的に収集・管理し、分析結果を教育の改善及び質向上のための「改善タスクリスト」や「サイバー大学中期目標」に反映し、教職員にフィードバックしている。また、定期的に「自己点検評価書」を作成し、大学ホームページに公表するとともに、学内の学習管理システム内においても全教職員及び学生が閲覧できるようしている。

三つのポリシーを起点とする内部質保証を継続的に実施してきたことにより、学生募集の成功や受講継続率の改善、オンライン教育の質向上、教職員の成長、盤石な財務基盤の確立など、これらの相乗効果によって大学運営状況が近年飛躍的に改善している。

以上の取組みと実績に対する総括的な自己評価として、本学における内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルが効果的に機能しているといえる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献・教育連携

A-1 地域社会との連携

A-1-① 地域連携協定等の締結

A-1-② 地域連携による公開セミナーの開催と生涯学習の推奨

A-1-③ 地方創生のための IT 人材育成への協力

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域連携協定等の締結

本学は、平成 19(2007)年度に構造改革特別区域法の掲げる「学校設置会社による学校設置事業」(特例措置番号 816)と称する規制の特例措置の適用を受けて設立した株式会社立大学であり、「福岡アジアビジネス特区」を活用し、当該地域の特性を生かした教育を行い、地域産業を担う人材の育成を行うため、福岡市にキャンパス（福岡キャンパス）を配置している【資料 A-1-1】。本学設置会社は、構造改革特別区域法に基づき、開学前の平成 18(2006)年 7 月より、大学を適正かつ安定的、継続的に運営することを目的とした協定書を福岡市と締結しており、以後も福岡市に対し、四半期ごとの経営状況報告を継続的に行っている【資料 A-1-2】。そして、本協定書第 11 条（人材育成のための対応）では、「乙（本学設置会社）は、福岡アジアビジネス特区計画の目的となる人材育成を図るために、開設大学のカリキュラムの内容、授業の実施方法等について必要な対応を講ずるものとする。」、同第 12 条（産業振興に関する交流）では、「乙（本学設置会社）は、甲（福岡市）の産業振興施策のため、開設大学と甲との技術・ノウハウその他に関する交流に努めるものとする。」と定めている。

A-1-② 地域連携による公開セミナー等の開催と生涯学習の推奨

本学の福岡キャンパスは、福岡市東区の博多湾に建設された「アイランドシティ」と呼ばれる人工島に位置し、生涯学習の支援や学術情報等の有効活用等を目的に、平日は週 3 日間、地域住民に対して附属図書館を開放している【資料 A-1-3】。平成 30(2018)年度の実績として、年間で 25 人の一般利用者が来館した【資料 A-1-4】。

また、福岡市との協定書に基づく産業振興施策のため、福岡市創業・大学連携課が運営する「福岡ビジネス創造センター」との共催により、平成 22(2010)年度から平成 28(2016)年度までの 7 年間に計 20 回の無料公開セミナーを開催している【資料 A-1-5】。テーマや開催時期は、福岡市と本学とで意見交換を行いながら決定し、発表テーマに相応しい担当講師を本学が学内外から選出して福岡に派遣する役割であった。過去のセミナー内容は、会場でビデオ撮影を行ったものを編集し、公開講座として大学ホームページで視聴できるようにしている【資料 A-1-6】。

なお、「福岡ビジネス創造センター」は、平成 19(2007)年以来、本学福岡キャンパスと同じビル内に設置され、新規ビジネスの立ち上げに取組むベンチャー企業や研究者を支援

していたが、平成 28(2016)年度末をもって 10 年間のプロジェクトを終了し、アイランドシティ地区の施設は現在撤去されている。本学の公開セミナーも同時期に一旦幕を引いた状態であるが、平成 30(2018)年度中に学内にて再開方針を固め、令和元(2019)年度は本学主催による公開セミナーを年 3 回開催する計画である【資料 A-1-7】。開催場所は、福岡市内で交通の便が良いエリアとし、地域の産業支援のため、異業種間の人材交流を促進するよう努める。

また、地域の創業支援としては、サイバー大学、新日本有限責任監査法人、特定非営利活動法人日本 MIT ベンチャーフォーラム、福岡市の 4 者が実行委員会を形成し、グローバルに活躍するベンチャー企業の創出を目的としたビジネスプラン・コンテスト「Fukuoka Global Venture Awards (フクオカ・グローバルベンチャー・アワーズ)」を平成 26(2014)年及び平成 27(2015)年に計 2 回開催している【資料 A-1-8】。同コンテストでは、本学の学長が審査委員長を務め、国内外の起業家を招聘して、英語ですべての発表を審査している。ファイナリストに選出された企業のなかには、福岡市を拠点としたグローバル IT 企業に成長したものもあり、近年は本学の起業・経営プログラムを担当する専任教員が監査役に加わって事業支援を行っている。

その他、「福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課」が運営する生涯学習情報提供サイト「ふくおか生涯学習ひろば」でも、「e ラーニング・通信教育」のページに本学の特徴を掲載し、福岡県民に学習の機会を幅広く周知することで、地域貢献の一助としている【資料 A-1-9】。

A-1-③ 地方創生のための IT 人材育成への協力

福岡市以外との地域社会との連携に関しては、本学の e ラーニングシステムを活用し、地方創生のための IT 人材育成の協力も行っている。平成 28(2016)年 8 月～平成 29(2017)年 7 月の 1 年間にわたり、本学の学習管理システム「Cloud Campus」とコンテンツ作成ツール「CC Producer」を活用し、佐賀県伊万里市に対して、実務系教育コンテンツを提供した【資料 A-1-10】。本プロジェクトは、福岡在住の本学専任教員による指揮の下で行われ、「地方を活性化させるクラウドソーシング活用講座」、「地方創生のためのシェアリングエコノミー講座」、「IoT を活用した地域活性化事例紹介講座」などのトピックについて、日本中の専門家が e ラーニングコンテンツを作成し、伊万里市の IT 人材育成のために遠隔指導を行った実績がある。

また、地方創生に関わる課題の解決として、平成 27(2015)年 11 月より本学と「Yahoo! JAPAN (ヤフー株式会社)」とで連携し、ICT 利活用スキルを十分に備えた地域人材の育成を開始し、現在も継続中である【資料 A-1-11】。本取組みの教育プログラムは、Yahoo! JAPAN が持つ「e コマース」のプラットフォーム及び「インターネット広告」に関する実務的ノウハウと、本学が持つ教育に関するノウハウを組み合わせて設計・開発している。そして、Yahoo! JAPAN の講師が、契約を締結した全国の高校・専門学校・大学及び地方自治体等に対し、本学との共同開発による e ラーニングコンテンツを提供するとともに、対面指導による実践的演習を担当している。提供範囲は徐々に拡大中であり、令和元(2019)年 5 月現在、16 団体が本教育プログラムを採用している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

福岡市との協定書に基づき、地域の産業振興施策のため、本学は、平成 22(2010)年度から平成 28(2016)年度末までの 7 年間で 20 回の公開セミナーを開催してきた実績がある。近年は開催できていなかったため、令和元(2019)年度から再開し、年 3 回の開催計画どおりに実行する。

福岡市以外との地域連携についても、本学の特色である e ラーニングを活用した IT 人材育成の取組みが徐々に拡大してきていることから、引き続き本学の教育ノウハウを提供しながら運営を支援する。

A-2 高等教育機関との連携

A-2-① 国内外の他大学との教育研究交流協定

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 国内外の他大学との教育研究交流協定

他大学との教育研究交流の状況に関しては、平成 26(2014)年 8 月に千葉工業大学と「単位互換に関する協定書」並びに「授業科目提供に関する契約書」を締結している【資料 A-2-1】。同大学の学生は、本学が提供する e ラーニング科目（教養科目と IT・ビジネス系専門基礎科目から成る 43 科目）から 1 学期あたり最大 2 科目までを選択履修し、「特別聴講学生」として、本学の学習管理システム「Cloud Campus」を用いて受講及び試験を実施することで、卒業要件に加算可能な単位を修得できるようになっている。同様に、平成 30(2018)年 2 月には帝京平成大学と、更に同年 4 月には国立佐賀大学と単位互換協定を締結し、「Cloud Campus」を基盤とした教育連携を進めている【資料 A-2-2】【資料 A-2-3】。

一般的な単位互換協定では、キャンパスが近接する複数の大学同士がコンソーシアムを形成して運営することが多いが、本学の授業は、すべてインターネット上で「いつでも」、「どこでも」受けられることを特長としているため、通学制の大学に所属する学生は、毎日の授業時間などに影響されることなく、夜間や土日なども利用することで学修機会を大幅に増やすことが可能である。実績として、平成 30(2018)年度末までに、千葉工業大学の学生 31 人が、この制度により本学の特別聴講学生として学んでいる。残念ながら、本学の学生は全国各地に在住するため、現時点では協定校が行う対面授業を単位互換科目として履修させることができておらず、本学からの一方向的な科目提供に留まっている段階である。協定校との教育研究交流の一環として、e ラーニングの導入支援も同時並行で実施しており、各大学に学長及び副学長、学務部長等が実際に赴いて、FD 活動の支援として、高度メディア授業の運営手法や授業コンテンツ制作方法に関する講習会などを開催している【資料 A-2-4】。そして、将来的にはオンライン授業同士での単位互換制度の確立を目指している。

加えて、平成 29(2017)年 1 月には、海外大学との初めての教育研究交流協定を韓国の漢陽サイバー大学と締結している【資料 A-2-5】。同大学は、平成 14(2002)年に設立された韓国で最大規模のオンライン大学で、36 の学部課程を擁し、1 万 7,000 人以上の学生が学ん

でいる(平成30(2018)年時点)。韓国文部科学省のリモート大学評価では、総合最優秀大学に選定された実績のある大学である。

なお、教育研究交流協定の内容としては、「教育コンテンツや学習管理システムの共有」、「オンライン授業による単位互換」、「共通分野の共同研究や出版」、「教職員・学生の交流」を掲げている。平成29(2017)年6月には、韓国から副学長、システム及びコンテンツ部門のマネージャを本学の東京オフィスに招聘し、次世代eラーニングの導入に向けての意見交換を行うなど、ICTを利活用した質の高い高等教育を、国・地域を超えて提供するための方法について議論を進めている。そして、平成31(2019)年1月には、両大学ともにオンラインだけで完結する授業科目の単位互換協定を締結し、令和元(2019)年度秋学期以降、本学から漢陽サイバー大学の学生向けに科目を提供するとともに、漢陽サイバー大学から提示されたオンライン科目について、本学学生の履修希望を受付けることになっている【資料A-2-6】。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成26(2014)年度以降、本学では国内外の他大学との教育研究交流協定の締結を段階的に進めている。各校との協定では、本学が開学から10年以上培ってきたオンライン教育の実践的ノウハウや授業コンテンツの提供を期待されており、eラーニング導入のための講習会も各校で開催している。今後もこうした教育研究交流を継続し、他大学のFD活動を支援しながらICT活用教育の質向上に努める。

また、国際的な教育交流として、漢陽サイバー大学と行うオンライン授業同士での単位互換制度については、初めて実施する取組みであることから、最大5人までに制限し、令和元(2019)年度中に大学間での具体的な運用方法を見定めていく。

A-3 e ラーニングシステム及びコンテンツ等のサービス事業

A-3-① 法人営業体制の整備と事業承継

A-3-② 「Cloud Campus」事業の展開

(1) A-3 の自己判定

「基準項目A-3を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 法人営業体制の整備と事業承継

本学を運営する学校設置会社では、平成23(2011)年11月より、新規事業として法人事業本部を立ち上げ、eラーニングシステム及びコンテンツ等の社外販売を推進してきた実績がある。平成31(2019)年1月に、会社分割により株式会社サイバー大学に設置者変更した後は、旧会社のサイバーユニバーシティ株式会社内に存在した法人事業本部の事業を一部承継するとともに、国内外の他大学等との教育ネットワーク形成や専門職教育における企業との産学連携などを推進するための部署として、「産学教育連携部」を設立している【資料A-3-1】。

産学教育連携部は、大学内で開発して学生が利用している「Cloud Campus」などのシステムを他大学や一般企業向けに商品・サービスとして販売している。また、大学が制作し

た講義コンテンツやアプリケーションを Cloud Campus に搭載し、一般公開講座としても提供している。このように、本学の e ラーニング運営実績として蓄積された教育ノウハウやシステム資産を教育コンテンツとともに社外販売するだけでなく、Cloud Campus の導入企業が制作した実践的教育コンテンツを、本学を含む教育機関にも提供することで、产学連携の舞台裏方としての社会貢献に寄与している。

A-3-② 「Cloud Campus」事業の展開

产学教育連携部が承継した「Cloud Campus」事業に関しては、平成 29(2017)年 4 月より、従来まで学内で開発・運用してきた「Cloud Campus」を大幅にバージョンアップして、企業向けに先駆けて提供を開始している。そして、本学の学生には、その後の機能拡充を行った上で、平成 31(2019)年 4 月から本格導入している。

「Cloud Campus」は、学生が通学を一切せずに大学の学位取得ができるよう、本学が独自に開発した e ラーニングシステムであり、ビデオを主とする授業コンテンツの制作や配信、受講管理、小テストやレポートなどの課題やディベートの実施、及び成績評価が一つのプラットフォームに統合されている。また、顔認証と顔監視などによる厳格な本人確認によるオンライン試験システムも導入され、単位認定が可能な正規科目を包括的にオンラインで実施することも可能になっている。

高等教育機関では、すでに千葉工業大学、国際基督教大学、帝京平成大学、成蹊大学など、複数の大学や教育機関で利用が始まっており、教員が「Cloud Campus」で作成したビデオ講義を、授業参加前の学生にオンライン視聴させ、対面授業の時間では講義内容に関するディスカッションを集中的に行うなど、いわゆる「反転授業」としての教育効果向上の取組みが実践されている。これらの「Cloud Campus」活用事例については、平成 30(2018)年 7 月に、東京大学大学総合教育研究センターと本学との共催で、「Cloud Campus 教育研究ネットワーク・シンポジウム」(於：東京大学ダイワユビキタス学術研究館 3 階ホール)を開催し、オンライン教育を実践する大学の教員及び研究者が集まって発表と討議を行っている【資料 A-3-2】。また、平成 28(2016)年 5 月からの約 2 年間、東京大学大学総合教育研究センターとの共同研究契約で行った実証実験の成果については、一般社団法人 CIEC (コンピュータ利用教育学会) 主催の「2018 PC カンファレンス」(於：熊本大学)において共同発表をしている【資料 A-3-3】【資料 A-3-4】。

一般企業においても、企業内研修等への活用に「Cloud Campus」の導入が進められており、本学の本人確認試験システムが、法人が運営する教員資格認定試験等にも利用されている。「Cloud Campus」の提供は、利用可能な機能やコンテンツ制作者数、コース開講時間数の違いなどで分類した「エントリー」、「デパートメント」、「キャンパス」の三つの料金プランを用意している【資料 A-3-5】。一般的な e ラーニングシステムでは、ユーザ数に応じた従量課金制を採用していることが多いが、「Cloud Campus」では、受講者数を無制限で登録できるようにしておらず、中小企業だけでなく、従業員規模が 1 万人以上の大規模な法人顧客も社内の教育プラットフォームとして活用している。「Cloud Campus」の新規導入実績は、販売を開始した平成 29(2017)年度の 1 年目で計 38 件 (教育機関利用 8 件、企業利用 30 件)、平成 30(2018)年度の 2 年目で計 47 件 (教育機関利用 5 件、企業利用 42 件)、令和元(2019)年 5 月 1 日時点の継続利用数は計 81 件 (教育機関利用 11 件、企業利用 70

件) であり、これらの利用契約による収入も堅調に積み上がっており、Cloud Campus の機能拡張やオンライン教育に関する研究開発の重要な資金源となっている。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

産学教育連携部が承継した「Cloud Campus」事業は、他大学等との教育研究連携を行いつつ、企業向けの教育プラットフォームとしての販売提供数を堅調に増やし続けている。

「Cloud Campus」の新バージョンは、平成 31(2019)年 4 月から学内にも本格導入を開始したところであり、引き続き受講者や教職員、法人顧客等、ユーザの様々な意見を汲み取りながら利便性の向上を図り、製品としての完成度を高めていく。

そして、今後も産学教育連携部が中心となり、株式会社立大学ならではの教育事業展開として、国内外の他大学等との教育ネットワーク形成や専門職教育における企業との産学連携などを更に積極的に推進する。

[基準 A の自己評価]

基準 A 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学は「福岡アジアビジネス特区」を活用して設立した株式会社立大学であり、構造改革特別区域法に基づき、大学を適正かつ安定的、継続的に運営することを目的とした協定書を福岡市と締結している。地域社会との連携に関しては、福岡市との協定書に従い、地域の産業振興施策のため、福岡市と協力して公開セミナーや新規ビジネスの創業支援を取り組んできた実績がある。また、福岡市以外の地方自治体や各地の専門学校に対しても、企業や専門家との連携を行なながら、本学の e ラーニングシステムを活用して、地方創生のための IT 人材育成の協力も行っている。

高等教育機関との連携に関しては、平成 26(2014)年度以降、本学では国内 3 大学（千葉工業大学、帝京平成大学、国立佐賀大学）と段階的に単位互換協定を締結しており、協定校の学生は、本学が提供する e ラーニング科目を選択履修し、「特別聴講学生」として単位を修得できるようになっている。また、近年は韓国の漢陽サイバー大学とも教育研究交流協定を締結し、次世代 e ラーニングの導入に向けての意見交換やオンライン授業同士での単位互換制度の実施を検討するなど、ICT を利活用した質の高い高等教育を、国・地域を超えて提供するための方法について議論を進めている。

社会貢献に関わる付随事業としては、平成 31(2019)年 1 月から株式会社サイバー大学に設置者変更した後に、産学教育連携部を設立し、会社分割前の法人事業本部から「Cloud Campus」事業を承継している。これまで学内で開発・運用してきた「Cloud Campus」を大幅にバージョンアップし、平成 29(2017)年 4 月より学外向けに先行提供開始しており、他大学等との教育研究連携を行いつつ、企業向けの教育プラットフォームとしての販売提供数を堅調に増やし続けている。今後も産学教育連携部が中心となり、国内外の他大学等との教育ネットワーク形成や専門職教育における企業との産学連携などを更に積極的に推進することを目指している。

V. 特記事項

「No.1 インターネットオープンユニバーシティ」を目指して（中期目標より）

1. 完全インターネットによる教育機会提供～「自己の価値向上」の「学び」を支援～

平成 19(2007)年 4 月に開学したサイバー大学は、通学一切不要で学士号（IT 総合学）の取得が可能な完全インターネット制の大学である。親会社であるソフトバンクグループの事業資産を活かし、受講者が所有する様々な端末での学習を可能とした学習管理システム「Cloud Campus」を独自開発して、ICT 活用教育の発展に注力している。こうした新たな形の学修環境の構築により、多忙な社会人学生でも働きながら学修を継続することが可能であり、「建学の理念」に基づく本学設置会社の経営理念「情報革命で人々に学習の機会を」に則り、地理的・時間的な制約を受けずに幅広く大学教育の機会を提供している点が、本学の大きな個性・特色である。学長のリーダーシップの下、教職協働体制による大学運営の改善努力を継続してきた結果、令和元(2019)年 5 月 1 日時点の在学生数は 2,669 人（収容定員充足率 106.8%）に到達し、中長期的に財務基盤は盤石な状態である。

2. IT 分野での社会人のリカレント教育～高度 IT 人材育成 / 教育課程充実と質保証～

経済産業省による調査結果では、今後 IT 人材の不足が深刻化するという予測がされており、本学が教育目的に掲げる高度 IT 人材の育成は、社会的な要請に応えるものといえる。本学では、平成 28(2016)年 4 月に、IT リテラシーの総合的な向上を目指す「IT コミュニケーションコース」、平成 30(2018)年 4 月に、AI（人工知能）のアプリケーション開発や AI を用いた様々な課題解決について学ぶ「AI テクノロジープログラム」を新設し、近年、内閣府が提唱する「Society 5.0」で実現する社会への適応を見据えた教育課程の充実を図っている。教育実施体制として、本学では授業設計や制作に関わる教育質保証のガイドラインを各種整備しており、科目担当教員は、教育工学の専門性を有するインストラクションナルデザイナーの支援の下、授業コンテンツ制作を通して教授方法の工夫・開発に取組んでいる。プログラミング教育や卒業研究など、オンライン環境でのアクティブ・ラーニングの実践にも注力し、組織的に教育効果の向上に努めている。

3. 「Cloud Campus」構想～最先端の e ラーニングシステムによる产学教育連携～

本学の付随事業として、学内で開発・運用してきた「Cloud Campus」を大幅にバージョンアップし、平成 29(2017)年 4 月より学外提供を開始している。令和元(2019)年 5 月 1 日時点で、他大学や法人など 81 団体が利用中であり、販売提供数を堅調に増やし続けている。教育研究連携の実績では、平成 28(2016)年 5 月からの約 2 年間、東京大学大学総合教育研究センターと共同研究契約を締結し、教育コンテンツの共有や流通を可能とするプラットフォームの構築に関して実証実験を行ってきた。新しい「Cloud Campus」の外部評価としては、平成 29(2017)年 11 月に、一般社団法人日本 IMS 協会が主催する「第 2 回 IMS Japan 賞」（テクノロジーを活用し、教育分野に多大な貢献をした事例を顕彰する賞）の最優秀賞を受賞している。今後も株式会社立大学ならではの教育事業展開として、「Cloud Campus」の導入支援を通じて、他大学等との教育ネットワーク形成や専門職教育における企業との産学連携などを更に積極的に推進することを目指している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「学則」第 1 条に規定し、大学の目的・使命を明確化している。	1-1
第 85 条	○	「学則」第 3 条に規定し、教育研究上の基本組織（学部）として IT 総合学部を設置している。	1-2
第 87 条	○	「学則」第 18 条に規定し、「修業年限は 4 年」としている。	3-1
第 88 条	○	「学則」第 37 条に、本学の学生以外の者が、本学の科目等履修生として一定の単位を取得した後に本学に入学する場合の修業年限の通算について規定し、その期間は修業年限の 2 分の 1 を超えてはならないとしている。	3-1
第 89 条	○	「学則」第 38 条第 2 項、第 3 項及び「早期卒業に関する規程」に修業年限の特例について規定し、3 年以上在学した者が所定の単位を優れた成績で修得した場合に早期卒業を認めている。	3-1
第 90 条	○	本条のとおりに「学則」第 21 条に入学資格について規定し、これに則って受入を行っている。	2-1
第 92 条	○	「学則」第 10 条～第 12 条に規定し、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、その他事務職員等を配置している。また、「サイバー大学教員等任用規程」に教員の職位別の資格を定め、その基準に沿って任用している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	「学則」第 13 条及び「サイバー大学教授会規程」において、学長が決定を行うにあたり教授会の意見を聞く必要がある審議事項を定め、本条のとおり運用している。	4-1
第 104 条	○	「学則」第 39 条及び「サイバー大学学位規程」に規定するとおりに学位を授与している。	3-1
第 105 条	—	本学では、履修証明書の交付が可能な特別の課程を編成して実施していないため、該当しない。	3-1
第 108 条	—	本学は短期大学を設置していない。	2-1
第 109 条	○	「学則」第 2 条及び「サイバー大学事業統制企画室規程」に、本学の自己点検・評価等の実施と体制について規定し、点検・評価結果を大学ホームページで公開している。	6-2
第 113 条	○	大学ホームページ内に「教育情報の公表」ページを設けるほか、FD 活動のページや、学内研究誌「e ラーニング研究」のページ等において、本学の教育研究活動の状況に関して公表している。	3-2
第 114 条	○	「学則」第 10 条に、事務職員を配置することを規定し、事務職員及び技術職員は本条に定める役割を担っている。	4-1 4-3
第 122 条	○	「学則」第 26 条第 1 項(2)に、高等専門学校からの編入学につ	2-1

		いて定め、受入を行っている。	
第 132 条	○	「学則」第 26 条第 1 項 (3) に、専修学校の専門課程からの編入学について定め、受入を行っている。	2-1

学校教育法施行規則

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○ 本条の各項に定められた事項を「学則」に記載している（ただし、本条の第 9 項については、完全インターネット制大学であることから「寄宿舎」を設置していないため記載はない）。	3-1 3-2
第 24 条	— 本学に児童は在籍していない。指導要録に類するものとして、学生個々人のカルテ（学生カルテ）を作成し、指導状況に応じて教職員が所見を記録している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○ 「学則」第 46 条及び「学生の表彰および懲戒に関する細則」に、学生に対する懲戒の手続きについて学長が定め、厳格に運用している。	4-1
第 28 条	○ 本条項に記載されている表簿に相当するものを整備し、「情報資産管理台帳」に定める保管期間に則り、適正に管理している。	3-2
第 143 条	○ 「サイバー大学教授会規程」第 8 条に、教授会の代議機関として人事審議会の設置を規定し、「サイバー大学人事審議会規程」に従って実際に議決を行っている。	4-1
第 146 条	○ 「学則」第 37 条に、本学の科目等履修生として一定の単位を取得した後に本学に入学する場合の修業年限の通算について規定し、そのとおり運用している。	3-1
第 147 条	○ 「サイバー大学履修規程」において、成績評価の基準及び卒業要件、年間履修単位の上限を定め、公表している。また、早期卒業の成績条件は、「早期卒業に関する規程」に定め、厳格に審査している。	3-1
第 148 条	— 本学では修業年限が 4 年を超える学部を設置していないため、該当しない。	3-1
第 149 条	○ 本条に関わる修業年限の通算として、「学則」第 26 条第 2 項に編入学、転入学の受入に関して規定し、教授会の意見を聴いた上で学長が在学年数を決定している。	3-1
第 150 条	○ 本条に準拠して「学則」第 21 条に入学資格について規定し、これに則って受入を行っている。	2-1
第 151 条	— 本学では、「飛び入学」の制度を設けていないので、該当しない。	2-1
第 152 条	— 本学では、「飛び入学」の制度を設けていないので、該当しない。	2-1
第 153 条	— 本学では、「飛び入学」の制度を設けていないので、該当しない。	2-1
第 154 条	— 本学では、「飛び入学」の制度を設けていないので、該当しない。	2-1

第 161 条	○	「学則」第 26 条第 1 項(2)に、短期大学（外国の短期大学を含む）からの編入学について定め、受入を行っている。	2-1
第 162 条	○	本条に準拠して、「学則」第 26 条第 1 項(5)(6)に、本学以外の他の大学（外国の大学を含む）からの転入学について規定し、受入を行っている。	2-1
第 163 条	○	「学則」第 15 条に学年及び学期の始期・終期を規定し、同第 20 条において入学の時期を「学期の始め」としている。	3-2
第 164 条	—	本学では、履修証明書の交付が可能な特別の課程を編成して実施していないため、該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	使命・目的及び教育目的を踏まえ、「卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」を一貫性あるものとして定め、大学ホームページ及び大学ポートレートにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「学則」第 2 条及び「サイバー大学事業統制企画室規程」に、本学の自己点検・評価等の体制について規定し、認証評価に準拠した評価基準を設定して、点検・評価を行っている。	6-2
第 172 条の 2	○	本条に掲げられたすべての項目について、大学ホームページ内の「教育情報の公表」ページで公開している。また、学生が修得すべき知識及び能力に関する情報として、「学修成果の検証結果」を積極的に公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「学則」第 39 条及び「サイバー大学学位規程」に定め、卒業証書・学位記を授与している。	3-1
第 178 条	○	「学則」第 26 条第 1 項(2)に、高等専門学校からの編入学について定め、3 年次編入として受入を行っている。	2-1
第 186 条	○	「学則」第 26 条第 1 項(3)に、専修学校の専門課程からの編入学について定め、3 年次編入として受入を行っている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	本学は、「学校教育法」その他の法令の規定によるほか、「大学設置基準」の定めるところにより設置されており、その水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	「学則」第 3 条第 3 項に、本学に設置する学部学科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入試判定委員会を整備し、「志望動機チェックリスト及び判定ルール」の評価基準に基づく判定を行い、その判定結果について教授	2-1

		会で意見を聴いた上で学長が合否を決定している。	
第 2 条の 3	○	「学則」第 10 条に本学の教職員について定め、「組織規程」及び「組織図」に定めるとおり、教員と事務職員等の適切な役割分担及び協働体制をとっている。	2-2
第 3 条	○	「学則」第 3 条に定めるとおり、教育研究上の基本組織（学部）として IT 総合学部を設置し、収容定員に適する教員組織と教員数を配備している。	1-2
第 4 条	○	「学則」第 3 条に定めるとおり、IT 総合学部に IT 総合学科を設置し、専攻分野の教育研究に必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	本学では、学科に代わる課程を設けていないため、該当しない。	1-2
第 6 条	—	本条に該当する学部以外の教育研究上の基本となる組織を設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	「学則」第 10 条に規定された教員について必要な数を確保し、「サイバー大学教員等任用規程」に基づき、職位や年齢構成のバランスも考慮しながら任用を行っている。	3-2 4-2
第 10 条	○	「主要授業科目」については、原則として専任の教授または准教授を配置している（必修 1 科目「会計簿記入門」のみ、平成 30（2018）年度末に専任の教授が退職したことにより、兼任の実務家教員が担当）。また、卒業研究科目では、専任の助教が授業運営の補助を行っている。	3-2 4-2
第 11 条	—	授業を担当しない教員はいないため、該当しない。	3-2 4-2
第 12 条	○	本学の専任教員は、本学に限り、専ら教育研究活動に従事する者を適切に任用している。	3-2 4-2
第 13 条	—	本学は通信教育学部のみを置く大学のため、本条に該当しない。 「大学通信教育設置基準」第 9 条及び同別表第一に従って、専任教員数・教授数を確保している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	「学則」第 14 条に規定するとおり、学校法人の理事会に相当する機関である取締役会の審議にて、人格、学識、大学運営に関する識見を考慮した選任を行っている。	4-1
第 14 条	○	「サイバー大学教員等任用規程」第 11 条に、本条に準拠した教授の資格を定め、任用している。	3-2 4-2
第 15 条	○	「サイバー大学教員等任用規程」第 12 条に、本条に準拠した准教授の資格について定め、任用している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「サイバー大学教員等任用規程」第 13 条に、本条に準拠した講師の資格について定め、任用している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「サイバー大学教員等任用規程」第 14 条に、本条に準拠した助教の資格について定め、任用している。	3-2 4-2

第 17 条	○	「サイバー大学教員等任用規程」第 15 条に、本条に準拠した助手の資格について定め、任用している。	3-2 4-2
第 18 条	○	「学則」第 3 条第 2 項に、本学の収容定員、入学定員、編入学定員について定め、適正な管理に努めている。	2-1
第 19 条	○	「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」を策定し、専門科目及び語学・教養科目の教育課程を体系的に編成している。	3-2
第 20 条	○	「学則」第 27 条及び「サイバー大学履修規程」に、科目区分、必修・選択、配当年次等を定め、教育課程を編成している。	3-2
第 21 条	○	本条のとおり、「学則」第 29 条、第 30 条に、単位の基準及び授業科目の単位について規定し、単位の実質化のため、必要な授業時間を担保するとともに、シラバスにて授業時間外学修を指示している。	3-1
第 22 条	—	本学は通信教育学部のみを置く大学のため、本条に該当しない。「大学通信教育設置基準」第 4 条に従い、定期試験を含め、年間を通じて適切に授業を行っている。また、「学則」第 15 条第 1 項に、学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わると定めている。	3-2
第 23 条	—	本学は通信教育学部のみを置く大学のため、本条に該当しない。「大学通信教育設置基準」第 4 条及び第 13 条に従い、定期試験を含め、適切に授業を行っている。また、「学則」第 15 条第 2 項に、学期ごとの授業期間を定めている。	3-2
第 24 条	○	本学は、インターネットのみで授業を行う大学であるため、教室の大きさに制限を受けることがない。代わりに、24 時間以内に質問回答を対応可能な TA（ティーチングアシスタント）を必要数配置し、教育効果を十分あげられるように適切に管理している。	2-5
第 25 条	○	本学は、インターネット大学であるため、メディアを高度に利用した授業（講義・演習）を開講し、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行っている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学生に対し、学事スケジュールを予め提示するとともに、各科目のシラバスで授業の方法、内容、計画、学修の成果に係る評価基準を明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	教育内容等の改善のため、FD 専門部会により定期的に FD 研究会/研修会を開催している。開講中の全授業科目の視聴権限を教員に提供するとともに、授業評価アンケート結果や受講継続率（ドロップアウト率）も教員にすべて参照できるようにして、教員間のピア・レビューを可能としている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	本学では、すべての科目をインターネット経由で 24 時間いつでも受講できるようにしているため、該当しない。	3-2

第 27 条	○	「サイバー大学履修規程」第 9 条に定めるとおり、各科目の最後に定期試験を行っている。各回講義で実施する課題の評価と定期試験の評価をシラバスに定める成績評価割合で換算した結果、「学則」第 31 条の合格基準に達した者に単位を与えていた。卒業研究（ゼミナール）は、学生間のディスカッション、プレゼンテーション発表、論文形式の最終成果物の提出を修了要件に定め、学修の成果を総合的に評価して単位を与えていた。	3-1
第 27 条の 2	○	「学則」第 32 条に履修科目の上限について規定し、「サイバー大学履修規程」第 16 条のとおり、「入学学期から 1 年毎に区分して上限を 45 単位」としている。また、所定の単位を優れた成績で修得した学生については、全学運営委員会の審議を経て、学長が上限を超える履修科目の登録を例外的に認めている。	3-2
第 28 条	○	本条のとおり、「学則」第 33 条に、他大学または短期大学における授業科目の修得単位に関する取扱いについて定め、「既修得単位等の単位認定に関する細則」及び「単位認定ガイドライン」に従って厳格に単位認定審査を行っている。	3-1
第 29 条	○	本条のとおり、「学則」第 34 条に、大学以外の教育施設等における学修に関する取扱いについて定め、「既修得単位等の単位認定に関する細則」及び「単位認定ガイドライン」に従って厳格に単位認定審査を行っている。	3-1
第 30 条	○	本条のとおり、「学則」第 35 条に、入学前の既修得単位等に関する取扱いについて定め、「既修得単位等の単位認定に関する細則」及び「単位認定ガイドライン」に従って厳格に単位認定審査を行っている。	3-1
第 30 条の 2	○	本学では、社会人学生が 60%以上を占めているため、在学年限 8 年の範囲で、計画的な長期履修を認めている。ただし、計画的の履修を促すため、「サイバー大学履修規程」別表 3 のとおり、在学年数に応じた基準修得単位数を定め、履修指導を行っている。	3-2
第 31 条	○	「学則」第 47 条及び「サイバー大学科目等履修生・特修生規程」に定めるとおり、収容定員の適正管理を行いつつ科目等履修生を受入れ、正科生と同じ成績評価基準で合格した者に単位を与えていた。	3-1 3-2
第 32 条	○	本条のとおり、「学則」第 38 条に卒業要件単位数を定め、運用している。本学の場合は、「大学通信教育設置基準」第 3 条及び第 6 条が適用されるため、124 単位すべてをメディア授業により修得可としている。	3-1
第 33 条	—	本学では、授業時間の履修をもって単位の修得に代える科目は設置していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	—	本学は通信教育学部のみを置く大学のため、本条に該当しない。	2-5

		「大学通信教育設置基準」第11条に従い、教育に支障のないものとしている。	
第35条	—	本学は通信教育学部のみを置く大学のため、本条に該当しない。 「大学通信教育設置基準」第11条に従い、教育に支障がないため、運動場は設けていない。	2-5
第36条	○	本学はインターネットのみで授業を行う大学であるが、大学設置認可申請のとおり、本条に規定された専用の施設を福岡キャンパスに備えている。	2-5
第37条	—	本学は通信教育学部のみを置く大学のため、本条に該当しない。 「大学通信教育設置基準」第11条に従い、教育に支障のないものとしている。	2-5
第37条の2	—	本学は、インターネット等のみを用いて授業を行う大学の設置における校舎等施設に係る要件の弾力化（特例措置番号832）の適用を受けて開学しているため、校舎面積の要件は該当しない。（本特例措置は、平成26（2014）年4月より全国展開され、改正後の「大学通信教育設置基準」第10条第2項が適用されている）	2-5
第38条	○	「学則」第4条に規定するとおり、附属図書館を設置し、18,000冊以上の図書を系統的に備えている。専門の担当スタッフを配置し、図書郵送貸出の実施、電子書籍・電子ジャーナルの提供など、全国在住の学生が利用できるサービスを行っている。私立大学図書館協会に加盟して情報収集を行うとともに、紹介状発行サービスによる他大学図書館等との連携にも努めている。	2-5
第39条	—	該当の学部、学科を設けていないため、該当しない。	2-5
第39条の2	—	薬学に関する学部、学科を設けていないため、該当しない。	2-5
第40条	—	通信教育学部のみを置く大学であり、機械、器具及び標本が必要な学部、学科を設けていないため、該当しない。	2-5
第40条の2	—	通信教育学部のみを置く大学のため、該当しない。	2-5
第40条の3	○	本学では、インターネット等のみを用いて授業を行うための教育研究環境の整備を目的に、学習管理システムの開発・保守に要する経費を毎年度確保している。	2-5 4-4
第40条の4	○	大学、学部及び学科の名称は、大学の掲げる教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第41条	○	「学則」第9条及び「組織規程」において、本学の事務局について定め、事務組織の役割に応じた職員を適切に配置している。	4-1 4-3
第42条	○	「学則」第6条に定めるとおり、学生の厚生補導を行うための職員を置く組織として、学生サポートセンターを設置している。	2-4 4-1
第42条の2	○	「学則」第6条に規定する学生サポートセンター、並びに第5条に規定する授業サポートセンターが連携し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制を整えている。また、	2-3

		教職混成の「若年層学生就職支援プロジェクトチーム」を発足し、演習科目「就職活動実践演習」を開講している。	
第 42 条の 3	○	①全体研修、②専門技術のスキルアップ研修、③管理職研修など、部門別・階層別に職員（役職教員を含む）の研修を実施している。また、親会社の人材育成機関「ソフトバンクユニバーシティ」等の研修プログラムも活用している。	4-3
第 43 条	—	他大学との協定による単位互換制度はあるが、共同教育課程の体制は整備していないため、該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程の体制は整備していないため、該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程の体制は整備していないため、該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程の体制は整備していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程の体制は整備していないため、該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程の体制は整備していないため、該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程の体制は整備していないため、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	本学の IT 総合学部は、工学に関する学部ではあるが、大学院を設けていないので、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	本学の IT 総合学部は、工学に関する学部ではあるが、大学院を設けていないので、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	本学では、「大学設置基準」第 5 条に定められた学科に代わる課程を設けていないため、該当しない。	4-2
第 57 条	—	外国に学部、学科その他の組織を設けていないため、該当しない。	1-2
第 58 条	—	本学は「学校教育法」第 103 条に定められた大学ではないため、該当しない。	2-5
第 60 条	—	すでに大学を設置してから完成年度を超えていたため、該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
○	「学則」第 39 条及び「サイバー大学学位規程」に定めるとおり、本学を卒業した者に学士の学位を授与している。	3-1
○	「サイバー大学学位規程」第 4 条に定める専攻分野の名称（IT 総合学）を卒業証書・学位記に付記している。	3-1
○	「サイバー大学学位規程」に、学位授与について必要な事項を定め、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法 該当なし（本学は株式会社立の大学のため、対象外）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	—	—	5-2 5-3
第 36 条	—	—	5-2
第 37 条	—	—	5-2 5-3
第 38 条	—	—	5-2
第 39 条	—	—	5-2
第 40 条	—	—	5-2
第 41 条	—	—	5-3
第 42 条	—	—	5-3
第 43 条	—	—	5-3
第 44 条	—	—	5-3
第 45 条	—	—	5-1
第 46 条	—	—	5-3
第 47 条	—	—	5-1
第 48 条	—	—	5-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—	—	1-1
第 100 条	—	—	1-2
第 102 条	—	—	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—	—	2-1
第 156 条	—	—	2-1
第 157 条	—	—	2-1
第 158 条	—	—	2-1
第 159 条	—	—	2-1
第 160 条	—	—	2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	—	6-2 6-3
第 1 条の 2	—	—	1-1 1-2
第 1 条の 3	—	—	2-1
第 1 条の 4	—	—	2-2
第 2 条	—	—	1-2
第 2 条の 2	—	—	1-2
第 3 条	—	—	1-2
第 4 条	—	—	1-2
第 5 条	—	—	1-2
第 6 条	—	—	1-2
第 7 条	—	—	1-2
第 7 条の 2	—	—	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	—	1-2 3-2 4-2
第 8 条	—	—	3-2 4-2
第 9 条	—	—	3-2 4-2
第 10 条	—	—	2-1
第 11 条	—	—	3-2
第 12 条	—	—	2-2 3-2
第 13 条	—	—	2-2 3-2
第 14 条	—	—	3-2
第 14 条の 2	—	—	3-1
第 14 条の 3	—	—	3-3 4-2
第 15 条	—	—	2-2 2-5 3-1

			3-2
第 16 条	—	—	3-1
第 17 条	—	—	3-1
第 19 条	—	—	2-5
第 20 条	—	—	2-5
第 21 条	—	—	2-5
第 22 条	—	—	2-5
第 22 条の 2	—	—	2-5
第 22 条の 3	—	—	2-5 4-4
第 22 条の 4	—	—	1-1
第 23 条	—	—	1-1 1-2
第 24 条	—	—	2-5
第 25 条	—	—	3-2
第 26 条	—	—	3-2
第 27 条	—	—	3-2 4-2
第 28 条	—	—	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	—	2-5
第 30 条	—	—	2-2 3-2
第 31 条	—	—	3-2
第 32 条	—	—	3-1
第 33 条	—	—	3-1
第 34 条	—	—	2-5
第 34 条の 2	—	—	3-2
第 34 条の 3	—	—	4-2
第 42 条	—	—	4-1 4-3
第 43 条	—	—	4-3
第 45 条	—	—	1-2
第 46 条	—	—	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	—	6-2 6-3
第 2 条	—	—	1-2
第 3 条	—	—	3-1
第 4 条	—	—	3-2 4-2
第 5 条	—	—	3-2 4-2
第 6 条	—	—	3-2
第 7 条	—	—	2-5
第 8 条	—	—	2-2 3-2
第 9 条	—	—	2-2 3-2
第 10 条	—	—	3-1
第 11 条	—	—	3-2 3-3 4-2
第 12 条	—	—	3-2
第 13 条	—	—	3-1
第 14 条	—	—	3-1
第 15 条	—	—	3-1
第 16 条	—	—	3-1
第 17 条	—	—	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	—	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	—	2-1
第 20 条	—	—	2-1
第 21 条	—	—	3-1
第 22 条	—	—	3-1

第 23 条	—	—	3-1
第 24 条	—	—	3-1
第 25 条	—	—	3-1
第 26 条	—	—	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	—	3-1
第 28 条	—	—	3-1
第 29 条	—	—	3-1
第 30 条	—	—	3-1
第 31 条	—	—	3-2
第 32 条	—	—	3-2
第 33 条	—	—	3-1
第 34 条	—	—	3-1
第 42 条	—	—	6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条	—	3-1
第 4 条	—	3-1
第 5 条	—	3-1
第 12 条	—	3-1

大学通信教育設置基準

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
○	本学は「大学通信教育設置基準」に規定された事項を満たして設置された大学であり、その水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
○	本学が設置する IT 総合学部で扱う専攻分野は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野である。	3-2
○	本学では、すべての授業科目を「メディアを利用して行う授業」により実施している。	2-2 3-2
○	年間の授業期間については「学則」第 15 条に規定し、定期試験を含む授業は「学事スケジュール」に沿って年間を通じて適切に行われている。	3-2
○	本学が行うメディア授業の単位は、「大学設置基準」第 21 条第 2 項の定めに基づき、「学則」第 29 条、第 30 条に規定し、計算して	3-1

		いる。単位の実質化のため、必要な授業時間を担保するとともに、シラバスにて授業時間外学修を指示している。 卒業研究（ゼミナール）は、学生間のディスカッション、プレゼンテーション発表、論文形式の最終成果物の提出を修了要件に定め、学修の成果を総合的に評価して単位を与えていた。	
第 6 条	○	「大学設置基準」第 32 条第 1 項の定めに基づき、卒業の要件について「学則」第 38 条に定め、運用している。本条第 2 項の 30 単位分も含め、124 単位すべてをメディア授業により修得可としている。	3-1
第 7 条	○	本学では、「大学設置基準」第 29 条に基づき、「学則」第 34 条に、大学以外の教育施設等における学修に関する取扱いについて定めるとともに、本条にあるとおり、「既修得単位等の単位認定に関する細則」及び「単位認定ガイドライン」による基準を本学が整備して厳格に単位認定審査を行っている。	3-1
第 9 条	○	本条の別表第一に規定された専任教員数及び教授数を満たしている。また、「学則」第 47 条、「サイバー大学科目等履修生・特修生規程」に定めるとおり、教育に支障のない範囲で科目等履修生を受入れている。	3-2 4-2
第 10 条	○	本学は、通信教育学部のみを置く大学であって、インターネット等のみを用いて授業を行っているため、本条第 2 項に該当し、校舎等の施設面積の要件を満たさなくても良いものとされている（法改正前は、特例措置番号 832 の適用を受けて開学）。	2-5
第 11 条	○	本学は、通信教育学部のみを置く大学であり、教育に支障がないため、運動場を設けていない。校地の面積も教育に支障がない。	2-5
第 12 条	○	「学則」第 5 条に規定された授業サポートセンター内に TA（ティーチングアシスタント）と LA（ラーニングアドバイザー）を配置し、教員と協働して添削等の指導や教育相談を円滑に処理している。	2-2 3-2
第 13 条	○	「大学設置基準」に定められた事項を遵守している。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表F-1】	理事長名、学長名等	
【表F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表F-3】	外部評価の実施概要	
【表2-1】	学部、学科別在籍者数（過去5年間）	
【表2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去3年間）	該当なし
【表2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去3年間）	
【表2-4】	就職相談室等の状況	
【表2-5】	就職の状況（過去3年間）	
【表2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表2-11】	図書館の開館状況	
【表2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表3-1】	授業科目の概要	
【表3-2】	成績評価基準	
【表3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料F-1】	寄附行為	該当なし
【資料F-2】	大学案内	
	サイバー大学 大学案内パンフレット [2018.10] サイバー大学 大学案内パンフレット [2019.4]	
【資料F-3】	大学学則、大学院学則	
	サイバー大学学則	
【資料F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	

	2019年度春学期募集要項 [2018.10] 2019年度秋学期募集要項 [2019.4] 2019年度春学期募集要項(併修生) [2018.6]	
【資料F-5】	学生便覧 サイバー大学2019年度春学期履修登録案内 IT総合学部新入生 IT総合学部2011年度以降入学 IT総合学部2010年度以前入学 【Cloud Campus】初期設定マニュアル サイバー大学「Cloud Campus」操作マニュアル サイバー大学期末試験受験マニュアル	
【資料F-6】	事業計画書 サイバー大学事業計画書[平成27(2015)年度～平成29(2017)年度] サイバー大学事業計画書[平成30(2018)年度～令和2(2020)年度] 株式会社サイバー大学 中期事業計画 2019年1月度取締役会 第5号議案(資料)	
【資料F-7】	事業報告書 第14期 事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書 H3004-H3103(サイバーユニバーシティ株式会社) 第1期 事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書 H3011-H3103(株式会社サイバー大学) 「サイバー大学中期目標(2015年度～2017年度)」に基づく事業計画の進捗状況	
【資料F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 大学ホームページ「施設案内」 https://www.cyber-u.ac.jp/about/support_facilities.html サイバー大学福岡キャンパス(図面) サイバー大学東京オフィス(図面)	
【資料F-9】	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など) 規程一覧	
【資料F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料 平成30(2018)年度 取締役会実施状況 平成30年度 取締役会構成員の開催会議参加状況 平成30(2018)年度 経営会議実施状況(2018年4月～12月) 平成30(2018)年度 経営会議実施状況(2019年1月～3月) 平成30年度 経営会議構成員の参加状況	
【資料F-11】	決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年間) 決算書(2014年度～2018年度) 第1期 事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書 H3011-H3103(株式会社サイバー大学) 第14期 事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書 H3004-H3103(サイバーユニバーシティ株式会社) 第13期 事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書 H2904-H3003(サイバーユニバーシティ株式会社) 第12期 事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書 H2804-H2903(サイバーユニバーシティ株式会社) 第11期 事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書 H2704-H2803(サイバーユニバーシティ株式会社) 第10期 事業報告、財務諸表、財務諸表に係る附属明細書 H2604-H2703(サイバーユニバーシティ株式会社) 監事監査報告書(2014年度～2018年度) 第1期 監査報告書、第1期 独立監査人の監査報告書	

	第14期 監査報告書、第14期 独立監査人の監査報告書 第13期 監査報告書、第13期 独立監査人の監査報告書 第12期 監査報告書、第12期 独立監査人の監査報告書 第11期 監査報告書、第11期 独立監査人の監査報告書 第10期 監査報告書、第10期 独立監査人の監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） サイバー大学履修規程 サイバー大学 IT 総合学部 全科目一覧 [2019年3月現在] 2019年度春学期シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針） カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針） 大学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」 https://www.cyber-u.ac.jp/about/policy.html	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 【認可】改善意見等対応状況報告書（平成27年5月1日）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 認証評価結果に対する改善報告書（平成27年7月15日）	

基準1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	サイバー大学学則 第1条（目的・使命）、第3条（教育研究上の目的）	
【資料 1-1-2】	大学ホームページ「大学概要」 建学の理念 目的・使命 教育目的（教育研究上の目的） https://www.cyber-u.ac.jp/about/#outline	
【資料 1-1-3】	大学ホームページ「プレスリリース：会社分割による事業承継 および役員人事に関するお知らせ」 https://www.cyber-u.ac.jp/information/001384-2.html 2019年1月1日付けでの会社吸収分割によりサイバーユニバーシティ株式会社の教育事業を承継する件 株式会社サイバー大学臨時株主総会 第1号議案（2018年11月26日）（資料、議事録）	
【資料 1-1-4】	経営理念策定 2015年9月度取締役会 第1号報告（資料、議事録）	
【資料 1-1-5】	株式会社サイバー大学ホームページ「経営理念」 https://pro.cyber-u.ac.jp/corporate/mission/	
【資料 1-1-6】	アドミッション・ポリシー サイバー大学 大学案内パンフレット [2019.4] p. 3	
【資料 1-1-7】	サイバー大学 地域別正科生の分布状況	
【資料 1-1-8】	大学ホームページ「学長のあいさつ」 https://www.cyber-u.ac.jp/about/#message	
【資料 1-1-9】	建学の理念・目的と使命・三つの方針の改定 2018年度第5回教授会 第4号議案（資料、議事録）	
【資料 1-1-10】	文部科学省への世界遺産学部廃止届出について 2019年4月度取締役会 第2号報告（資料、議事録）	
【資料 1-1-11】	世界遺産学部の廃止 2019年度第1回教授会 第8号報告（資料、議事録）	

【資料 1-1-12】	大学ホームページ「学生データ：数字で見る、サイバー大学：学生データ」 https://www.cyber-u.ac.jp/about/aspect_curriculum.html#studentData	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	サイバー大学教授会規程	
【資料 1-2-2】	サイバー大学全学運営委員会規程	
【資料 1-2-3】	経営理念策定 2015年9月度取締役会 第1号報告（資料、議事録）	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-4】	学生サポート「規程・マニュアル」 https://sites.google.com/cyber-u.ac.jp/students/site/regulation	
【資料 1-2-5】	学則変更を教職員、学生へ周知「お知らせ」	
【資料 1-2-6】	大学ホームページ「教育情報の公表」 https://www.cyber-u.ac.jp/about/publication.html	
【資料 1-2-7】	サイバー大学 大学案内パンフレット [2018.10] サイバー大学 大学案内パンフレット [2019.4]	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-8】	2019年度春学期募集要項 [2018.10] p.2	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-9】	大学ポートレート「サイバー大学」（基本情報） https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/2868/2868.html	
【資料 1-2-10】	サイバー大学中期目標 [2018年度～2020年度] 「サイバー大学中期目標（2015年度～2017年度）」に基づく事業計画の進捗状況	
【資料 1-2-11】	2019年度上期キックオフ資料（2019年5月）	
【資料 1-2-12】	大学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-13】	建学の理念・目的と使命・三つの方針の改定 2018年度第5回教授会 第4号議案（資料、議事録）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-2-14】	新コース開設（ITコミュニケーションコース） 2015年度第3回 IT総合学部運営委員会 第2号議案（資料、議事録） 2015年度第4回教授会 第2号議案（資料、議事録）	
【資料 1-2-15】	新プログラム開設（AIテクノロジープログラム） 2017年度第5回 IT総合学部運営委員会 第3号議案（資料、議事録） 2017年度第6回教授会 第2号議案（資料、議事録）	
【資料 1-2-16】	組織図（2019年4月）	
【資料 1-2-17】	組織規程、組織規程別表業務分掌表	
【資料 1-2-18】	サイバー大学学部運営委員会規程	
【資料 1-2-19】	サイバー大学FD専門部会	
【資料 1-2-20】	サイバー大学語学専門部会	
【資料 1-2-21】	サイバー大学教養専門部会	
【資料 1-2-22】	サイバー大学学生専門部会	
【資料 1-2-23】	専門部会設置状況 2013年度第10回全学運営委員会 第2号報告（資料） 専門部会設置状況と構成員（2019年4月） 2019年度第1回教授会 第7号報告（資料）	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学ホームページ「大学概要」	【資料 1-1-2】と同じ

	建学の理念 目的・使命 教育目的（教育研究上の目的）	
【資料 2-1-2】	建学の理念・目的と使命・三つの方針の改定 2018 年度第 5 回教授会 第 4 号議案（資料、議事録）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 2-1-3】	大学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-4】	2019 年度春学期募集要項〔2018.10〕 p.2	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	大学ホームページ「収容定員・入学者数」 https://www.cyber-u.ac.jp/about/number.html	
【資料 2-1-6】	大学ホームページ「入学案内」 https://www.cyber-u.ac.jp/entrance/ 大学ホームページ「入学手続サイト」 https://www.cyber-u.ac.jp/apply/	
【資料 2-1-7】	入学手続サイト「志望動機入力」画面 https://www.cyber-u.ac.jp/apply/	
【資料 2-1-8】	入試判定委員会 志望動機チェックリスト及び判定ルール (2018 年 12 月 5 日) 入学者選抜方法 2013 年度臨時教授会 (2013/7/29)（資料、議事録）	
【資料 2-1-9】	サイバー大学入試判定委員会規程	
【資料 2-1-10】	志望動機分析結果 (2018 年度春学期、2018 年度秋学期、2019 年度春学期) 2019 年度春学期学生募集報告 2019 年 4 月度取締役会 第 1 号報告（資料）	
【資料 2-1-11】	サイバー大学 大学案内パンフレット〔2019.4〕 p.34 「キャリアサポート」	
【資料 2-1-12】	大学ホームページ「学生データ：数字で見る、サイバー大学：学生データ」	【資料 1-1-12】と同じ
【資料 2-1-13】	2019 年度春学期募集 出願者動向分析	
【資料 2-1-14】	大学ホームページ「AI をビジネスで使いこなす。AI テクノロジープログラム」 https://www.cyber-u.ac.jp/sp/ai/ 大学ホームページ「サイバー大学だからできる新しい学びのカタチ」 https://www.cyber-u.ac.jp/sp/manbi/	
【資料 2-1-15】	入学定員内訳変更 2018 年度第 5 回教授会 第 5 号議案（資料、議事録）	
【資料 2-1-16】	2019 年度春学期募集要項（併修生）〔2018.6〕	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-17】	サイバー大学併修に関する授業料等減免規程 「サイバー大学併修に関する授業料等減免規程」制定 2014 年度第 9 回教授会 第 3 号議案（資料、議事録） 「サイバー大学併修に関する授業料等減免規程」改定 2016 年度第 9 回教授会 第 3 号議案（資料、議事録）	
【資料 2-1-18】	専門学校提携校併修生出願状況および履修継続状況 2018 年度第 12 回 IT 総合学部運営委員会 第 4 号報告（資料）	
【資料 2-1-19】	サイバー大学科目等履修生・特修生規程 第 13 条（特修生の正科生入学資格要件） 特修生を経た正科生入学資格要件制定の件 2013 年度第 1 回教授会 第 2 号議案（資料、議事録）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	サイバー大学授業サポートセンター規程	
【資料 2-2-2】	メンター業務ガイドライン	
【資料 2-2-3】	サイバー大学システムサポートセンター規程	
【資料 2-2-4】	サイバー大学学生サポートセンター規程	

【資料 2-2-5】	カテゴリ推移（システムサポートセンター問合せ内容）	
【資料 2-2-6】	休退学に関するヒアリング報告 2018年度第1回教授会 第2号報告（資料）	
【資料 2-2-7】	ティーチングアシスタント月額対価（目安）	
【資料 2-2-8】	履修相談会（オリエンテーション資料）	
【資料 2-2-9】	履修相談窓口 https://sites.google.com/cyber-u.ac.jp/la-form	
【資料 2-2-10】	2018年度春学期：LA奨励メール（例）	
【資料 2-2-11】	2018年度履修相談対応件数	
【資料 2-2-12】	退学・除籍理由分析（直近5ヶ年） 2019年5月度学生専門部会 第1号報告（資料）	
【資料 2-2-13】	安間文彦「オンライン大学における初年次必修科目の受講ペースと修学状況との関連」教育システム情報学会第43回全国大会講演論文集、2018年9月, pp. 339-340 米山あかね「学習履歴から見るドロップアウト傾向」平成28年度日本通信教育学会研究論集、2017年6月, pp. 60-65 河内一了「学生情報を活用した学習支援体制の構築」私立大学情報教育協会 教育改革ICT戦略大会、2014年9月, pp. 222-223	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	教養履修ハンドブック【2011年度以降入学生用】	
【資料 2-3-2】	サイバー大学履修規程 別表2	
【資料 2-3-3】	学生サポート「就職相談窓口」 https://sites.google.com/cyber-u.ac.jp/students/site/career/placement-office	
【資料 2-3-4】	職業紹介業務運営規程	
【資料 2-3-5】	無料職業紹介事業における個人情報適正管理規程	
【資料 2-3-6】	ソフトバンク『就活インターネット』について https://www.cyber-u.ac.jp/feature/experience.html ソフトバンク「就活インターネット」参加学生の募集について 就労体験型『就活インターネット』 ソフトバンクC&S「短期就労型インターネットシップ」参加学生の募集について サイバー大学『短期就労型インターネットシップ』	
【資料 2-3-7】	就労体験型『就活インターネット』応募条件 サイバー大学『短期就労型インターネットシップ』応募条件	
【資料 2-3-8】	2017年度 就職支援就職支援セミナーの実施報告 2018年度 サイバー大学就職支援セミナー 2018年度臨時全学運営委員会（2018年9月26日）第1号報告（資料）	
【資料 2-3-9】	Webオリエンテーション 就職支援サービスのご案内 株式会社ジールキャリア 株式会社パソナテック（新卒自社採用） 株式会社パソナテック（中途自社採用） 株式会社パソナテック（エージェントサービス）	
【資料 2-3-10】	2018年度 パソナテック求人紹介月例メール 振り返り	
【資料 2-3-11】	2018年度：就職実績（就職相談窓口支援実績）	
【資料 2-3-12】	オリエンテーションで配布する若年層向け資料（1） 各種キャリアサポート制度について 卒業生の活躍先について 「就職活動実践演習」スタート！ 卒業生の声 大学ホームページ「サイバー大学Life：学生の声」	

	https://www.cyber-u.ac.jp/cu_life/interview/person_048.html	
【資料 2-3-13】	オリエンテーションで配布する若年層向け資料（2） 就職活動を意識した教養科目履修プラン 就職活動を意識した履修計画の立て方～卒業までの単位モデル～ 就職活動に役立つ資格取得を目指してみよう	
【資料 2-3-14】	若年層 就職活動意識調査結果	
【資料 2-3-15】	2018 年度 就活定期便 配信実績	
【資料 2-3-16】	サイバー大学 キャリタス UC	
【資料 2-3-17】	「就職活動実践演習」シラバス 教養科目 新規開講 2018 年度第 5 回教授会 第 3 号議案（資料、議事録）	
【資料 2-3-18】	2018 年度 サイバー大学 学生アンケート集計結果（学生生活全般に関する満足度アンケート：全学生アンケート）設問 21	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	サイバー大学学生サポートセンター規程	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-4-2】	サイバー大学学生専門部会	【資料 1-2-22】と同じ
【資料 2-4-3】	サイバー大学福岡キャンパス（図面）	
【資料 2-4-4】	サイバー大学学則 別表 2（学費等）	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-5】	サイバー大学 2019 年度春学期履修登録案内（IT 総合学部新入生）、p. 30 「Office 365 の利用」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-6】	学生サポート「トップページ」 https://sites.google.com/cyber-u.ac.jp/students/site 学生サポート「インターラッジコード」 https://sites.google.com/cyber-u.ac.jp/students/site/intercollegiate	
【資料 2-4-7】	サイバー大学 2019 年度春学期履修登録案内（IT 総合学部新入生）、p. 29 「タブレット配布」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-8】	大学ホームページ「奨学金（日本学生支援機構）」 https://www.cyber-u.ac.jp/tuition/scholarship.html	
【資料 2-4-9】	日本学生支援機構奨学金 2016-18 年度採用者	
【資料 2-4-10】	大学ホームページ「学業優秀者奨学金」 https://www.cyber-u.ac.jp/tuition/excellence.html	
【資料 2-4-11】	大学ホームページ「学資ローン（オリコ）」 https://www.cyber-u.ac.jp/tuition/studentloan.html	
【資料 2-4-12】	オリコ学費サポートプラン実績	
【資料 2-4-13】	学生サポート「国の教育ローン」 https://sites.google.com/cyber-u.ac.jp/students/site/scholarship/jfc	
【資料 2-4-14】	学生サポート「就職相談窓口」	【資料 2-3-3】と同じ
【資料 2-4-15】	大学ホームページ「Google+サイバー大学公式コミュニティ」 https://www.cyber-u.ac.jp/cu_life/#culifeCommunity	
【資料 2-4-16】	「Google+サイバー大学公式コミュニティ」参加方法について サイバー大学公式コミュニティ（SNS）での交流状況	
【資料 2-4-17】	2019 年 3 月卒業生進路の件④：総卒業生数 2019 年度第 1 回教授会 第 2 号報告（資料）	
【資料 2-4-18】	大学ホームページ「卒業生 生涯学習プログラム」 https://www.cyber-u.ac.jp/feature/grad_service.html	
【資料 2-4-19】	サイバー大学同窓会会則	
【資料 2-4-20】	学生サポート「学生相談窓口（学生に対するハラスメント相談窓口・カウンセリング相談窓口）」 https://sites.google.com/cyber-u.ac.jp/students/site/consultation	

【資料 2-4-21】	大学ホームページ「ハラスメント相談窓口・カウンセリング相談窓口」 https://www.cyber-u.ac.jp/graduates/support_consul.html	
【資料 2-4-22】	サイバー大学 学生相談利用案内	
【資料 2-4-23】	ハラスメント相談の流れ	
【資料 2-4-24】	学生に対するハラスメント防止ガイドライン	
【資料 2-4-25】	学生に対するハラスメント防止委員会規程 2017～2018 年度ハラスメント相談・カウンセリング相談件数 2018 年度第 1 回学生に対するハラスメント防止委員会 第 1 号報告（議事録）	
【資料 2-4-26】	ハラスメント相談・カウンセリング相談件数報告 2018 年度第 12 回教授会 第 6 号報告（資料）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	構造改革特別区域計画認定申請マニュアル（832）抜粋 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/sanko_u/0806/08_kouzou-45_monkasyo.pdf	
【資料 2-5-2】	大学ホームページ「施設案内」	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-3】	サイバー大学福岡キャンパス（図面）	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-4】	サイバー大学東京オフィス（図面）	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-5】	福岡キャンパス施設利用状況（2016～2018 年度）	
【資料 2-5-6】	大学ホームページ「いつでもどこでも学べる！最新の学習システム：サイバー大学の学習システム「Cloud Campus」のご紹介」 https://www.cyber-u.ac.jp/feature/activeteaching.html	
【資料 2-5-7】	規程一覧（システム運用関連）	
【資料 2-5-8】	情報システム運用基本規程	
【資料 2-5-9】	Web アクセス状況確認画面 システム稼働状況確認画面	
【資料 2-5-10】	学生専用システム利用規約	
【資料 2-5-11】	サイバー大学附属図書館「トップページ」 https://sites.google.com/cyber-u.ac.jp/library/	
【資料 2-5-12】	図書館利用ガイダンス〔2019 年 4 月〕	
【資料 2-5-13】	図書貸出送料無料サービス利用状況（『2018 年度図書館利用状況報告』 pp. 15-17）	
【資料 2-5-14】	2013 年度全学生アンケート集計結果（図書館編） 1. 図書館に関する利用度およびニーズ調査 3. 図書館サービスの総合的ニーズ調査	
【資料 2-5-15】	図書館 Letter（サンプル） 2019 年度 VOL. 1 新入生必見！スタディスキル入門特集 2018 年度 VOL. 2 AI（人工知能）特集 2018 年度 VOL. 3 《特集》技術系学生のための「英語の本」 2017 年度 VOL. 6 宮元万菜美先生おすすめ『経営学』の本	
【資料 2-5-16】	授業時間外学修の掲載事例について Maruzen eBook Library の利用状況（『2018 年度図書館利用状況報告』 p. 5）	
【資料 2-5-17】	サイバー大学附属図書館規程 第 79 回（2018 年度）私立大学図書館協会 総会・研究大会参加者名簿	
【資料 2-5-18】	サイバー大学施設管理規程	
【資料 2-5-19】	災害に伴う安否状況の確認（管理画面）	
【資料 2-5-20】	防火管理者の選任 鈴木進二 甲種防火管理・防災管理 講習修了証	
【資料 2-5-21】	2019 年度春学期：TA 配置一覧	

【資料 2-5-22】	メンター業務ガイドライン	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-5-23】	TA 業務タスクリスト【専門科目担当、教養科目担当、外国語科目担当】(2019年度春学期)	
【資料 2-5-24】	ティーチングアシスタント月額対価(目安)	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-5-25】	学生による授業評価アンケート：各質問別 5段階評価平均値 (2018年度秋学期) https://www.cyber-u.ac.jp/about/pdf/fd/2018/aki/2_average.pdf	
【資料 2-5-26】	福岡キャンパス：現レイアウトと新レイアウト(案)	
【資料 2-5-27】	WeWork 大名を活用した福岡若年層修習支援計画 「WeWork 大名」での福岡若年層修習相談会報告(2019/04/18) 就職と資格の話(2019/05/30 資料)	
【資料 2-5-28】	東京オフィス移転	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2018年度 サイバー大学 学生アンケート集計結果(学生生活全般に関する満足度アンケート：全学生アンケート) 全学生アンケート 各種サポートセンター満足度(新入生5ヶ年調査)	
【資料 2-6-2】	全学生対象アンケートの結果(TA 関連部分の情報共有) 2018年度春学期 TA ミーティング(6月度)	
【資料 2-6-3】	受講状況報告 180727(2018年度春学期) 2018年度第14回全学運営委員会 第1号報告(資料、議事録) 2018年度春学期：LA 嘉賞メール例(2018/08/01 発信分) 受講状況報告 190208(2018年度秋学期) 2018年度臨時全学運営委員会(2019/02/13) 第1号報告(資料) コンテンツ視聴状況(区別推移：2019/02/08) 各科目的コンテンツ全視聴の割合(2019/02/08)	
【資料 2-6-4】	新入生受講状況分析資料(期初、期中) 18秋新入生受講状況報告[2018.11.16時点] 18秋新入生受講状況報告[2018.12.21時点]	
【資料 2-6-5】	2018年度秋学期授業サポートセンター活動レビュー	
【資料 2-6-6】	導入教育における学習の流れと指導体制	
【資料 2-6-7】	学生カルテの指導履歴(サンプル)	
【資料 2-6-8】	学生サポート「学生相談窓口(学生に対するハラスメント相談窓口・カウンセリング相談窓口)」	【資料 2-4-20】と同じ
【資料 2-6-9】	大学ホームページ「ハラスメント相談窓口・カウンセリング相談窓口」	【資料 2-4-21】と同じ
【資料 2-6-10】	学生に対するハラスメント防止委員会規程	【資料 2-4-25】と同じ
【資料 2-6-11】	ハラスメント相談・カウンセリング相談件数報告 2018年度第12回教授会 第6号報告(資料)	【資料 2-4-26】と同じ
【資料 2-6-12】	学生に対するハラスメント防止ガイドライン	【資料 2-4-24】と同じ
【資料 2-6-13】	授業考慮ガイドライン【教員版】	
【資料 2-6-14】	授業考慮者へのサポートについての議論(CC Producer 授業考慮者) 2018年11月度学生専門部会 第2号議案(資料、議事録)	
【資料 2-6-15】	日本学生支援機構奨学金 2018年度新規採用 2018年度第2回教授会 第3号議案(資料、議事録) 日本学生支援機構奨学金 2016-18年度採用者	
【資料 2-6-16】	日本学生支援機構奨学金「学力」基準の変更案 2017年7月度学生専門部会 第2号議案(資料、議事録) 日本学生支援機構奨学金 学力基準変更 2017年度第18回全学運営委員会 第3号議案(資料、議事録) 日本学生支援機構奨学金 採用時の推薦選考基準(2019年度)	

【資料 2-6-17】	日本学生支援機構奨学金 延滞率低減にむけた施策案 2019年3月度学生専門部会 第2号議案（議事録）	
【資料 2-6-18】	大学ホームページ「学資ローン（オリコ）」	【資料 2-4-11】と同じ
【資料 2-6-19】	サイバー大学システムサポートセンター2018年度対応実績	
【資料 2-6-20】	Cloud Campus 障害・意見・要望集約シート 全学生アンケート結果等を踏まえた改善方策検討 2019年度第7回全学運営委員会 第3号報告（資料） Cloud Campus 改修リリースノート（2019年6月13日）	

基準3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大学ホームページ「学部紹介」 https://www.cyber-u.ac.jp/faculty_course/	
【資料 3-1-2】	新コース開設（IT コミュニケーションコース） 2015年度第4回教授会 第2号議案（資料、議事録）	【資料 1-2-14】と同じ
【資料 3-1-3】	新プログラム開設（AI テクノロジープログラム） 2017年度第6回教授会 第2号議案（資料、議事録）	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 3-1-4】	大学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-5】	建学の理念・目的と使命・三つの方針の改定 2018年度第5回教授会 第4号議案（資料、議事録）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 3-1-6】	ディプロマ・ポリシーの一部文言改定 2019年度第1回教授会 第3号議案（資料、議事録）	
【資料 3-1-7】	2019年度春学期開講 専門科目 スキルセット表	
【資料 3-1-8】	サイバー大学履修規程 第15条（成績の表示）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-9】	シラバス例（情報化社会とテクノロジー）	
【資料 3-1-10】	「専門科目」科目履修体系図 科目履修体系図と必修科目（オリエンテーション資料）	
【資料 3-1-11】	卒業研究科目履修の手引き「ゼミナール」「特別研究Ⅰ,Ⅱ」	
【資料 3-1-12】	サイバー大学学則 第34～36条（大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定、本学以外の既修得単位等の認定の限度）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-13】	既修得単位等の単位認定に関する細則、別表 資格による専門科目の単位認定／「既修得単位等の単位認定に関する細則」改定 2016年度第10回教授会 第3号議案、第4号議案（資料、議事録）	
【資料 3-1-14】	資格等に係る単位認定希望申請書 既修得単位等に係わる単位認定希望申請書	
【資料 3-1-15】	既修得単位および資格による単位認定 2017年度第2回教授会 第2号議案（資料、議事録）	
【資料 3-1-16】	単位認定ガイドライン	
【資料 3-1-17】	サイバー大学履修規程 別表1②（授業科目区分および卒業要件） サイバー大学2019年度春学期履修登録案内（IT 総合学部新入生）、 p.14「卒業要件単位数内訳」	
【資料 3-1-18】	教養履修ハンドブック【2011年度以降入学生用】	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 3-1-19】	2018年度秋学期 学期末単位認定 2018年度秋学期 卒業判定 2018年度第12回教授会 第2号・第3号議案（資料、議事録）	
【資料 3-1-20】	早期卒業に関する規程	
【資料 3-1-21】	サイバー大学履修規程 別表 1①（授業科目区分および卒業要件）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-22】	シラバス作成ガイドライン【平成31（2019）年度春学期】	

	IT 総合学部（専門科目） 教養科目 外国語科目	
【資料 3-1-23】	成績問い合わせガイドライン	
【資料 3-1-24】	サイバー大学 2019 年度春学期履修登録案内（IT 総合学部新入生）、p. 20「成績表示：GPA」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-25】	サイバー大学履修規程 第 18 条（履修指導および退学勧告）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-26】	サイバー大学学則 第 19 条（在学年限）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-27】	サイバー大学履修規程 第 17 条（履修単位の下限） 2015 年度以降の学則改定（在学年限の変更） 2014 年度第 7 回教授会 第 6 号議案（資料、議事録） 「サイバー大学履修規程」改定（各学期の履修単位数の下限を変更） 2015 年度第 1 回教授会 第 2 号議案（資料、議事録）	
【資料 3-1-28】	除籍に関する細則	
【資料 3-1-29】	サイバー大学の本人確認についての指針	
【資料 3-1-30】	学生サポート「期末試験受験上の注意と顔監視についての申告」 https://sites.google.com/cyber-u.ac.jp/students/site/application/monitoring 期末試験時の本人確認 2018 年度第 39 回全学運営委員会 第 2 号報告（資料）	
【資料 3-1-31】	期末試験中の本人確認顔監視の異常検出	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学ホームページ「学部紹介」	【資料 3-1-1】と同じ
【資料 3-2-2】	大学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-3】	大学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-4】	IT 総合学部科目履修体系図 https://www.cyber-u.ac.jp/pdf/faculty/aitechnology.pdf https://www.cyber-u.ac.jp/pdf/faculty/network.pdf https://www.cyber-u.ac.jp/pdf/faculty/security.pdf https://www.cyber-u.ac.jp/pdf/faculty/software.pdf https://www.cyber-u.ac.jp/pdf/faculty/incubation.pdf https://www.cyber-u.ac.jp/pdf/faculty/netbusiness.pdf https://www.cyber-u.ac.jp/pdf/faculty/itmanagement.pdf https://www.cyber-u.ac.jp/pdf/faculty/itcommunication.pdf	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 3-2-5】	サイバー大学 2019 年度春学期履修登録案内 IT 総合学部新入生 IT 総合学部 2011 年度以降入学 IT 総合学部 2010 年度以前入学	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-6】	建学の理念・目的と使命・三つの方針の改定 2018 年度第 5 回教授会 第 4 号議案（資料、議事録）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 3-2-7】	2019 年度秋学期 新規専門科目 2018 年度第 9 回 IT 総合学部運営委員会 第 1 号議案（資料、議事録）	
【資料 3-2-8】	科目履修体系図変更 2018 年度第 7 回 IT 総合学部運営委員会 第 3 号議案（資料、議事録）	
【資料 3-2-9】	研究プロジェクト再編 2018 度第 3 回 IT 総合学部運営委員会 第 5 号議案（資料、議事録） 「サイバー大学履修規程」改定の件 2018 年度第 10 回教授会 第 3 号議案（資料、議事録）	
【資料 3-2-10】	卒業研究科目（ゼミナール）「ゼミナール 安間」シラバス	

【資料 3-2-11】	卒業研究科目（特別研究）「特別研究 I 安間」シラバス	
【資料 3-2-12】	特別研究授業運営ガイドライン	
【資料 3-2-13】	サイバー大学 IT 総合学部 全科目一覧 [2019 年 3 月現在]	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-14】	教養科目（講義）の教育方針明定 2012 年度第 8 回教授会 第 2 号議案（資料、議事録） 米山あかね・野木森美和子「フルオンライン大学における教養的能力育成のための取り組み」日本カリキュラム学会第 24 回大会、2013 年 7 月	
【資料 3-2-15】	「スタディスキル入門」シラバス	
【資料 3-2-16】	「スタディスキル実践」シラバス	
【資料 3-2-17】	英語科目 新教材導入費用 2018 年 7 月度取締役会 第 1 号議案（資料、議事録）	
【資料 3-2-18】	2019 年度春学期外国語科目 新規開講 2018 年度第 27 回全学運営委員会 第 2 号議案（資料、議事録） 2018 年度第 8 回教授会 第 2 号議案（資料、議事録）	
【資料 3-2-19】	英語科目シラバス 「基礎英語 I」シラバス 「基礎英語 II」シラバス 「中級英語 I」シラバス 「中級英語 II」シラバス サイバー大学英語科目（2018 年度授業評価委員会用資料）	
【資料 3-2-20】	「文書作成と表計算」科目内のシラバス情報掲載例（コース概要・資料） 「文書作成と表計算」シラバス	
【資料 3-2-21】	大学ホームページ「教育情報の公表」	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 3-2-22】	シラバス作成ガイドライン [平成 31 (2019) 年度春学期] IT 総合学部（専門科目） 教養科目 外国語科目	【資料 3-1-22】と同じ
【資料 3-2-23】	サイバー大学履修規程 第 10 条（定期試験の受験資格）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-24】	2019 年度春学期 学事スケジュール	
【資料 3-2-25】	2019 年度春学期：TA 配置一覧	【資料 2-5-21】と同じ
【資料 3-2-26】	授業時間外学修の掲載事例について	【資料 2-5-16】と同じ
【資料 3-2-27】	サイバー大学履修規程 第 16 条（履修単位の上限）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-28】	履修登録単位数の上限を超えたときのアラート表示	
【資料 3-2-29】	2019 年度春学期超過履修申請 2018 年度臨時全学運営委員会（2019/3/27）第 3 号議案（資料、議事録）	
【資料 3-2-30】	教養履修ハンドブック【2011 年度以降入学生用】	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 3-2-31】	サイバー大学語学専門部会	【資料 1-2-20】と同じ
【資料 3-2-32】	サイバー大学教養専門部会	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 3-2-33】	語学専門部会資料及び議事録（例） 英語科目単位認定基準改定と移行措置 2018 年度第 5 回語学専門部会 第 1 号議案（議事録） 2018 年度第 23 回全学運営委員会 第 2 号議案（資料、議事録） 2018 年度第 7 回教授会 第 3 号議案（資料、議事録）	
【資料 3-2-34】	教養専門部会から上程された事項の教授会審議資料（例） 2019 年度春学期 新規教養科目（資産運用実践論） 2018 年度第 5 回教養専門部会 第 2 号議案（議事録） 2018 年度第 14 回全学運営委員会 第 2 号議案（資料、議事録） 2018 年度第 5 回教授会 第 3 号議案（資料、議事録）	
【資料 3-2-35】	高度メディア授業について定める件「文部科学省告示第 114 号」	

	授業設計・コンテンツ制作関連各種資料 1. 授業設計書作成ガイドライン 2. サイバー大学 小テスト・期末 web テスト作成ガイド 3. 著作権ガイドライン 4. 他者の権利に留意した教材作成ガイド 5. 評価項目シート①【スライドチェック】 6. 評価項目シート②【コンテンツチェック】 7. 収録ガイド（教員用） 8. サイバー大学授業コンテンツ改修に関するガイドライン	
【資料 3-2-37】	各回授業の出席認定期間内の視聴完了状況(2018年度秋学期全体)	
【資料 3-2-38】	授業設計書作成ガイドライン	
【資料 3-2-39】	小野邦彦ほか「サイバー大学の e ラーニングに関する質保証の取組」日本教育工学会 第 25 回全国大会 講演論文集, 日本教育工学会, 2009 年, pp. 501-502	
【資料 3-2-40】	大学ホームページ「デバイスフリーでいつでもどこでも授業が受けられる Cloud Campus」 https://www.cyber-u.ac.jp/sp/cc/	
【資料 3-2-41】	大学ホームページ「プレスリリース：東京大学（大学総合教育研究センター）とサイバー大学が e ラーニング活用に関する共同研究契約を締結」 https://www.cyber-u.ac.jp/information/000702-2.html	
【資料 3-2-42】	高等教育における e ラーニング活用手法に関する共同研究成果報告書（東京大学 大学総合教育研究センター） 東京大学・サイバー大学共同研究「e ラーニングによる授業コンテンツの制作と活用」—UTokyo e-Learning Forum	
【資料 3-2-43】	大学ホームページ「プレスリリース：「Cloud Campus」が学習ツール相互運用 (LTI®) のツールプロバイダーとして IMS Global の認証を取得」 https://www.cyber-u.ac.jp/information/000974-2.html 大学ホームページ「プレスリリース：「Cloud Campus」が「第 2 回 IMS Japan 賞」で最優秀賞を受賞」 https://www.cyber-u.ac.jp/information/001155-2.html	
【資料 3-2-44】	川原洋「教育コンテンツ作成と相互共有を促進する統合型オンライン教育プラットフォーム（第 2 回 IMS Japan 賞 最優秀賞受賞記念講演より）」『e ラーニング研究』第 6 号, 2017 年, pp. 1-9 遠藤孝治、川原洋「e ラーニング実践のための基本ロール設計」『e ラーニング研究』第 6 号, 2017 年, pp. 11-15	
【資料 3-2-45】	中谷祐介「フルオンライン大学におけるプログラミング系科目の演習環境」『e ラーニング研究』第 6 号, 2017, pp. 33-38	
【資料 3-2-46】	安間文彦、川原洋「非同期分散型 e ラーニングによる情報工学教育の実践と今後の展望」工学教育 (J. of JSEE), 66-5 (2018), pp. 26-31	
【資料 3-2-47】	ゼミナール授業運営ガイドライン	
【資料 3-2-48】	【学生用】コンテンツ作成マニュアル	
【資料 3-2-49】	川原洋「高度マルチメディア双方向授業－卒業研究ゼミナールにおけるアクティブラーニング型授業の実践－」平成 28 年度 ICT 利用による教育改善研究発表会, 私立大学情報教育協会	
【資料 3-2-50】	鈴木克明「e-Learning 実践のためのインストラクショナル・デザイン」日本教育工学会論文誌 29(3), 2005, pp. 197-205	
【資料 3-2-51】	サイバー大学コンテンツ制作センター規程	
【資料 3-2-52】	コンテンツ制作センターの体制と制作工程概略図 コンテンツ制作センター 専門スタッフの配置状況 サイバー大学での授業設計・制作	

【資料 3-2-53】	大学ホームページ「サイバー大学 : Reason3 インストラクションデザインを取り入れた、工夫された授業」 https://www.cyber-u.ac.jp/feature/practical.html	
【資料 3-2-54】	授業設計書（例） 「ロジカルライティング」（2016 年度秋学期開講） 「経済学入門」（2018 年度春学期開講）	
【資料 3-2-55】	評価項目シート ①【スライドチェック】 ②【コンテンツチェック】 制作検収書（情報セキュリティ応用）	
【資料 3-2-56】	授業改善コンサルティング実施記録 授業改善コンサルティング議事録（8 科目）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	サイバー大学 大学案内パンフレット [2019.4] p.3	
【資料 3-3-2】	大学ホームページ「アセスメント・ポリシー（学修成果の検証に関する方針）」 https://www.cyber-u.ac.jp/about/assessment_policy.html	
【資料 3-3-3】	18 春新入生受講状況報告[2018.5.25 時点] 18 秋新入生受講状況報告[2018.11.16 時点]	
【資料 3-3-4】	基礎力診断テスト・リメディアル（確認テスト）の結果 基礎力診断テストの問題例（情報、数学）	
【資料 3-3-5】	導入教育における学習の流れと指導体制	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 3-3-6】	受講状況報告 180727（2018 年度春学期） 2018 年度第 14 回全学運営委員会 第 1 号報告（資料、議事録） 2018 年度春学期 : LA 奨励メール例（2018/08/01 発信分） 受講状況報告 190208（2018 年度秋学期） 2018 年度臨時全学運営委員会（2019/02/13）第 1 号報告（資料） コンテンツ視聴状況（区分別推移： 2019/02/08） 各科目のコンテンツ全視聴の割合（2019/02/08）	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-3-7】	学生による「授業評価アンケート」項目 大学ホームページ「授業評価アンケート」集計結果〔平成 30（2018）年度〕 https://www.cyber-u.ac.jp/fd/y2018/2018_result.html 2018 年度秋学期 授業評価アンケート 集計結果	
【資料 3-3-8】	学生による授業評価アンケート：各質問別回答割合（全体）（2018 年度秋学期） https://www.cyber-u.ac.jp/about/pdf/fd/2018/aki/1_all.pdf	
【資料 3-3-9】	2018 年度 サイバー大学 学生アンケート集計結果（学生生活全般に関する満足度アンケート：全学生アンケート）	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-10】	学修成果の検証結果「卒業生ディプロマ・ポリシー達成度アンケート（2014～2017 年度卒業生）集計結果」	
【資料 3-3-11】	英語科目シラバス 「基礎英語 I」シラバス 「基礎英語 II」シラバス 「中級英語 I」シラバス 「中級英語 II」シラバス サイバー大学英語科目（2018 年度授業評価委員会用資料）	【資料 3-2-19】と同じ
【資料 3-3-12】	2019 年 3 月卒業生進路の件④：総卒業生数 2019 年度第 1 回教授会 第 2 号報告（資料）	【資料 2-4-17】と同じ
【資料 3-3-13】	大学ホームページ「学生データ：数字で見る、サイバー大学：卒業生データ」	【資料 1-1-12】と同じ
【資料 3-3-14】	就職の状況（過去 3 年間）（エビデンス集（データ編）【表 2-5】）	
【資料 3-3-15】	2018 年度：就職実績（就職相談窓口支援実績）	【資料 2-3-11】と同じ

【資料 3-3-16】	2018 年度：卒業生フォローアップアンケート集計結果	
【資料 3-3-17】	既修得単位等の単位認定に関する細則、別表	【資料 3-1-13】と同じ
【資料 3-3-18】	「リスク管理と監査」シラバス 「リスク監査と監査」科目のお知らせ 情報セキュリティ監査アソシエイト http://www.jasa.jp/qualification/about.html	
【資料 3-3-19】	資格取得に活かせる科目～履修登録参考資料～	
【資料 3-3-20】	授業評価アンケート結果について 2018 年度秋学期：授業評価アンケート結果 「IT のための基礎知識」 2018 年度秋学期：授業評価アンケート 集計データ [専門基礎講義 (レベル 1)]	
【資料 3-3-21】	学生の声を活かした「サイバー大学ティーチングティップス集」	
【資料 3-3-22】	授業改善サイクル 授業改善計画書（記入例） 「スタディスキル入門」 「プログラミング入門」 「Web 応用」 2018 年度秋学期「授業改善計画書」へのフィードバックコメント一覧	
【資料 3-3-23】	「スタディスキル入門」授業運営ミーティング (2018 年度秋学期) スタディスキル入門 2018 秋スタートアップ mtg スタディスキル入門 2018 秋振り返り mtg	
【資料 3-3-24】	サイバー大学授業コンテンツ改修に関するガイドライン	
【資料 3-3-25】	2019 年度春学期 専門科目 科目概要変更(コンテンツ改修に伴う科目概要や科目目標の改定審議例：情報化社会とテクノロジー) 2018 年度第 10 回 IT 総合学部運営委員会 第 2 号議案(資料、議事録) 2018 年度第 36 回全学運営委員会 第 2 号議案(資料、議事録)	
【資料 3-3-26】	コンテンツ改修一覧 2018 年度春学期受付 改修実施科目 2018 年度秋学期受付 改修実施科目	
【資料 3-3-27】	授業改善サイクル	
【資料 3-3-28】	「Python プログラミング演習」授業改善コンサルティング議事録 授業改善コンサルティング資料「Python プログラミング演習」	
【資料 3-3-29】	コンテンツ改修リリースノート	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	取締役会規程 サイバー大学学則 第 14 条（学長選任）	
【資料 4-1-2】	学則変更に伴う内部規則等の総点検・見直し 2014 年度第 8 回教授会 第 7 号議案 (資料 [別紙あり]、議事録)	
【資料 4-1-3】	サイバー大学教授会規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-4】	サイバー大学人事審議会規程	
【資料 4-1-5】	サイバー大学全学運営委員会規程	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 4-1-6】	学生の表彰および懲戒に関する細則 規程等管理規程	

【資料 4-1-7】	組織規程、組織規程別表業務分掌表 株式会社サイバー大学 社員数内訳表	【資料 1-2-17】と同じ
【資料 4-1-8】	副学長選任及び担当 2019年3月度取締役会 第7号議案（資料、議事録）	
【資料 4-1-9】	IT 総合学部長任用 2018年度第5回人事審議会（資料、議事録）	
【資料 4-1-10】	大学ホームページ「教育研究上の基本組織」 https://www.cyber-u.ac.jp/about/cu_structure.html	
【資料 4-1-11】	稟議規程、決裁基準表（2019年4月1日）	
【資料 4-1-12】	組織図（2019年1月） 組織規程、組織規程別表業務分掌表（2019年1月）	
【資料 4-1-13】	2018年度全学運営委員会実施状況 平成30年度全学運営委員会の参加状況	
【資料 4-1-14】	第4回人事審議会決議事項（役職教員任用） 2018年度第11回教授会 第1号報告（資料） 2019年4月人事通達情報	
【資料 4-1-15】	2018年度教授会実施状況及び構成員の会議参加状況 平成30年度開催 教授会の参加状況	
【資料 4-1-16】	部署別残業時間月間平均推移 部課長会議報告（2019/04/09）	
【資料 4-1-17】	福岡キャンパス：現レイアウトと新レイアウト（案） 東京オフィス移転	
【資料 4-1-18】	2019年度人員採用計画	

4-2. 教員の配置・職能開発等

【資料 4-2-1】	専門科目担当専任教員の担当科目数 2019年度春学期：専門科目担当教員構成	
【資料 4-2-2】	専門科目担当専任教員：博士号・MBA 取得状況	
【資料 4-2-3】	実務家教員が担当する専門科目一覧	
【資料 4-2-4】	2019年度春学期：教養科目担当教員構成	
【資料 4-2-5】	2019年度春学期：外国語科目担当教員構成	
【資料 4-2-6】	教員組織（エビデンス集（データ編）【共通基礎データ1】）	
【資料 4-2-7】	大学ホームページ「教員組織」 https://www.cyber-u.ac.jp/about/teacher_organization.html	
【資料 4-2-8】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率（エビデンス集（データ編）【表4-1】）	
【資料 4-2-9】	サイバー大学教員等任用規程	
【資料 4-2-10】	サイバー大学人事審議会規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 4-2-11】	19年度春学期 教員MBO（貢献度評価）目標設定について	
【資料 4-2-12】	MBOシート記入例（教員）	
【資料 4-2-13】	専任教員テニュア・ノンテニュアの構成比	
【資料 4-2-14】	サイバー大学FD専門部会	【資料 1-2-19】と同じ
【資料 4-2-15】	学生による「授業評価アンケート」項目 大学ホームページ「授業評価アンケート」集計結果〔平成30（2018）年度〕 2018年度秋学期 授業評価アンケート 集計結果	【資料 3-3-7】と同じ
【資料 4-2-16】	学生の声を活かした「サイバー大学ティーチングティップス集」	【資料 3-3-21】と同じ
【資料 4-2-17】	授業改善サイクル 授業改善計画書（記入例） 「スタディスキル入門」 「プログラミング入門」 「Web応用」 2018年度秋学期「授業改善計画書」へのフィードバックコメント	【資料 3-3-22】と同じ

	ト一覧	
【資料 4-2-18】	大学ホームページ「教育改善への取り組み (FD 活動)」 https://www.cyber-u.ac.jp/fd/	
【資料 4-2-19】	授業視聴用アカウント配布の案内例	
【資料 4-2-20】	2018 年度 FD 研究会開催実績 FD 研究会資料 (サンプル) : 田中頼人「学習者の状況と電子メール開封行動に関する一考察」	
【資料 4-2-21】	米山あかね「オンライン大学の組織的な授業設計に関する実践報告」教育システム情報学会 第 3 回研究会, 2017 年 9 月, pp. 25-28 サイバー大学 コンテンツ制作ガイド (専門科目) 2019 年度春学期授業運営講習会 成績入力研修会 (新任教員向け)	
【資料 4-2-22】	授業改善サイクル 「Python プログラミング演習」授業改善コンサルティング議事録 授業改善コンサルティング資料「Python プログラミング演習」	

4-3. 職員の研修

【資料 4-3-1】	サイバー大学 SD 研修計画 (全体概念図)	
【資料 4-3-2】	入社オリエンテーション (事業統制企画室)	
【資料 4-3-3】	2018 年度情報セキュリティ研修受講マニュアル FY17 情報セキュリティ研修	
【資料 4-3-4】	コンプライアンスとは	
【資料 4-3-5】	2018 年度 : 教職員研修・セミナー等参加状況一覧	
【資料 4-3-6】	ソフトバンクユニバーシティ 研修一覧 (サンプル)	
【資料 4-3-7】	管理職のためのドラッカーラーニング研修テキスト	
【資料 4-3-8】	管理職研修参加者リスト 大学教職員管理者向け研修 管理職研修～課長の心得&労務管理編～ 管理職研修～人事制度&評価編～	
【資料 4-3-9】	2018 年度 TA の事前研修、定例会議等の実施状況	
【資料 4-3-10】	TA 研修 スタートアップ 新人 TA 講習会 2018 年度秋学期 TA スタートアップミーティング	
【資料 4-3-11】	TA 研修 アクションプラン (サンプル) 専門講義「マーケティング入門」 専門演習「ソフトウェア開発論 II」 教養講義「世界遺産学概論」	
【資料 4-3-12】	TA 研修 月次ミーティング 2018 年度秋学期 TA ミーティング 11 月度 2018 年度秋学期 TA ミーティング 12 月度 2018 年度秋学期 TA ミーティング 1 月度	
【資料 4-3-13】	TA 研修 フォローアップ研修 2018 年度秋学期 TA フォローアップ研修ミーティング アクションプランのフォローアップ研修記入欄 (サンプル)	
【資料 4-3-14】	インストラクショナルデザイナー業務ガイドライン アシスタント・インストラクショナルデザイナー業務ガイドライン コンテンツ制作センター 専門スタッフの配置状況	
【資料 4-3-15】	授業設計・コンテンツ制作関連各種資料	【資料 3-2-36】と同じ
【資料 4-3-16】	コンテンツ制作センター オンライン研修の目次構成 コンテンツ制作センター オンライン研修について AIDer 科目制作 目標設定・振り返りシート	
【資料 4-3-17】	eLP ベーシック資格認定証	

【資料 4-3-18】	MBO 評価とコア能力評価 MBO マニュアル（評価者フィードバック用） 株式会社サイバー大学社員 ミッション定義書 MBO シート記入例（職員）	
【資料 4-3-19】	2018 年度下期学務部組織目標	
【資料 4-3-20】	学務部定例会議資料（サンプル：2019/04/23）	
【資料 4-3-21】	週間スケジュール（週報）サンプル	
【資料 4-3-22】	メンター研修制度 第 3 回 メンターフォロー研修 ビジネススキル（20 代社員が身につけたいビジネススキルとは）	
【資料 4-3-23】	2019 年度人員採用計画	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	サイバー大学施設管理規程	【資料 2-5-18】と同じ
【資料 4-4-2】	業務用端末運用規程	
【資料 4-4-3】	2018 年度 研究環境に関する意識調査アンケート結果	
【資料 4-4-4】	福岡キャンパス施設利用状況（2016～2018 年度）	【資料 2-5-5】と同じ
【資料 4-4-5】	サイバー大学福岡キャンパス来校者の声	
【資料 4-4-6】	附属図書館が取扱うサービス（『図書館利用ガイド』）	【資料 2-5-12】と同じ
【資料 4-4-7】	サイバー大学 2019 年度春学期履修登録案内（IT 総合学部新入生）、p. 29 「タブレット配布」、p. 30 「Office 365 の利用」	【資料 F-5】と同じ
【資料 4-4-8】	サイバー大学における研究活動行動規範	
【資料 4-4-9】	サイバー大学における研究活動の不正行為防止計画	
【資料 4-4-10】	サイバー大学における研究活動の不正行為の防止に関する取扱規程	
【資料 4-4-11】	サイバー大学における研究活動の不正行為への対応等に関する取扱規程	
【資料 4-4-12】	研究活動に関する研修プログラム 2018 受講案内	
【資料 4-4-13】	研究推進課コース：研修プログラム受講画面 平成 30 年度：研究費関連研修プログラム受講状況	
【資料 4-4-14】	研究倫理ガイド	
【資料 4-4-15】	大学ホームページ「研究活動の不正行為防止への取り組み」 https://www.cyber-u.ac.jp/about/prevention.html	
【資料 4-4-16】	『研究費マニュアル』より抜粋 「課題研究助成金」「重点課題研究発表補助費」	
【資料 4-4-17】	2019 年度学内研究費増額 2019 年度第 2 回教授会 第 3 号報告（資料、議事録）	
【資料 4-4-18】	研究推進課コース	
【資料 4-4-19】	科研費等に関する説明会（9 月）	
【資料 4-4-20】	研究費執行に関する説明会資料 コンプライアンス教育資料 研究倫理教育資料（6 月）	
【資料 4-4-21】	2015～2019 年度：科研費採択者一覧	
【資料 4-4-22】	サイバー大学における競争的資金の間接経費に係る取扱方針	
【資料 4-4-23】	競争的資金に係る間接経費執行実績報告書（平成 29 年度）	
【資料 4-4-24】	「e ラーニング研究」第 1 号～第 7 号（表紙と目次）	
【資料 4-4-25】	安間文彦、川原洋「フルオンライン大学における非同期型の演習授業実践」教育システム情報学会全国大会講演論文集、 2017 年 8 月, pp. 465-466 後藤幸功、中谷祐介「オンライン大学におけるプログラミング演習時間と成績に関する一考察」情報処理学会第 80 回全国大会、1G-03、2018 年 3 月, pp. 4-445～4-446 田中頼人「複数 e ラーニング規格の結合による履歴蓄積型動画プレイヤの開発」情報処理学会研究報告教育学習支援情報システム（CLE），2018 年 3 月, 2018-CLE-24(21), pp. 1-4	

	田中頼人「教員による仮想的な権限設定を可能にする LTI 教材設置方法の検討」情報処理学会研究報告教育学習支援情報システム (CLE) , 2019 年 3 月, 2019-CLE-27(17), pp. 1-3	
【資料 4-4-26】	福岡キャンパス：現レイアウトと新レイアウト（案） 東京オフィス移転	【資料 4-1-17】と同じ
【資料 4-4-27】	サイバー大学職務発明規程（2019 年度第 3 回教授会にて審議、制定予定）	
【資料 4-4-28】	サイバー大学利益相反管理規程（2019 年度第 3 回教授会にて審議、制定予定）	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	取締役会規程	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-1-2】	ソフトバンクグループ憲章 ソフトバンクグループ グループ会社管理規程	
【資料 5-1-3】	ソフトバンクグループ内の「内部統制システム」 https://group.softbank/corp/irinfo/governance/internal_control/	
【資料 5-1-4】	業務の適正を確保するための体制の基本方針改定 2015 年 8 月度取締役会 第 5 号報告（資料、議事録）	
【資料 5-1-5】	大学ホームページ「会社概要」 https://www.cyber-u.ac.jp/corporate/ 株式会社サイバー大学ホームページ「会社概要」 https://pro.cyber-u.ac.jp/corporate/	
【資料 5-1-6】	ソフトバンクグループ「経営理念・ビジョン・バリュー」 https://group.softbank/corp/about/philosophy/	
【資料 5-1-7】	株式会社サイバー大学ホームページ「経営理念」	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 5-1-8】	サイバー大学学則 第 1 条（目的・使命）	
【資料 5-1-9】	サイバー大学事業統制企画室規程	
【資料 5-1-10】	サイバー大学中期目標〔2018 年度～2020 年度〕 〔サイバー大学中期目標（2015 年度～2017 年度）〕に基づく事業計画の進捗状況	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 5-1-11】	2019 年度上期キックオフ資料（2019 年 5 月） 2018 年度全社キックオフミーティング（組織目標の共有）	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 5-1-12】	19 年度春学期 教員 MBO（貢献度評価）目標設定について 2018 年度下期学務部組織目標	
【資料 5-1-13】	ソフトバンクグループ役職員・コンプライアンスコード	
【資料 5-1-14】	正社員就業規則	
【資料 5-1-15】	臨時社員就業規則	
【資料 5-1-16】	コンプライアンスとは	
【資料 5-1-17】	学生に対するハラスメント防止委員会規程	【資料 2-4-25】と同じ
【資料 5-1-18】	学生に対するハラスメント防止ガイドライン	【資料 2-4-24】と同じ
【資料 5-1-19】	大学ホームページ「ハラスメント相談窓口・カウンセリング相談窓口」	【資料 2-4-21】と同じ
【資料 5-1-20】	学生サポート「学生相談窓口（学生に対するハラスメント相談窓口・カウンセリング相談窓口）」	【資料 2-4-20】と同じ
【資料 5-1-21】	フレックスタイム勤務規程	
【資料 5-1-22】	安全衛生管理規程	
【資料 5-1-23】	リスク管理規程、【別紙】『重大な緊急事態』発生要因別の所管部署一覧 リスク案件影響度判定基準 災害に伴う安否状況の確認（管理画面）	

【資料 5-1-24】	防火管理者の選任 鈴木進二 甲種防火管理・防災管理 講習修了証	【資料 2-5-20】と同じ
【資料 5-1-25】	学生の安否確認（過去の事例：緊急のお知らせ）	
【資料 5-1-26】	平成 30 年 7 月豪雨による授業考慮 2018 年度第 12 回全学運営委員会 第 4 号報告（資料）	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	株式会社サイバー大学 定款	
【資料 5-2-2】	取締役会規程	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-2-3】	平成 30（2018）年度 取締役会実施状況 平成 30 年度 取締役会構成員の開催会議参加状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	決裁基準表（2019 年 1 月 1 日） 決裁基準表（2019 年 4 月 1 日）	
【資料 5-2-5】	各種規程改訂（取締役会規程付議事項） 2019 年 4 月度取締役会 第 1 号議案（資料、議事録）	
【資料 5-2-6】	社外取締役選任の理由（現任者）	
【資料 5-2-7】	経営会議規程	
【資料 5-2-8】	株式会社サイバー大学部課長会議開催要領	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	経営会議規程	【資料 5-2-7】と同じ
【資料 5-3-2】	平成 30（2018）年度 経営会議実施状況（2018 年 4 月～12 月） 平成 30 年度 経営会議構成員の参加状況（2018 年 4 月～12 月）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-3】	平成 30（2018）年度 経営会議実施状況（2019 年 1 月～3 月） 平成 30 年度 経営会議構成員の参加状況（2019 年 1 月～3 月）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-4】	稟議規程、決裁基準表（2019 年 4 月 1 日）	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 5-3-5】	平成 30 年度 部課長会議 議題一覧 平成 30 年度 部課長会議の参加状況 株式会社サイバー大学 部課長会議議事録（2019/05/07） 平成 30 年度 取締役会資料確認会の参加状況	
【資料 5-3-6】	サイバー大学全学運営委員会規程	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 5-3-7】	2018 年度全学運営委員会実施状況 平成 30 年度全学運営委員会の参加状況	【資料 4-1-13】と同じ
【資料 5-3-8】	サイバー大学人事審議会規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 5-3-9】	サイバー大学 意思決定プロセス概略図	
【資料 5-3-10】	FY18 監査方針と監査計画 2018 年 7 月度取締役会 第 4 号報告（資料）	
【資料 5-3-11】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-12】	平成 30（2018）年度 取締役会実施状況 平成 30 年度 取締役会構成員の開催会議参加状況	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	株式会社サイバー大学 中期事業計画 2019 年 1 月度取締役会 第 5 号議案（資料、議事録） 株式会社サイバー大学 FY19 全体予算の件 2019 年 3 月度取締役会 第 4 号議案（資料、議事録）	
【資料 5-4-2】	サイバー大学のこれまでの 10 年、これから 10 年 2016 年度上期キックオフ（資料）	
【資料 5-4-3】	大学ホームページ「プレスリリース：会社分割による事業承継 および役員人事に関するお知らせ」 2019 年 1 月 1 日付けでの会社吸収分割によりサイバーユニバーシティ株式会社の教育事業を承継する件 株式会社サイバー大学臨時株主総会 第 1 号議案（2018 年 11 月 26 日）（資料、議事録）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 5-4-4】	大学ホームページ「会社概要」 株式会社サイバー大学ホームページ「会社概要」	【資料 5-1-5】と同じ

【資料 5-4-5】	株式会社サイバー大学ホームページ「事業報告書」 https://pro.cyber-u.ac.jp/report/	
【資料 5-4-6】	財務諸表 第 10 期～第 14 期 事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書（2014～2018 年度） 第 1 期 事業報告、計算書類、計算書類に係る附属明細書（2018 年度）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-7】	科研費採択者リスト	【資料 4-4-21】と同じ
【資料 5-4-8】	2019 年度人員採用計画	【資料 4-1-18】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程	
【資料 5-5-2】	会計処理に関する規程・マニュアル一覧	
【資料 5-5-3】	株式会社サイバー大学 中期事業計画 2019 年 1 月度取締役会 第 5 号議案（資料、議事録） 株式会社サイバー大学 FY19 全体予算の件 2019 年 3 月度取締役会 第 4 号議案（資料、議事録）	【資料 5-4-1】と同じ
【資料 5-5-4】	承認 Time と経費 Bank II の連携による予算管理資料 承認 Time 決裁金額運動機能	
【資料 5-5-5】	予算計画に対する見通し売上等の報告 FY18 最新見通しの件 2018 年 10 月度取締役会 第 2 号報告（資料）	
【資料 5-5-6】	稟議規程、決裁基準表（2019 年 4 月 1 日）	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 5-5-7】	ソフトバンクグループ（SBG）監査報告書 2016 年 8 月 18 日内部監査室	
【資料 5-5-8】	サイバーユニバーシティ株式会社 第 14 期 監査報告書、第 14 期 独立監査人の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-9】	株式会社サイバー大学 第 1 期 監査報告書、第 1 期 独立監査人の監査報告書	【資料 F-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	サイバー大学学則 第 2 条（自己点検・評価等）	
【資料 6-1-2】	組織図（2019 年 4 月）	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 6-1-3】	組織規程、組織規程別表業務分掌表	【資料 1-2-17】と同じ
【資料 6-1-4】	サイバー大学事業統制企画室規程	【資料 5-1-9】と同じ
【資料 6-1-5】	組織改正 2019 年度第 1 回教授会 その他（資料、議事録）	
【資料 6-1-6】	点検・評価活動協力者リスト	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	サイバー大学「改善タスクリスト」 平成 31（2019）年 4 月 平成 30（2018）年 11 月 平成 30（2018）年 5 月 平成 29（2017）年 11 月	
【資料 6-2-2】	大学ホームページ「点検・評価」 https://www.cyber-u.ac.jp/about/self-check.html 学生サポート「規程・マニュアル」 https://sites.google.com/cyber-u.ac.jp/students/site/regulation	
【資料 6-2-3】	平成 24 年度 自己点検評価書〔日本高等教育評価機構 受審〕 平成 27 年度 自己点検評価書 平成 30 年度 自己点検評価書	

【資料 6-2-4】	学生による「授業評価アンケート」項目 大学ホームページ「授業評価アンケート」集計結果〔平成 30 (2018) 年度〕 2018 年度秋学期 授業評価アンケート 集計結果	【資料 3-3-7】と同じ
【資料 6-2-5】	2018 年度 サイバー大学 学生アンケート集計結果(学生生活全般に関する満足度アンケート:全学生アンケート) 全学生アンケート 各種サポートセンター満足度(新入生 5 ヶ年調査)	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 6-2-6】	学修成果の検証結果「卒業生ディプロマ・ポリシー達成度アンケート(2014~2017 年度卒業生) 集計結果」	【資料 3-3-10】と同じ
【資料 6-2-7】	2018 年度:卒業生フォローアップアンケート集計結果	【資料 3-3-16】と同じ
【資料 6-2-8】	新入生受講状況分析資料(期初、期中) 18 秋新入生受講状況報告[2018. 11. 16 時点] 18 秋新入生受講状況報告[2018. 12. 21 時点]	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 6-2-9】	2018 年度秋学期授業サポートセンター活動レビュー	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 6-2-10】	授業評価委員会規程	
【資料 6-2-11】	2018 年度 授業評価委員会 議事録(2019 年 2 月 1 日開催) 2014 年度第 4 回授業評価委員会 議事録(2014 年 11 月 25 日開催) 2014 年度第 4 回授業評価委員会 追加レビュー会 議事録(2014 年 12 月 12 日開催)	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	サイバー大学「改善タスクリスト」 平成 31(2019) 年 4 月 平成 30(2018) 年 11 月 平成 30(2018) 年 5 月 平成 29(2017) 年 11 月	【資料 6-2-1】と同じ
【資料 6-3-2】	基礎力診断テスト・リメディアル(確認テスト)の結果	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 6-3-3】	新入生受講状況分析資料(期初、期中) 18 秋新入生受講状況報告[2018. 11. 16 時点] 18 秋新入生受講状況報告[2018. 12. 21 時点]	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 6-3-4】	受講状況報告資料(全学運営委員会報告)	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 6-3-5】	2018 年度秋学期 単位修得状況報告 2018 年度第 12 回教授会 第 3 号報告(資料) 2018 年度秋学期:単位修得状況一覧(再試験終了後)	
【資料 6-3-6】	学生による「授業評価アンケート」項目 大学ホームページ「授業評価アンケート」集計結果〔平成 30 (2018) 年度〕 2018 年度秋学期 授業評価アンケート 集計結果	【資料 3-3-7】と同じ
【資料 6-3-7】	2019 年度春学期開講 専門科目 スキルセット表	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 6-3-8】	IT 総合学部科目履修体系図 科目履修体系図変更 2018 年度第 7 回 IT 総合学部運営委員会 第 3 号議案(資料、議事録)	【資料 3-1-10】と同じ 【資料 3-2-8】と同じ
【資料 6-3-9】	シラバス作成ガイドライン〔平成 31(2019) 年度春学期〕 IT 総合学部(専門科目) 教養科目 外国語科目	【資料 3-1-22】と同じ
【資料 6-3-10】	学修成果の検証結果「卒業生ディプロマ・ポリシー達成度アンケート(2014~2017 年度卒業生) 集計結果」	【資料 3-3-10】と同じ
【資料 6-3-11】	2018 年度:卒業生フォローアップアンケート集計結果	【資料 3-3-16】と同じ
【資料 6-3-12】	サイバー大学中期目標〔2018 年度~2020 年度〕 「サイバー大学中期目標(2015 年度~2017 年度)」に基づく事業計画の進捗状況	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 6-3-13】	大学ホームページ「アセスメント・ポリシー(学修成果の検証	

	に関する方針」 学修成果の検証結果「卒業生ディプロマ・ポリシー達成度アンケート（2014～2017年度卒業生）集計結果」 サイバー大学アセスメント・ポリシー制定 2019年度第2回教授会 第7号議案（資料、議事録）	
【資料 A-3-14】	【認可】改善意見等対応状況報告書（平成27年5月1日） 認証評価結果に対する改善報告書（平成27年7月15日）	【資料 F-14】と同じ 【資料 F-15】と同じ

基準A. 社会貢献・教育連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会との連携		
【資料 A-1-1】	福岡アジアビジネス特区	
【資料 A-1-2】	認定地方公共団体（福岡市）との協定書	
【資料 A-1-3】	大学ホームページ「施設案内」	【資料 F-8】と同じ
【資料 A-1-4】	福岡キャンパス施設利用状況（2016～2018年度）	【資料 2-5-5】と同じ
【資料 A-1-5】	サイバー大学IT・ビジネスセミナー 開催実績	
【資料 A-1-6】	大学ホームページ「公開講座」 https://www.cyber-u.ac.jp/cu_life/open.html	
【資料 A-1-7】	2019年度第1回「サイバー大学IT・ビジネスセミナー」チラシ	
【資料 A-1-8】	Fukuoka Global Venture Awards（フクオカ・グローバルベンチャー・アワーズ） http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/fgva2014-01.html https://www.facebook.com/FukuokaGlobalVentureAwards/	
【資料 A-1-9】	ふくおか生涯学習ひろば/e ラーニング・通信教育／サイバー大学 https://www.gakushu.pref.fukuoka.lg.jp/studies/detail/338	
【資料 A-1-10】	佐賀県伊万里市 http://www.city.imari.saga.jp/11868.htm 大学ホームページ「プレスリリース：e ラーニングプラットフォームおよびコンテンツの提供を開始し、伊万里市の地方創生をサポート」 https://www.cyber-u.ac.jp/information/000733-2.html	
【資料 A-1-11】	ヤフー株式会社「プレスルーム：IT人財を育成する取り組みを開始」 https://about.yahoo.co.jp/pr/release/2015/11/24a/IT人材育成プロジェクト https://about.yahoo.co.jp/info/itpd/	
A-2. 高等教育機関との連携		
【資料 A-2-1】	千葉工業大学とサイバー大学が『単位互換協定』を締結 https://www.cyber-u.ac.jp/information/000364-2.html https://www.it-chiba.ac.jp/cit_news/media/140915/topics3.html	
【資料 A-2-2】	帝京平成大学とサイバー大学が『単位互換協定』を締結 http://www.thu.ac.jp/news/2018/02/180221-01.html https://www.cyber-u.ac.jp/information/001183-2.html	
【資料 A-2-3】	佐賀大学がサイバー大学のe ラーニング科目を導入(単位互換) http://www.saga-u.ac.jp/koho/press/2018040212416 http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/tani.html https://www.cyber-u.ac.jp/information/001187-2.html	
【資料 A-2-4】	メディア授業導入に関する講習会資料 貴学におけるメディア授業ご導入の可能性について	
【資料 A-2-5】	大学ホームページ「プレスリリース：韓国の漢陽サイバー大学	

	とサイバー大学が教育研究連携の覚書（MOU）を締結」 https://www.cyber-u.ac.jp/information/000882-2.html	
【資料 A-2-6】	大学ホームページ「プレスリリース：漢陽サイバー大学とサイバー大学が『単位互換協定』を締結」 https://www.cyber-u.ac.jp/information/001390-2.html	
A-3. e ラーニングシステム及びコンテンツ等のサービス事業		
【資料 A-3-1】	組織図（2019年1月） 組織規程、組織規程別表業務分掌表（2019年1月）	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 A-3-2】	大学ホームページ「プレスリリース：Cloud Campus 教育研究ネットワーク・シンポジウム（2018年7月7日開催）」 https://www.cyber-u.ac.jp/information/2018/06/13/docs/20180707symposium.pdf オンライン教育の課題と実践的解決（川原洋） LTI による他大学 LMS との連携－機能概要と運用モデル（田中頼人）	
【資料 A-3-3】	クラウド型e ラーニングプラットフォームを利用した教育コンテンツの大学間相互配信（藤本徹・宮川繁・田中頼人）, 2018 PC カンファレンス http://gakkai.univcoop.or.jp/pcc/2018/papers/pdf/pcc059.pdf	
【資料 A-3-4】	高等教育におけるe ラーニング活用手法に関する共同研究成果報告書（東京大学 大学総合教育研究センター）	【資料 3-2-42】と同じ
【資料 A-3-5】	Cloud Campus 概要資料	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。